

(表紙)

忠國公	自文安二年
立久公	至應仁二年
前 舊記雜錄	卷卅八

自文安至應仁

- 文安五 寶徳三 亨徳三 (享)
- 康正三 長祿三 寛正六
- 文正一 應仁三

1302

文安四年丁卯、嘉吉四年二月五日、文安と改元 本田信濃守重恒 隅州清水を領す、叛

す、忠國公師を帥ひ、姫木城 今ハ國分に屬す に至り是を撃んとす、重恒救を税所氏 世々曾於都を食す に求む、税所本田と會し來

て姫木を侵す、傳云、東のさす尾より金吾石に攻入る、公の軍並峯より其横を撃て、今城かんぬきの瀬戸に戦ふ

公突出して是を破る、出羽守有久 公の第四の弟、大島氏の祖、源左衛門

尉公の第五弟伯耆守豊久、初源左衛門、忠力戰して傷を得たり、尉堯が詳ならず、豊久ハ義嗣氏の祖也 公の軍進て重恒を殺す、傳云、河俣太郎等顯名の士數十人、税所を殺す、公の軍死するものなし 遁れ去る、

寶徳二年庚午、文安六年七月二十八日、改て寶徳元年とす、

二月、伊集院大隅守照久 集久の子、伊集院氏七世、叛す、忠國公是を討す、照久軍敗して肥後國に走る、按に、伊十院氏其祖圖書介文兼、初て封を伊集院に受てより、爰に至て七世凡百五十餘年、始て除せらる、照久か妻ハ、忠國公の長女なり、

照久出奔の後、貞節を守り髪を削て尼となり、寺を府下に立て、永正四年、 太平山大徳寺と號して居所とす、卒して實峯妙恵大姉と諡す、以て開山とす、

康正二年丙子、寶徳四年七月廿五日、改元して享徳と号す、四月七月廿五日、又改元して康正とす、三月

四日、伊東大和守氏祐 祐安の子、北原又五郎貴兼 北原氏と兵を會して隅州に入り、廻・敷根・上井、今國分に屬す、を侵す、

忠國公輕騎を驅て是を逐ふ、正八幡の神官等大に起て賊を撃つ、氏祐・貴兼狼狽して遁る、忠國公軍を進め、

遁るを追ひ、首千三百餘級を得て歸る、

寛正三年庚辰、庚辰三月廿八日、改元して長祿と号す、四月十二月二十一日、又改元して寛正とす、市來筑

前守久家叛す、世子立久公師を帥て是を討し、市來城を

抜く、久家逃亡す、市來氏の傳、貞久公曆應三年に有り、其先政房、寶龜中初て封を市來に受てより凡六百九十年、爰に至て、 於是寺を市來に立て、法城山龍雲寺と號

初て除せらる、

す、予龍雲寺僧に聞く、初田布施常殊寺・吉田津友寺・龍雲寺を合せ、て、曾洞宗の三箇寺とす、一宗事あれハ三寺是を断す、大事あれハ本山福昌寺に聞す、後に南林・妙谷・興國を以、新三ヶ寺とす、應仁二年丁亥、寛正七年二月廿八日、文正と改む、

初將軍義政子なし、弟僧義尋浄土寺の門主たり、を還俗せしめ義視と稱す、約し云、汝を以子とし、立て我後とせん、異なる子を生せば、襦袢の中以て僧とすへし、義視喜ふ、後に將軍の夫人男子を生む、後義尚と稱す、夫人我兒の僧たる事を欲せず、竊に山名右衛門督持豊入道宗全に屬す、宗全以爲、義視立ッ時ハ、細川勝元右京大夫と稱す、執柄たらむ、我力を盡して義尚を立ては、我を用て執柄とせん、於是夫人の命に従ひ、義視を廢せんことを謀る、勝元其謀を覺り、義視と謀て宗全を滅さんとす、因循して京師の東西に軍し、

勝元・宗全兵を構ふ、是を應仁の乱と云、相持十一年、勝元が軍十六万人、宗全が軍十二万人と云、勝元檄を馳て、世子立久公を召ふ、又修理亮忠廉を忠廉ハ豊州家二世、傳後に出つ、召ふ、應仁二年召す、國中の亂に因て趣かす、初忠久公鎌倉に在て弓馬を習ふ、遂に其奥を得たり、世々相傳て、忠國公に至る、是を鎌倉流或ハ御家流と名づく、公川上義久十郎左衛門尉と稱す、川上氏五世上野公兼久第五子也、に是を授く、義久心を虚にして是を習ふ、又其願を探る、子孫に相傳て世々邦君の師たり、

傳云、文明中將軍義尚大追物を京師に行ふの時、義久射手たり、將軍其妙手を賞、諱字を賜、後追安と号す、立久公・忠昌公に師たり、其子武藏經久、義久公・義弘公・久保公に師たり、相傳て今十郎左衛門親盈に至る、

文明二年庚寅、應仁三年四月二十八日、改元して文明と号す、正月二十、忠國公薩州別府ニ薨す、享年六十八、別府田間に葬る、加世田麓の東、北の田中也、廟を爰に立て六角堂と號す、大岳玄譽と諡す、神主を深固院傳、應永元年にあり、海印寺泊にあり、東光山院廣濟寺末寺、延に立つ、愚管て邑人に聞く、曰、公宋に往んと欲す、文二年ニ創立、泊の郷茅野邑に在て順風を待、終に此に薨す、遺命して別府田間に葬る、愚謂く昔時坊泊・久志・秋目・加世田郷に屬す、故に泊に薨するを以、別府に薨するとするハ可也、宋に往んとするハ非なるを以、公何の故を以宋國に往んや、公始て琉球國に封せらる、若ハ琉球に往んするを誤れるもの歟、

1303

「國史 大岳公」

二年乙丑冬十月三日、公賜禰寢重清盟書、據大岳公舊譜、小松氏系圖、

是歲琉球王尚思達嗣位、據琉球國王世譜、

三年丙寅秋九月十六日、新納修理亮□治・禰寢重清・肝付兼忠・榊山孝久連名盟書曰、凡吾同盟一心協力祗事奥州、有渝斯言、諸神強之、奥州者謂 公也、據島津支流系圖、榊山氏譜、

□治、忠臣之子也、據島津支流系圖、明日榊山孝久遺新納□治・禰寢重清・肝付兼忠盟書、辭如□治等書、據榊山助太郎文書、二十九日、公賜榊山孝久盟書曰、自今以後唯君是依、有渝斯言、諸神強之、據島津支流系圖、

四年丁卯、事缺不書、

「正文在樺山氏」

契約

右、意趣者、

- 一以前申談候條々、可守弥其旨候、
- 一於後々も、弓箭之義理、貴方様不申談候而、相計事あるへからす候、

一如此雖申談候、毎度巷説申候、其時者、申口を相互ニ可申承候、

一大小事可申談子細之時者、不可残心底候、
 一世上雖轉變候、貴方様を可奉損亡仕たくみを、仕へからざる事、若此條々偽申候者、

伊勢天照太神 熊野三所大權現 的野八幡大菩薩 霧嶋六所權現 春日大明神 諏方上下大明神 天滿大自在天神御爵を可罷蒙候、

文安二年三月廿七日

樺山殿

(和印) 正存(花押)

右、意趣者、

- 一以前申談候條々、弥可守其旨候、
- 一於後々も、弓箭之儀理不申談候而、不可有相計事、
- 一重々雖申談候、在讒者、連々荒説風聞之時、若存不審者、求謂口可申承披候、

一敵方より此衆中を爲被分候、此方向之所領をは、其方様心中ニ被計、又其方向の所領を此方ニ被計候共、相互ニ競望を成被成申事、あるへからす候事、

一惣別之世上者、縦如何様ニも候へ、此衆中之事ハ無二一堅可申談候事、

若此条々偽申候者、

日本鎮主伊勢天照大神 熊野三所大權現 王城之鎮主八幡三所大菩薩、殊者當國鎮主妻万五社大明神 鶴戸六所權現 霧嶋六所權現、別者當庄鎮主八幡三所大菩薩 諏訪上下大明神 天滿大自在天神、惣者日本六十余州之大小諸神之御爵、各々身上ニ可蒙罷候、

仍起請文如件、

文安二年 丑卯月三日

伊東 六郎四郎(花押)

「正文在樺山源三郎久清」

「朱カキ」

「上包ニ」「重而伊東殿ヨリ」

重契約

樺山殿

「此書、樺山氏四代孝久譜中ニ在リ」

「忠國公御譜中」

「正文在祢寢右近重永」

契約

一自然雖爲天下轉變、可成一味同心思事、

一和讒凶害之時者、以次可申事、

一公事向之時者、就其理次第、可致沙汰事、

一向面々、不可違法事、

一自今以後蜂起之時、弥可憑入事、

右此條々僞候者、

天照大神宮 八幡大菩薩 霧嶋六所權現 正八幡大菩薩

天滿大自在天神可蒙御討候、仍契狀如件、

文安二年十月三日

陸奥守忠國(花押)

(重清)
祢寢殿

『福昌寺文書』

奉寄進賢忠寺

薩摩國給黎院奴久見之内塩屋一之事

雖然 義天御志深御座候間、彼在所奉寄進賢忠寺ニ所也、仍萬雜公事諸役等、悉停止之、於後々背此旨輩者、不可爲久景子孫、仍寄進狀如件云、

文安二年乙丑十月八日

藤原久景(花押)

1308

「在新納久四郎入道宗心」

犬追物手組事

文安三年
二月日

又三郎殿

嶋津次郎三郎

村田三河守

指宿平次郎

本田因幡守

嶋津十郎次郎

嶋津三郎太郎

市來筑前守

嶋津下野守

嶋津八郎左衛門尉

檢見

喚次

陸奥守殿

平田美濃守

「正文在樺山源三郎久清」

1309

契約

一自然雖爲天下轉變、一味同心仁奥州之御用ニ可罷立事、

一參會合戰之時者、不殘心底^お可申談事、

1310

一和讒凶害之時者、依時宜可申承事、

若此条々偽申候者、

伊勢天照大神 熊野三所權現 正八幡三所大菩薩 諏訪

上下大明神 天滿大自在天神御爵お各可罷蒙候、

仍契約之狀如件、

伴兼忠(花押)

文安三年九月十六日

右馬助重清(花押)

修理亮忠治(花押)

〔孝心〕
椀山殿

にいろ

〔上包〕
椀山殿

肝付

ねしめ

〔此書、椀山氏四代孝久譜中ニ在リ〕

〔正文在椀山氏〕

契約

一自然雖爲天下轉變、一味同心仁奥州之御用ニ可罷立事、

一參會合戰之時者、不殘心底お可申談事、

一和讒凶害之時者、依時宜可申承事、

若此条々偽申候者、

1311

伊勢天照大神 熊野三所權現 正八幡三所大菩薩 諏訪

上下大明神 天滿大自在天神御爵お各可罷蒙候、

仍契約之狀如件、

文安三年九月十七日 美濃守孝久

新納(忠信)
修理亮殿

(重清)
ねしめ殿

(兼忠)
きもつき殿 への案文

〔正文在椀山源三郎久清〕

契約

一雖天下轉變、可成同心思、

一和讒凶害之有族者、依時宜可申事、

一自今以後、任理非、無二心憑入事、

若此条偽申者、

伊勢天照大神 熊野三所權現 正八幡三所大菩薩 諏訪

上下大明神 霧嶋六所權現 天滿大自在天神御照覽可奉

仰、仍契約狀如件、

文安三年九月廿九日

忠國(花押)

椀山美濃守殿

「上包」
かは山美濃守殿

「此御書、樺山氏四代孝久譜中ニ在リ」

1312 「正文在楞嚴寺」

「ウラ」

「重兼」

奉寄進

曾小河内敷祢上檀行平田代一頁 五百文 事

右、水田者、自本田出雲守方、重兼本物返之質券取候而
知行仕候、然間亡父道光禪門毎年九月廿三日爲忌日祈田、
相副本文書、所奉寄進楞嚴寺也、自本主被請返候時者、
以本物四貫文、又田島之間有御買得、到永代輕微之志預
連續候條、可被備考道坎、重兼於子と孫と、可守此旨、
仍所奉寄討ツマ之狀如件、

文安三季十月廿日

神重兼(花押)

1313 「正文在比志島氏」

源義清讓渡

(立願)

讓渡孫千代房□薩摩國滿家院之内比志嶋・河田・

西侯・前田・上原箇、以上五ヶ所惣領惣式事、

右、件田島山野、義清重代相傳所也、而間關東之御下文

・代と手次之狀、調度文書等不殘一紙、孫千代房丸讓渡

事實也、此上ハ任先例、無相違可令知行也、於比志島田

島少と、子共ニ千代房丸爲恩相計也、所々ハ心安面と被

知行仕候者、對義清可爲志候、仍狀如件、

文安三年十二月九日 義清(花押)

1314 一壹岐加賀自記ニ、三侯領主高木氏、文安四年丁卯ニ没

落ト記セリ、

1315 『水引執印文書』

(端裏書)
「三郎讓狀」

雖如此讓渡、宮内五代之内ニ三町五ヶ所、薩摩郡之内四
町五反、くきもと一町之内浮めん五反平田一丁、康令一
こハ可爲計候、又計候熊少こゝろさしの分計候、熊一こ
の後者知行候へく候、かの神領おいて、そりやう一人よ
り外ニ讓あるましく候、此旨をそむき候する人ハ、康令
の子孫にてあるましく候、仍而おき文如件、

文安三年丙寅十二月十三日

前遠江守康令(花押)

執印三郎所

「市來崎氏文書」

「口裏ニ」
「永代之相續の状 道性」

心さしあるに於て六郎衛門ニ相續之所

一へき雲寺代官職の給分足の夏

一田島の間

一前田一鶴の上一國ニ

一おひ田 一さしけのさこ

一たぬき穴 一宮之前同宮の後

一梅のさこ 一なへ田の苦河「マ、」

一たにの口 一かうか崎 一油地

一松のさこ 一三十田 一鳥こへのほり町

一島之次第 一小島 一かみのかわら

一池上の島 一時漑の原の島

一なへ田の島 一いやしき

文安丁之二卯歲三丁之総十月吉日

道性(花押)

於子孫まくのもん、舞たる鶴ニ勝草ヲマクノ紋ニスユ
ルナリ、

平治年中、薩摩州下向、

「本ノマ、」
光兼(花押)

「國史 大岳公 節山公」

五年戊辰初、公如三俣院、陰誘和田正存、正存應之、

因與之謀、先攻高木氏、殺殖家或作植家、及其父長門守是家、

又與蘇郡住人税所介合謀、逐大隅守護代本田信濃守重經、

遂攻島津用久持久更名用久、於谷山城、新納忠臣諫、公曰、兄

弟魚肉家門滅亡之道也、願君式相好矣、莫相猶矣、公

悅、冬十月、公與用久平、用久黨與皆降、國內稍定、獨

伊東氏・土持氏未下、據節山公舊譜、舊譜載節山公書、書中及正存事、存字頗類友字、徐視筆勢、還是存字、

觀者審之、本田家總譜元親無男、以弟重恒為嗣、重恒驕傲廢上、大岳公逐之、以其弟因幡守國親為元親嗣、今據節山公書、為大岳公所逐者重親也、今從之、按本田忠親無男、以弟重恒為嗣、見上嘉吉元年注、蓋元親

・忠親自是二人、而重恒乃忠親之弟、本田家總譜、以忠親・元親為一人異名、遂以重恒為元親之弟、展轉謬矣、忠親・元親事已見第八卷、應永十六年注、蘇郡即曾於郡、曾於與蘇和音相近、緩急差異耳、

應永十六年注、蘇郡即曾於郡、曾於與蘇和音相近、緩急差異耳、

「在感應寺」

南禪寺住持職事、任先例、可令執務給之由所被仰下也、

仍執達如件、

文安五年七月晦日

大叔和尚

「是ハ細川右京大夫勝元也」
右京大夫判

「全」

納

大叔和尚御入寺御奉加錢之事

合佰貫文者

右、所納之狀如件、

修造納所

中漸判

却來

都寺

梵舜判

文安五年八月四日

都聞

中竺判

却來

首座梵耆判

西堂聖慶判

侍依禪師

1320

〔谷山伊佐智佐權現文書〕

谷山和田之内

一七段廿 霜月廿日祭田

むらた經房判

柏原永好判

伊地智久安判

文安五年十一月七日

神主之分

1321

谷山和田之内

伊佐智佐神領

一二段廿 霜月廿日御祭田

一二段 八月ひかんの御祭

以上

むらた經房判

柏原永好判

伊地知久安判

文安五年十一月七日

可分

1322

〔忠國公御譜中〕

〔正文在帖佐衆富山清右衛門義清〕

(本文書ハ一三三九号文書ト同文ニツキ省略)

1323

〔市來崎文書〕

ゆつり狀

薩摩國山門院三百五十丁、此内先々高小野之分龜太郎丸ニゆつりあたふ所也、猶末代此所りやうの事、不可有相違候、仍狀如件、

文安六年つちのとの

持家(花押)

能登守殿

進之候

1324
ゆつりあたう

一よこミねのむら二町一反、このほかてつくり一町、と
しよりへつしてゆつられ候さい所にて候、

一又くきさこ二町

しはひき一町二反

くほうよりあつかりて候、かさねての御おんの事へ御
心さしによるへく候、

一はく路の事

しもたかうのに三反

なかせう路ニやしき四ヶ所四田反

上原のさい所これ又へつしてとしよりあつかりて候、

末代のさい所たるへく候、亀太郎丸ニゆつりあたへ候、

仍爲後狀如件、

文安六年つちのとの 二月九日

平能登守家教(花押)

又おうくほみそうへ三反

すかむた三反

井てのすミ三反 ひらき二反合五反

はく路しもたかうの山下一か所

1325

「口裏」
「たいらの彦六へゆつり状案文」

ゆつりあたふ子息彦六所

薩摩國山門院東方田島事

一高橋里

口坪四段廿

但往古より坪定有

つか原九段

むくの木丸六段

四至をさすニをよはす

かくら田貳段

今新開貳段卅

上平牟田貳段廿

一高小野里窪田七段

已上參町參段廿定

一高小野やしきの事

東限 立きゝの御前通

四至 南限 田ふちのはたうのまゝ

西限 五郎太郎入道給分内田成仕給分同西かき

ね北南ニすくにとをす

北限 古はゝのかきねのまゝ

1326

「正文在楞嚴寺」

「ウラ」
「五くわん文のしちの状 留守殿」

ようくあるにて、本物返のしちけんに入をき候ちきやうふん、しくないの内のくちのその、たうくわんかいやしき、代のようとう五貫文ニ定候て、留守景安の手より、小河のミなどのたうちんのもとにをき候事実也、年紀ハ三ヶ年さため候、三年すき候ハ、ありよりニうけ候へく候、仍爲後日しちけんの状如件、

文安六年六月廿日

景安(花押)

1327

「樺山氏六代長久譜中」

「正文在樺山源三郎久清」

猶々自然之時は、依番行通、御無心御座候ハ、可目出候、

此間可申通之處、依不輒路次候、無音罷過候、非本意候、兼又兄にて候者伊集院ニ被越候、來廿六日、當所ニ可勢

遣之由被申候、仍所々勢共打寄候、定而可被取陣候哉、

吳子細之時ハ可令申候、又不給候ハ、所仰候、雖無指事候、遙久不申承候之間、令啓候事候、期後音候、恐々謹

言、

「朱カキ」

「宝徳元年秋」六月廿三日

「七月宝徳ト改元ナレハ文安六年ナルヘシ、朱カキハ誤也」

「用久」
好久(花押)

「上包」
樺山殿

好久

1328

「國史 大岳公」

寶徳元年己巳、是年七月改元寶徳、自六月以前猶是文安六年、夏四月二十九日、足

利義政爲征夷大將軍、據將軍家譜、秋七月二十八日改元、據和事始、

是歲琉球王尚思達卒、據琉球國王世譜、初伊集院大隅守照久殺石

谷出羽守高久、取石谷村、高久子左京亮頼本訟於公、

據島津支流系圖町田氏譜、義天公以石谷村、爲夫人湯沐邑、見上卷應永二十七年、蓋夫人薨後、町田氏領石谷村、石谷高久

者、町田助久之曾孫、同上、町田助久、見第五卷建武四年注、高久領石谷村、因爲氏、至於玄孫長門守忠

榮、復本姓町田氏、照久、頼久之子也、伊集院十右衛門系圖、頼久六男長照子曰助三郎孝久、別於爲丸田氏、

丸爲照翁公猶子、則初大千代丸者照久之兄、即照翁公孫奉木主者也、蓋其人早死、照久復稱初大千代丸矣、而伊集院氏系圖、照久兄無初大千代丸、豈偶逸其人乎、無乃以照久爲奉木主者乎、照久告季久語、見第八卷應永十

八年注、照久素著異志、至是其迹稍著、據大岳公舊譜、

二年庚午春二月二十四日、公攻伊集院照久於伊集院、

1330

〔年代記有之〕

一寶徳二年庚午、改貴久爲忠國云々、

1329

〔殉國名數中〕

寶徳元年己巳

石谷出羽守高久 町田家十一世にて、大岳公の時執政と爲り、石谷を賜ひ氏にす、伊集院大隅守照久に伐れ、妙

圓寺の前に戦死す、時き戦て陣歿するものもありしとぞ

享徳二年癸丑

七月廿五日、村田美河守經近 節山公の時薩摩出水ニ於て戦死とあり

照久出奔肥後、據大岳公舊譜、夏四月二十日、沙弥遣 公書曰、

幕府徵大隅・薩摩・日向段錢、以資内裏營建、至今未輸、

宜丞獻之、同上、沙弥下書畠山徳本押字、下十月二十八日書同、是年作内裏段錢、事不見續本朝通鑑等書、俟考、段錢事

見第八卷明徳四年、秋八月十日、公使羽島豊後守領羽島及其餘邑

如故、同上、冬十月二十八日、沙弥遣 公書、言渡唐硫磺

事、同上、按書中、所言似云因渡唐人求硫磺、以資天龍寺營建、然辭太略、其意不可得而釋、姑舍是、又按大岳公舊譜、二月二十八日、幕

府遣公書曰、遣梵章首座、督硫磺事、九月二日、遣公書曰、硫磺二萬五

千斤到、嘉乃厚意、因賜燈一領・太刀一腰、久哲公舊譜、三月六日、幕

府遣公書曰、前日所致硫磺殊為下品、更選佳者、復是歲琉球王尚金

致一萬斤、三書無年、因是年書硫磺事、而附錄之、

是歲琉球王尚金福嗣位、據琉球國王世譜

1331

〔年代記并伊集院系圖有之〕

一同年二月廿四日、退治於伊集院 大隅守照久也 畢、

1332

〔忠國公御譜中〕

一伊集院大隅守照久者、妻我之長女、雖爲親子之交、專

逆心其陰謀既露顯、以故寶徳二年庚午二月廿四日、攻

退於伊集院城、照久向肥後州遁去也、

1333

〔正文在手鏡〕

〔封紙ウハ書〕忠國

造 内裏料大隅薩摩日向三箇國段錢事

先度被仰之處、于今未濟之条不可然、早可被懸進之由所

被仰下也、仍執達如件、

寶徳二年四月廿日

〔畠山持國入道徳本判ト片カキアリ〕沙弥(花押)

嶋津陸奥守殿

〔忠國公御譜中ニ在リ〕

〔右ノ正文ハ、舊御番所御文書ニ番箱中歴代寶鑑中ニアリ〕

1334

〔正文在末吉衆羽島新兵衛〕

羽嶋其外所々知行地等、不可有相違所也、仍任先例、領

掌之狀如件、

寶徳二年八月十日

羽嶋豊後守殿

〔忠國公御譜中ニ在リ〕

(忠國) 陸奥守(花押)

1335

〔正文在村田太右衛門尉〕

硫磺事、就天龍寺造營、爲渡唐可被執進之、當寺之外者、
堅可被禁制之由、所被仰下也、仍執達如件、

寶徳二年十月廿八日

嶋津陸奥守殿

〔忠國公御譜中ニ在リ〕

(島山持國) 沙弥(花押)

1336

〔大崎土人伊十院氏藏〕

坪付

牛屎院内光吉水田

一せとくちの門

三反卅みつよし

以上

此内一反なへミねのすむ田
七反 大きやう

一町三反 うへの田

一反廿中 牛尾の内 みなみ田

一反卅 同田 井手のをもて

三反 同 かへら田

三反 同 こくし田

一反 同 中かへら

一反十 同 むかへ田

一反 同所 ひらき

一反 同 せう作

五反 同 小山下

一反廿 同 山下のならひ

二反 同 またひ所

三反 同 ゆところ

二反 光永の内 みねさき

以上五町廿中

寶徳貳年 十二月五日

村田肥前守 經房(花押)

大寺彦左衛門尉 光貴(花押)

町田周防介 胤久(花押)

伊集院三郎左衛門尉殿

1337

〔正文在和田帶刀〕

昨日預御狀候、御便宜と心得候て、則不能返事候刻、重而不審等細と示給候、悦入候、敵方手を失之由事目出候、如此候ても、弥陣と堅誘候而了簡候者、猶以可得利候、面と存知之前候間、不及申候、時宜連日可承候、恐と謹言、

十月廿九日

忠國(花押)

〔正卷〕
和田殿

1338

〔正文在和田帶刀〕

返く落人等之事、誰ををは被殘置候由、承候由可然候、又燒山と申所、陣と取候而可然候由、承合も可有之候、

御狀細と披見候、仍其方不審罷歸候、去共委細申候、尚以可然様面と可有談合候、次不殘人奔之由承候、悦候、隨而三侯邊就用心、申子細等、如何にも無越度候様被申付候而可然候、尚と其時宜連日可示給候、恐と謹言、

十一月十日

忠國

〔正卷〕
和田殿

1339

祝言千秋萬歲重々、抑今日廿九日、姫木之城〔隅州清水〕罷登候間、

石原口ニ勢を殘候處、敵方二手ニ懸候て大儀之合戰候、思程切勝候、始は河侯か居而候東之さす尾より金語石まて被切籠候、其後篠嶺之横入をもミあハせ候て、今城か

んぬきの瀬戸、税所之兩城之合まで切籠候、又敵方田ま向より金語石まで切付候、度と合戰候へ共、御方は一人〔從山左衛門尉久安太刀打ノ跡ニテ此名アルト也、語ハ昔ニ作り可ナルヘシ〕

も無煩候、頸取候者ハ本田重經・河侯孫太郎、其外切捨仕候中間數十人、夜ニ懸候之間、其外ハ頸をハ不見知候、

御方太刀打ニ合候者ハ弟ニて候出羽守・源左衛門・たふせ又七少と手負候、其外廻方本田舍弟・長野備前、其外

一人もはつれ候とハ不見得候、手□之事數十人候、可推量候、慶事、恐と謹言、

〔文安五年〕
十二月廿九日

〔九代忠國公〕
忠(花押)

おあいらいとの

1340

一本田重恒譜曰、文安五年戊辰十二月廿九日、倡税所等與清水戰、終於石原口爲國親被殺、法名義翁忠公云々、

1341

〔正文在大隅宮内最勝寺右京〕

正八幡於四ツ足ニ忠國ほろ御さうてん、御しやくに最勝

奉寄進

八幡大菩薩御寶前、高城郡本萬徳之内、水田丸田壹反之
夏、

右爲祈禱、自今以後、奉寄進狀如件、

寶徳三年辛未三月九日

藤原朝臣久親判

三年辛未秋九月八日、

公講犬追物、據大岳公舊譜、嘉吉三年市來太郎與高木孫三郎拔、應好久見上、此年公講犬追物、射者十二人、市來就前守預焉、筑前守即太郎久家也、公藏高木氏、又與好久平、蓋於是乎、久家降矣、

享徳元年壬申、是年七月改元享徳、自六月以前猶是寶徳四年、享徳或作享徳非也、續本朝通鑑曰、享徳取尚書世世享徳語、文章博士夏五月十四日、公講犬追物、據大岳公舊譜、十五日

講犬追物、同上、秋七月二十五日改元、據和事始、

二年癸酉夏四月二十九日、公徙北郷持久於三俣院高城、

據島津支流系圖、北郷氏家傳曰、義昭僧正尊有之匪備間院也、主於野邊盛仁、既而幕府聞之、將誅盛仁、盛仁乃歸罪於別業讓岐房兄鬼塚備中守曰、首匿大覺寺殿矣、鬼塚備中守者、北郷氏之家臣也、由是辭連持久、嘉吉元年十二月十二日、幕府命細川右京大夫持之、使權山美濃守・禰禮右馬助討持久、公知持久之冤、然亦不得見幕府之面、乃徙持久於三俣院高城、以貶之、按島津薩摩守用久、始名持久、持久以谷山坂、嘉吉元年十二月十二日、細川持之使權山孝久・禰禮重清等擊、持久見上、而北郷氏家傳、以為北郷持久事誤矣、秋七月十二日、公使禰禮重清領禰禮如故、據大岳公舊譜、小松氏系圖、是歲琉球王尚金福卒、據琉球國王世譜、

寺俊道御參候、去年八月ひかん程なく、當年三月廿四日、伊東・北原の人数廻に引とをし、三ヶ所へ同日に衆をつかひ申、さつまの人数めぐり・敷根・上井打入被申、ひき申處ニきり付被申、山崎のあたりにかつせんはしまり候、社家の人数よこ入めされ候て、數千人てきほろひ候、御屋形様御しつけん被召候くひ千三百四にて候、御しやくに被參候、きつきう依目出度ニ、俊道望をたつし候へと御老中へ被出仰候、國親ニ吳見として内狀を進候、万前・中津川・下久□まぢりくのはく地水田坪付書付候て、鹿兒嶋江御參上候へ、御判を申受望をたつし可申候、巨細は御面語時可申達候、恐惶謹言、

三月廿九日

藤原國親(花押)

(上書) 最勝寺俊道

參御宿所

本田因幡守

羽嶋其外所・知行地等、不可有相違所也、仍任先例、領掌之狀如件、

寶徳二年八月十日

(忠國) 陸奥守(花押)

羽嶋豊後守殿

「寫在卷本」「此文書忠國公御譜中ニあり」

慈照院殿御代

管領

一細川右京兆

勝元朝臣

武衛

義敏朝臣

右武衛ハ斯波之事、

畠山右金吾

義就朝臣

以上三職

一吉良殿

澁川殿

石橋殿

此御三人大概三職同事、

乍去吉良殿御賞翫、

一山名殿

一色殿

細川讚岐守殿

畠山修理太夫殿

以上四職

一御相伴衆

佐々木京極大膳太夫殿

其外數多在之、

一外樣衆

山名相模守殿

細川幡磨守殿

同陸奥守

上下在之、國持并御紋御免賞翫也、

一御供衆

細川右馬頭殿

大館左衛門佐殿

伊勢守殿

此外數多在之、國持并御紋賞翫、御配膳ハ御紋衆也、

伊勢名字其外御紋無之衆ハ御相伴衆迄ハ御配膳、

一御部屋衆

一色式部少輔殿

細川刑部少輔殿

御紋御免御内々ニテ御配膳被申候、面むきハ不被仕

候、慈照院殿御代ニ始、其以後數多在之、

一申次數多在之、

一番方と申ハ五ヶ番之事也、上下在之、

一奉行衆

一同朋衆

一御末衆

一御小者

以上

1346 「鹿屋氏文書」

犬追物手組之事 寶徳三年九月八日

陸奥守殿 十二疋 國守忠國公 嶋津伯耆守 三疋

嶋津四郎 四疋 龜房丸 十二疋

嶋津三郎左衛門尉 三疋 市來筑前守 五疋

肝付河内守 七疋 加治木三郎 六疋

嶋津遠江守 五疋 嶋津金松丸 四疋

嶋津薩摩守 十三疋 又三郎 八疋

檢見

鹿屋周防介

「忠國公御譜中」 「正文在志布志鹿屋權左衛門トアリ」

1347 「伊作犬安丸譜中」

「伊作多寶寺鐘銘」

龔敬

奉懸鑄造推鐘一口

大日本國薩州伊作庄

石聚妙見大菩薩

御寶前仁

右志趣者 奉爲正朝外朝

一先出土久 御願圓滿 社頭

繁昌 殊大檀那藤原犬安丸

「本マ、」 庁大願主日隅政秀

根元願主沙弥善了

同勸進(ヨメズ)人等現當

二世之求願成就故也

大旦那犬安丸并願主

源大夫政等(直款)

寶徳三天師走十七日

友次 久住 大工國久

諸行無常 是生滅法 生滅々意 叔滅(寂)意樂(為)

1348 「在新納久四郎入道宗心」

犬追物手組之事 寶徳四年五月十四日

陸奥守殿

嶋津美濃守

嶋津四郎

嶋津亀房丸

嶋津遠江守

市來太郎

嶋津三郎左衛門尉

長野助五郎

嶋津大滿丸

鹿屋周防介

嶋津薩摩守

嶋津又三郎

検見

嶋津上野守

「上カキ」
忠國御代

「忠國公御譜中、寫在喜入攝津介、同年五月十五日ノ手組、同名ニテ
寫在同家トミニ、略ス」

1349

「忠國公御譜中」

「正文在北郷殿内都城野邊忍兵衛」

今度豊州飢肥福嶋就移、美作守被召移候、然者本地之日
置八十町之替地、兩所之中間宮之浦其外九十五町、引合
被申候て可被下者也、

享徳元壬申六月十二日

忠國(花押)

豊後守殿

1350

「藤野氏藏本」

一通 頼朝大將殿御自筆之御狀

一通 畠山重忠自筆之狀

十八通 頼朝大將殿御下文

七通 高氏將軍御狀

一通 高氏御下文大隅國寄郡并御施行一通
觀應二年八月十五日

一通 高氏御下文忠氏之御一跡師久御相續
觀應二年十一月二日

數通 高氏御廻文

二通 高氏御下文并執事狀一通
并官符宣一通

十六通 代々將軍御内書

三通 口宣并高氏舉狀二通

八通 高氏御判并讓狀

一通 官符宣并高氏御判二通
建武元年九月十二日

二通 國々庄郡并高氏御判延文元年
八月六日

七通 高氏御狀

五通 薩摩國人中 高氏御廻文

一通 肥前國松浦庄内早湊御判文和元年
十月廿六日

二通 義滿將軍御内書

二通 同御内書并直氏御内書一通

三通 義詮將軍御書

六通 勝定院殿之御内書
(義持)

三通 綸旨鎮西警固日向大隅守護職之事

元弘三年六月十五日
建武三年三月十七日

一通 吉野帝御綸旨并副狀敷通

六通 直義御狀

五通 義持之御書

三通 文永年中御下知

一通 三ヶ國其外諸國諸庄之文書

山城守道世より三郎殿への讓狀

八通 承久之御下文

十四通 讓狀

七通 師直之狀又加一通、又追而書一通、

一通 綸旨市來名主職并豊後國井田郷地頭職同施行二

通

一通 越前國已下の置文

元亨元年九月六日

一通 周防國楊井庄領家職

正慶元年十二月一日

三通 師直之假名書之狀

一通 自將軍家御返事

元弘三年六月十日

一通 にししまのゆつり狀

二通 和泉庄名主職同國東郷藏人跡事

文和三年五月廿五日

一通 大隅四郎宗實申給御教書

永仁二年三月四日

一通 薩摩國河邊郡并大隅國本庄御下文

建武三年三月十七日

一通 れいかくの御狀

三通 正八幡宮神輿御動座之時之鎌倉奉行狀

十三通 了俊御狀
(今川貞世)

六通 道鎮御狀
(我川滿頼)

數通 氏經廻文
(新波)

已上三十三裏

此外錦御旗袋一

寶徳二年(小)少春七日

〔此文書、忠國公御譜中ニ在リ〕

承 太守忠國公之命、享德二年癸酉四月二十九日、移三

侯高城、住於此十二ヶ年也、

寛正六年乙酉六月二十九日、持久及息男敏久去高城、移

安永古江村薩摩迫、是 太守立久公之時也、

1352 「忠國公御譜中」

「正文在祢寝右近重永」

大隅國祢寝當知行事、任先例、不可有相違領掌之狀如件、

享德二年七月十二日

祢寝右馬助殿

(忠國) 陸奥守(花押)

1353 「忠國公御譜中」

「正文在勝岡衆去川藤左衛門」

忠國より

ミまた院南方之内上さり河と申處、とひ松うたにたまへるへし、

享德二年十二月十三日

大寺彦左衛門(花押)

1354 「國史卷十 大岳公」

三年甲戌夏五月二十日、公講大追物、據大岳公舊譜、秋九月

二十三日、講大追物、同上、是歲琉球王尚泰久嗣位、據琉球國王世譜

譜、

康正元年乙亥、是年七月改元康正、自六月以前猶是享德四年、秋七月二十五日改元、

據續本 朝通鑑

二年丙子春三月八日、公講大追物、據大岳公舊譜

長祿元年丁丑、是年九月改元長祿、自八月以前猶是康正三年、秋九月二十八日改元、

據和事始、

1355 「新納久四郎入道宗心有之」

大追物手組之事 享德三年九月廿日

殿 (忠國) 嶋津四郎

嶋津又三郎 嶋津美濃守

嶋津助九郎 肝付河内守

飢肥豊後守 餅原攝津介

嶋津龜房丸 嶋津三郎左衛門尉

嶋津薩摩守 嶋津又太郎

檢見

嶋津上野守

忠國御代享徳三

「忠國公御譜中、在餅原平右衛門惟長トアリ」

1356 「御文庫廿一番箱^{大追}物^{一卷中}」

犬追物手組之事 享徳三年 九月廿三日

殿 嶋津四郎

嶋津又三郎 嶋津美濃守

肝付河内守 嶋津助九郎

嶋津四郎左衛門尉 嶋津孫六

嶋津亀房丸 嶋津次郎丸

嶋津薩摩守 嶋津又太郎

検見

嶋津伯耆守

「忠國公御譜中ニアリ」

1357 「臺明寺文書」

大隅國臺明寺

山王御寶前奉寄進錢六貫文以湯田三反・土器田一反、无程儀出來候て相違候お、當守護代本田國親六貫文錢弁申候て、案度申候事実也、仍寄進之狀如件、

享徳二年癸卯歲三月六日

「在家人ノ寄進狀」

「ロウラニ」
「臺明寺寄進狀」

東郷郡可義秀云々、三月廿二日

1358 「在御文庫二番箱他家文書中」

嶋津陸奥守忠國有謀叛之企由、連々被聞召處、分國中之人等數輩令退治、剩亂入肥後國、仍加治罰訖、早令合力嶋津上總入道祐貞、而可討戮忠國也、戰功不可過之、故恩賞地可任望、依仰執達如件、

康昌元年十月二十六日 (細川勝元) 右京大夫(花押)

和田殿 (正色)

和田殿 (上書) 右京大夫勝元

1359 「忠國公御譜中」

「正文在阿久根蓮華寺」

此方爲湯治罷越候、御留守之事候間、不能面拜候、今一七日も望候へ共、此方種々申合候之間、ふと可罷歸候、隨而一萬部經於在所讀^(ヨメズ)少くやう可仕候、新藏主せかき衣那^(マメ)なとあつらへ度候、与風被越候様可有催促候、尚々

御見參入度事難盡紙墨候、恐々謹言、

〔朱ニテ〕

〔康正元年秋〕十一月廿四日

忠國(花押)

南慶和尚御足下

1360

〔忠國公御譜中〕

一康正二年丙子二月、讀誦於法華經一萬部、七月、眞讀

於大般若、忠國願主也、

1361

〔御文庫廿一番箱犬追物手組一卷中〕

犬追物手組之事 康正二年三月八日

陸奥守 八疋

嶋津四郎 八疋

嶋津又五郎 四疋

嶋津三郎 七疋

嶋津助九郎 五疋

肝付河内守 三疋

市來太郎 二疋

長野助五郎 一疋

嶋津又七 五疋

嶋津又十郎 四疋

嶋津薩摩守 六疋

嶋津又三郎 十疋

検見

嶋津伯耆守

〔忠國公御譜中ニ在リ〕

1362

〔忠國公御譜中〕

〔正文在阿久根蓮華寺〕

今度罷通ニ入御見參候、日比之本意此事候、隨而爲祈禱

眞讀之大般若讀度候、百卷可得御意候、五百内申請度候、

其餘者、彼方此方ニ誂候、可有御察候、願愼之事ハ是に

て可認候、恐々謹言、

〔朱カキ〕

〔康正二年〕五月四日

忠國(花押)

南溪和尚

1363

〔相馬氏上總介忠長山城守忠譜中〕

〔正文在田布施衆二階堂三左衛門覺行〕

薩摩國之内田布施□□之事

右、任先例、可致沙汰之狀如件、

康正三年卯月廿六日

忠長(花押)

二階堂殿

1364

〔見于文明記末ニ〕

一長祿二年より弓箭出來、然者、於所々致合戰候次第、

嶋津修理亮忠廉手柄分凡注置處なり、

一隅州東郷城責勝ッ、

一同國玉利城責勝ッ、

一同所加治木石垣之下負、

一隅州加治木木田ニ而勝ッ、

一同國蒲生千手院口ニ而勝負無之候、但地下衆一人打取ル、

一同國加治木土器屋之前にて仕負ル、無太刀打者、大事

成處を勘へ留ル、

1365

〔國史 大岳公〕

二年戊寅、是歲 公與新納忠續日州飢肥、使居其地、以

備伊東氏、而領救仁院如故、據島津支流系圖、新納市正系圖、新納氏領救仁院、見第六卷觀應元年

初享德中 公使弟豊後守季久攻帖佐郷平山城下之、而使

季久領帖佐、據島津内膳家譜、平山五右衛門系圖、平山氏紀姓其先出自武内宿禰、傳二十餘世、至別當榮清、榮清領大隅正八幡宮神田事、而居帖佐、築城平山村、號平山城、因以為氏、子孫遂領帖佐郷、帖佐郷今無平山村、平山城遺墟、在帖佐郷地頭館南七町有餘、

保綱 倉村

1366

〔載國親譜中〕

守護代吉書

一可與行神社佛寺事、

一可專勸農事、

一可修〔 〕事、

一可執行大犯三ヶ條事、

一可入部所之領事、

右五條、可被致沙汰狀如件、

長祿二年正月四日

〔本邑〕 藤原國親

1367

〔全〕

改年吉兆环重幸甚、猶以不可有際限候、抑來十五日、境

飯之事、任恒例、令勤仕候、着少之預御助成候者、目出

候、恐之謹言、

正月四日

〔本邑〕 藤原國親

謹上 税所介殿

1368

阿久根波留村之内

上下諏訪大明神兩殿神躰扇形之鏡二面 〔本々、〕 堅壹尺二寸ツ、外

鏡又面有之、其内ニ貳面、裏板ニ左之通銘有之候、

南無諏訪上下大明神

右旨趣、信心大願主平兼次息災延命子孫繁昌故也、

長祿貳年戊寅卯月十七日

1369

「伊大安丸譜中」

伊集院諏訪祭祀之爲頭人、祭終而後、長祿二年戊寅十二月四日頓死、享年十六、法號良山道賢多寶寺、

大願主平兼次敬白

1370

「御文庫廿二番箱一卷中」

國泰民安、座於 君長生殿、文經武諱、賜予於太平書、
剩承厚庇之領、尤抱汗顏之愧、偏傾悉許之肝膽、雖令珠
囊之瓊琚・段子八疋、此內五疋青色、三疋白色、緞子、渾而十五疋
疋奉報也、山礪河帶守千春水魚約盟、革故鼎新堅萬歲邦
家柱石、

台察

(寬正二年)
天順五歲六月三日

琉球國王

三州太守麾下

「天順二年ハ長祿二年ニ當レリ」

1371

「國史 大岳公 節山公」

三年己卯春、帖佐平山氏反、二月三日、節山公與比志
島河内權守義重書、使率族人擊平山氏、明日、義重以告

邊牟木兵庫頭・東侯兵衛次郎・前田又四郎・西侯左近允

・小野木村太郎・河田三郎四郎・小山田彦五郎、據比志

系圖文書、公使義重擊平山氏、収局不詳、邊牟木・前田・西侯・河田・
小山田皆比志島氏之族也、第五卷元弘元年、有邊牟木兵庫頭義英、義英
子曰諠久、諠久子曰久家、久家子曰家昌、皆稱兵庫頭、上卷應永二十年
有前田又四郎範國、範國子曰範光、範光子曰範連、皆稱又四郎、比志島
氏始祖曰上總介榮碑、榮碑次子曰彌三郎盛忠、領滿家院西侯、因以爲氏、
盛忠八世孫曰左近將監盛時、應永二十年注有河田義祐、義祐子曰立昌、
初稱三郎四郎、後稱飛騨守、應永二十年有小山田範清、範清子曰範重、
初稱五郎、後稱肥前守、邊牟木兵庫頭等七人名闕、而兵庫頭・又四郎
等稱見比志島華人系圖者如此、因緣之、節山公、公之世子、
以備參考、東侯氏・小野木村氏未詳、志島義清見上永享四年、
子出羽守有久守莊内梅北城、以備伊東氏、秋七月三日、

有久死於三侯院小山之戰、

據島津支流系圖、大島盛大夫系圖、
小山合戰本末不詳、一說作文明八年

九月十三日、十三日或作十九日、梅北城遺蹟、在都城領主島津筑後別館
東南一里、係梅北村、諸縣郡高城鄉櫻木村有故城、名小山城、在地頭
館西南十
六町餘、是歲、公從蒲生領主蒲生十郎三郎宣清、爲給黎

領主、宣清、清寬之曾孫也、

據蒲生十郎兵衛系圖、蒲生清寬見
第八卷應永十七年、喜入安房系圖、

若狹守忠弘、額津久、大岳公之子也、公賜忠弘給黎、額久、額久、
額久無男、以揖宿與忠弘、而忠弘嫡子忠譽尚幼、忠弘乃以額久爲嗣、
額久亦以忠譽爲子、由是喜入氏并有給黎、揖宿、今以給黎、公奪和
黎賜蒲生氏、則喜入氏所領者揖宿而已、給黎後作喜入、初、公奪和
泉入道光珍・野邊盛仁等邑、以與嬖倖之臣、節山公與

島津用久諫之、弗聽反、疏 節山公、據節山
公舊譜、遂去鹿兒

島、之別府居焉、而使 節山公居鹿兒島、據大岳公舊譜、
御當家始書、此

事無年、觀明年以後、節山專制國事、蓋已
居鹿兒島矣、故置之於此、以爲後事張本、

1372 「ウラ」
「鎌田性海之寄進状 島むけニあり」

奉寄進

楞嚴寺島之事 在坪ハ富永園むけニあり、此内
ほりまちすこしあり、

代用途三貫文定

右、件之島を、社家滿徳殿より鎌田性海買得申され候、
嫡子若佐助依背上意候、其後本田國親缺處として治行申
され候お、弟にて候九郎二郎案途申候て、爲母之後生善
處、奉寄進楞嚴寺候處實也、案途申候上ハ、於已後、着
于此島、聊不可有他妨候、仍爲後證狀如件、

長祿三年己卯二月六日

鎌田氏政(花押)

鎌田政秀(花押)

「本田殿内ニ被居候間、後日之爲證文、鎌田政秀判申され候」

1373 「薩州家用久譜中」

長祿三年己卯二月廿九日卒、法名道存、號松夫龍光寺、

1374 「大島氏系圖」

有久

出羽守 應永三十年生、

九代 太守陸奥守久豊主四男也、母伊集院彈正少弼頼

久女也、

島津莊内日向方莊内之内梅北七十五町、隅州之内姫城

三十町、同國帖佐之内田中門四町八段、共百九町八段

賜之所領知也、

長祿三年己卯七月三日、日州三俣合戦之時、於小山遂

戦死、年三十七、

1375 「殉國名載中」

長祿三年己卯

七月三日、新納四郎三郎忠臣

大岳公和田・高木等を日州三
俣小山に征伐せられ、御危難

のとき、忠臣等數十
人戦て死之と有り、大崎將監忠秀 久秀と 島津出羽守有久

大岳公の四弟大島氏の祖なり、梅北
城主なり、亦同しく戦死、年三十七、

1376 「野邊氏文書」

先知行所々地、悉令改補、野邊刑部大輔入道寛柔領掌不

可有相違者也、

長祿三年七月十六日

(盛七)
野邊刑部大輔入道とのへ

1377 「全」

1380 今度對親父忠國不和之儀出來、非立久一人之所行候、某

1379 「正文在安養院」

(本文書ハ一三八五号文書ト同文ニツキ省略ス)

薩摩國伊集院大田之内一町、次栗毛馬一牽、
奉寄所也、
右、意趣者、敵悉退治爲本覆立願如件、
長祿三年八月六日

伊集院熙久〔大隅守〕(花押)

1378 『串木野頂峯院文書』

「伊十院氏熙久譜中ニ在リ」

敬白 冠嶽權現

奉寄進

今之時分、雖不似合之儀候、唐鳥并可然齋所望候、自然
被懸御意候者、返々可悅入候、次國之儀毎々被申合大友
候者可然候、委細尚眞鍋太郎左衛門尉可申候、恐々謹言、
〔年間不詳〕

六月十九日

〔盛七〕
勝元〔備前〕(花押)

野邊刑部大輔殿

聞、幼稚昔、奥州成敗重分國之族、且勞課役、且怖勤
仕、悉以令退屈、既永享年中号國一揆、同時蜂起、然間三州
守護職讓与舍弟薩摩守用久、自身出鹿兒嶋之居宅、日州
末吉郷隱居候、無幾程而悔還彼先約、鹿兒島押入之間、
用久故居所谷山院、構城墉、既兄弟之成弓矢、爭國事十
余ヶ年、其間之轉變不可勝計候、就中忠國於日州三俣院、
語得和田江右衛門尉正友〔存カ〕、討取高木長門守、其子被責亡
植家〔種之〕、是立久出陣之始也、其後乱入大隅國、蘇郡住人籌
策稅所介、而當國之守護代追失本田信濃守重經早、如此
次第世上依踏直、用久之住城谷山江發向、用久之難儀火
急之處、新納近江守忠臣歎一家滅亡之基、依成媒介之忠
言、文安五年十月、於當陣令和睦、依之殘黨之賊徒等、
渡押領去私領令降參、如此雖靜謐、伊東・土持一類猶以
不隨、然共山西悉歸無爲、人民成安堵之思之處、忠國採
累年之鬱憤、寶徳二年〔辺羽部〕熙久以來〔〕余黨和泉入
道光珠野〔〕大輔盛仁以下没倒官仕功勞之所帶、而充
省新參願盼之郎從、相殘一家國外様之人々皆以構用心間、
所々荒説無休時候、仍伯父用久其外迄年來之者及某、時
々申候様者、父祖之惡事可酬子孫候、彼可致猛心教化之
旨、朝夕雖申諫候、數ヶ年之間、一言之不能返答、押愁

涙而罷過候、諸人和語申様者、如形家督生來候者之如此候事、不憑候由受非而已候、爰長祿年中、菱刈民部少輔氏重・澁谷之徳重重豊・眞幸院住人北原又五郎貴兼爲張本成、〔未文欠〕

1381

〔正文在栗野來木瀬清左衛門〕

尚々油断不可然候、分明ならず候へ共、承不審候之間啓候、

高城之事、小城中城ニ敵仕無事候、残之城ニかたくもたれ候、さる程ニ堺目ニ明日明後日のあひたにうち出へく候、又敵方之勢今夜しのひことくにしたく候之由、只今つけ來候、さためてその仕事と覺候、いかにもかたく用心有へく候、當所之事も其心を得候、返々いかにも用心かたく有へく候、此ため態遣人候、恐々謹言、

卯月十八日 立久(花押)

貴嶋殿

〔立久公御譜中ニアリ〕

1382

〔正文在比志島左京義時〕

加冠

右、加冠元服之事、任比志嶋孫太郎源立頼、

于時長祿三年少春十九日 立久

比志嶋孫太郎殿

〔立久公御譜中ニ在リ〕

1383

〔國史 節山公〕

寛正元年庚辰、是年十二月改元寛正、自十一月以前猶是長祿四年、夏四月十六日、

節山公以薩摩州別府村河俣名高倉門八段地、爲鹿兒島諫方大明神社領、據節山公舊譜、郡村高辻候、世田郷有川畑村、高倉門屬焉、加冬十二月二十一日改元、據和事始、是歲琉球王尚泰久卒、據琉球國王世譜、

二年辛巳、琉球王尚徳嗣位、據琉球國王世譜、

三年壬午春三月二十四日、節山公賜入來院彈正少弼重

豊島津御莊薩摩方火同永利・山田城、據節山公舊譜、入來院主馬系圖、入來院重豊見上嘉吉、市來久家復以邑叛、久家降、見上二年注、寶徳三年注、節山公伐之、久家

棄城亡去、不知所終、自市來政家爲市來郡司職、傳六世至久家、而郡司職絶、據節山公舊譜、市來次左衛門系圖、節山公一月十九日、定四至疆界、則久家無月、據是年公建龍雲寺於市來、冬十家亡去當在其前、故置之於此、節山公建龍雲寺於市來、冬十

一月十九日、定龍雲寺邑四至疆界、世復其民、母有所與、

據節山公舊譜、四至地名詳見舊譜、龍雲寺在市來郷、四年癸未、事缺不書、

1384

『入來家臣宮里氏文書』

讓与 此内諸公事等へ、なりはるひ・いむたゝ二反可勤仕候、

薩摩國宮里郷下二郎丸名之内之事

右田地へ、水俣中一段、同江半分、ミヤさとのなりはるひしも五たん内一反、次端山堀まぢいむたゝ一段、かミさきの門田半、同にかきのさこのほりまぢ、又や敷分ハ清しつ名之内はきのその一所、東ハ馬くの田境、西ハなりいしのうつきおさかい、北ハ橋口とのうつきをさかい、又道蘭南付ヲ半分山やかけて、

右、件の田地畠地等へ、淨仁之相傳地行無相違地なり、然間、子ニにて候五郎二郎か處ニ、限永代讓渡候事しつなり、但御公事へ、随分限きんしせられへく候、此旨ハ無他妨、子まこに至まで地行すへく候、又薩摩こうり内畠中之門之内大明神田之ほりまぢ、同しけやすの八枝、^(杖之)次ニあらやまの神山田ひへた下のたん内なへし田一反、又中すのたゝたん内半、同なかすの北のなかれより半、兒徳竹内二たん半、此音聲地行時ハ兄弟ニてもつへし、かくのことくの讓、爲後狀如件、

沙弥淨仁(花押)

長祿四年かのへたつとし 三月廿三日

1385

『安養院文書』

奉寄進

諏方上下大明神御燈油祈田事

薩摩國別府村河俣名内高倉門八段余坪付別紙在之、右、田園、雖狭少、敬志廣博也、寄附之旨趣所以者、何爲上皇鳳永扇下、黎民豊樂、殊當敵退散、武運長久、壽齡龜鶴、家門繁榮、國土康泰、如意吉祥故也者、迄于驢年不可有變易之狀如件、

長祿四年卯月十六日

藤原立久(花押)

「立久公御譜中ニ在リ」

1386

「國分宮内澤氏藏」

下 補任權執印職事

法橋永万

右—略ス、

長祿四年卯月廿八日

正八幡宮權別當法眼大和尚位判アリ

1387

『入來家臣東郷善兵衛藏』

あらとのゝ門水田之事

- 一反 ふる竹
- 一反 ミヤした
- 三反十此内廿不 の本中かわら
- 冊 かと田
- 二反十 二田た
- 三反 かしわ木
- 冊 いしの下
- 四反卅 小山田
- 四反六斗不 くわはら田
- 三反卅 四反田
- 一反卅 八つく田
- 一反此内廿不 こつといつり
- 二反廿 はしの口
- 冊 竹下
- 三反 三反田
- 三反 三反田
- 冊 つかの本

以上三町三反卅

長祿二年九月吉日

1388

『全』

河邊の郡あらとのゝ門水田

- 一反 つほ(つぎ)けの事
- 一反 なる竹
- 一反 ミヤした
- 三反十此内廿不 の本中かわら
- 冊 かと田
- 三反 かしわ木
- 三反卅 四反田
- 二反十 二反田
- 冊 いしの下
- 四反卅 小山田
- 四反六斗不 くわはら田
- 三冊(マ) 四反田
- 一反卅 八つく田
- 一反此内廿不 こといつくり
- 二反廿 はしの口
- 冊 竹下
- 三反 三反田
- 冊 つかの本

以上三町三反廿

長祿二年九月吉日

(本文書へ一三八七号文書ト同文書ナルベシ)

長祿二年十月二日

崇薫首座

〔志願公〕
陸奥守判

1389

『企』

薩摩國河邊之内

坪付

三町三反十

二町二反

一町

浮免

五段あなた

以上

七町十

長祿二年潤九月 日

鳥原殿

あらとの門

かわらの門

かうとの
つしの門

五反田

1391

(前欠カ)

八幡三所大菩薩 諏訪上下大明神 別者當所鎮守日光神

宮御爵を可蒙罷候、

仍起請文之狀如件、

長祿二年十月廿六日

桃山二郎三郎殿

進上

左馬助忠俊(花押)

1392

〔正文在樺山源三郎久清〕

敬白 契約之狀

一世上如何様雖爲轉變、無二心可申談事、

一自然御大綱之時者、身之大事と存、御用可立事、

一野心お相工、和讒抜わさあるまじき事、

一於御領内中、我々領内より逆乱おなし候はん者承出事

候者、互ニ可致其沙汰事、

一如此申承候上者、下々に如何様なる子細お仕出候共、

菟角存ましく候、若和讒凶害之人候はん時者、無腹藏

申承へき事、若此条々偽申候者、

1390

『廣濟寺文書』

嶋津御庄薩摩國泰定山廣濟禪寺住持職事、早任先例、可

被執務之狀如件、

日本之鎮守伊勢天照大神宮 八幡大菩薩、殊ニ當所之鎮
守諏方 春日大明神等之御爵可蒙罷候、仍契約之狀如此、

長祿肆年十月廿六日

北郷義久(花押)

「此書、樺山氏六代安藝守長久譜中ニ在リ」

1393

「佐多氏譜中」

忠山

忠成 又太郎 太郎左衛門尉 下野守

嘉吉元年辛酉誕生、

1394

「正文在佐多又四郎内知寛之住難波青圍」

さつまの國みなミかたせいしやうなんきにおよふ所ニ、
しゆくの手を入候て、山田をたいちさせ候ちうせつニ
よつて、おとなりとよひ、やかておとなり遣候、のちく
までのしるしのためにおとなりとら太郎ニはんをつかわ
し候、

佐多忠成

「長祿ナルヘン」
ちやう六四年

十一月廿八日

1395

「入來院氏臣田中氏藏」

谷山中村の内

山ノ藪ノ門

四反

西田ふる川

二反

こくれうのうと

四反

めぐり町

五反

ほしく田

一反

出き田

ほり町

藪田

五反

まへ田

三反

まへ田

以上二町四反

荒田名之内

よこ手屋しき

五反

ほしく

以上

梅か谷屋しき

すわめん

二反

わき田

島地

なたうち

中嶋ノ屋しき

二反卅

中嶋田

1397

〔國分宮内澤氏藏〕

三反 浮免 竹ノ下
一反 たかノつくり

以上八反冊

長祿五年二月廿五日

萩野殿

1396

〔正文在樺山源三郎久清〕

契約

一於後々不可有二心之由承候、悦喜申候事、
一如此申承候之上者、雖諸方如何躰候、不可存等閑事、
一自然和讒凶害出來候之時者、互可申披事、

此条々偽申候者、

伊勢天照大神 霧嶋六所權現 熊野三所大權現 當國鎮
主新田八幡大菩薩 正八幡大菩薩 開門六所權現可蒙御
爵候、

〔寛正二年也〕

長祿五年三月十二日

立久〔花押〕

〔長久〕
枕山殿

〔此書、樺山氏六代安藝守長久譜中ニ在リ〕

正宮公文所下 可令大法師永觀爲御供所贖夏
右一略ス、

寛正二年卯月十三日

留守從五位下行伊勢守紀朝臣景照判アリ

1398

〔越前島津氏譜中〕

十二代
忠光

三郎左衛門尉

1399

上卿 日野大納言

寛正二年五月十八日 宣旨

源忠光

宣任左衛門少尉、

藏人左少辨藤原廣光奉

〔右書有之〕
〔口宣案〕

1400

〔高岡土河上氏藏〕

以河上又八郎方大寺彦左衛門、意趣具承尋、於于所領等

事者、不可有相違儀處也、仍狀如件、

寛正二年十一月廿四日

河上山城守殿〔守家〕

〔十代ノ太守〕
立久〔花押〕

1401

〔河上次郎左衛門尉〕

河上殿

〔天寺〕
ひこさへもん

太夫殿

〔川上〕
又八郎

四郎二郎殿

さいはいしたてまつるきしやうもんの事

一 兩度御一ひつニあつかり候、るす中にて御返事不申候、

今度ひろういたし候、すくニ返事被申へく候へ共、い

しうゐんニようたんニよて被越候、まつもてわたくし

より御返事申せと候間、一ひつお進候、

一 立久に二心なく、〔寛正三年公討筑前守久家於市來院、此言誤合、別子
説守家、為許可以觀也〕たん合あるへきよし承候、千秋万歳

目出候、

一 申たんする子細時分おもて可申候、

一 所りやう等之事承候、そのつほ付のことくニ、子細

あるましきよし被申候、目出候、

一 かくのことく申たんし候上は、たけんなく、いかにも

御れうけんあるへく候、此方事ハ申ニおよはず候、ふ

しんの時ハさうく申可承候、

此条とおいつわり申候へ、日本國中の大小の神きの御はつおかふむるへく候、
神名

五月九日

〔天寺左衛門尉〕
幸朝〔花押〕
〔川上又八郎〕
忠塞〔花押〕

1402

〔年代記有之〕

一 寛正三年壬午、退治於市來院、

一 同年、立久建立梵宇於市來院、號法城山、稱龍雲寺、

以心岩和尚爲開山者也、

〔立久公御譜中也〕

1403

〔立久公御譜中〕

〔正文在澁谷如兵衛重増〕

嶋津御庄薩摩方薩摩郡樋端之内田數五十町分事、爲析所

宛行處也、早任先例、不可有相違領掌之狀如件、

寛正三年三月十八日

立久〔花押〕

1404

〔入来院氏文書〕「立久公御譜中ニ在リ」

契狀

1406

『正文在高岡土河上次郎左衛門』

市來院之内坪付

八町 河上

三反 いてのこは

二町 牛の江

三反 いむた

1405

『立久公御譜中』

『念』

嶋津御庄薩摩方火同・永利・山田城之事、宛行處也、早任先例、領掌不可有相違之狀如件、

寛正三年三月廿四日

立久(花押)

入來院殿

1407

『國分宮内澤氏藏』

補任 御供所織夏 源朝臣澤三郎丸

寛正參年九月 日

右、世上如何様雖爲轉變、無二可立用之由、承候之間、

自是も于子と孫と、偏可憑入候、於此中、自然和謔凶害之人出來時者、不殘心底可申承事、

此條爲申候者、

伊勢天照太神宮 熊野三所大權現 新田八幡大菩薩 天

滿大自在天神 諏方上下大明神之御爵可罷蒙候、

寛正三年三月廿四日

立久(花押)

入來院殿

『重疊入道以心』

一町五段 山の城

三反 かきのほそり

同所 五反 中みち代有

一反 さかり松さは殿の

上の塩屋一

山野

一所 あちやかへら

以上十五町三段

寛正三年卯月十五日

一町五反 かき内田

五反 なかやま

三反 柳かまり

一所 松下山野共ニ

一所 北のはら

一所 北のはら

『平田』右馬助

兼宗(花押)

『石井』丹波守

義忠(花押)

『本田』三郎五郎

宗親(花押)

『大寺彦』左衛門尉

幸朝(花押)

河上山城守殿

『次郎左衛門トモ云、法名道隆』

1408 「藤野家文書」

「ハリン」 「ウラニ」 「藤野久右衛門ノ書」

寺家政所下 正宮公文

補任 御供所職事

源朝臣澤三郎九

右人以、補任彼職、一事以上任先例、奉行之狀所仰如件者、社家宜承知、敢勿違^(次)、故以符、

寛正參年九月 日

正宮檢校兼石清水八幡宮權別當法印大和尚御判

1409 「正文國分正八幡宮社司澤某藏」

右之者、^{【是ヨリ口切レテナン】}康正三年三月以來、於御造築最中現不忠、既及御神寶之御沙汰候之際、先日奉籠忌狀云云、仍解謝等事

及數ヶ度、依款佗申、以別儀蒙御優免、如形所奉遂解謝之節也、仍祭物等并御馬進宮如件、

寛正三年九月

税所檢校藤原敦辰(花押)

1410 「正文在市來龍雲寺」

法城山龍雲禪寺門前并寺領等之堺事

限東下藪之村 限西鍋山之溝

限南牟田之首藤尾龜山之尾通惣陳之尾之下之縁目通
限北黒岩之堺之畑通

右、門前之堺如斯、寺領等之事者、下藪八町、馬場之下七反、塩屋一江口、在之、彼寺請心岩和尚開山、守其法孫次第連續爲現當令建立上者、停止万雜公事臨時之課役等處也、於彼寺領者、迄于後々未來、不可有相違之儀者也、仍爲後證寄進狀如件、

寛正三年壬十一月十九日 藤原立久(花押)

「此文書、立久公御譜中ニ在リ」

1411 忠昌

初武久 又三郎 修理進 陸奥守

寛正四年癸未五月三日誕生、母梶原弘純女、^{母梶原三郎太郎當純女}

也、如斯字宿村梶原、^{承圖有之、可有再考、}

「御譜中左ノ如シ」

寛正四年癸未五月三日誕生、母梶原三郎太郎當純女也、

^{件梶原氏後裔有各山字宿村、其譜曰、梶原三郎太郎當純女也、未知孰是、可有再考、}

1412

「立久公御譜中」

「正文在太平寺」

(印文ヨメズ)

(印文立久)

藤原立久(花押)

泰平律寺翻蓋幹緣疏并序

華洛西又西薩陽府、有一望利顏之、曰醫王山泰平律寺也、
本朝

元明帝王御宇和銅初元戊申、出勅曰、朕今爲創優婆離尊
者遺業於三州、手雕造醫王善逝之三軀、欲當其道場本座
焉、蓋是非祈朕保祚、爲唯平四海利万民也、我日域之中、
某山某水何是耳、宰相府君奉 旨、相攸三州鳩工造之、
藻稅獲柱、不幾視落成於三寺、々々者長安因幡堂・台嶺
中堂・當寺是也、特染 宸筆、登當寺、爲三寺之甲刹焉、
實國土光華、人民覆蔭也、此材之中、有圍五尺六寸之柱
一本、色節異、不屬物變矣、駕話野之秋也、僉曰希有哉、
山川當表、澤野當廣、其景之富非一焉、密 醫王善逝者、
佛累悉擅人間妙藥、述七寶莊嚴之果德、顯九橫滅除之玄
微、昔宋孝武之世、鹿野寺沙門慧簡獲佛德之秘說、而譯
以日新流行矣、又太唐沙門玄奘奉詔譯其文、々中云、如
是我番一時薄伽梵遊化諸國至廣嚴城住樂音精下、與苾芻
衆八千人俱身善安住鐵網、莊嚴過於日月、幽冥衆生悉蒙

開曉、隨意所趣、加之、遣十二夜叉、七千眷屬司十二時
中、以擁護體信者云々、又破一微塵、出大經卷藏之寺庫
也、寺家困貧、則徒任蠹損焉、又延喜帝王睿弟吏部公卿
親錦持地、菩薩像充先后之追吊焉、律師淳空奉 旨、加
置之當寺也、時賊徒知琉球國是無佛之地、私偷茲像到於
彼國、鬻之國人喜甚矣、一日茲像垂淚珠崇販販、國人不及
問由畏之解纜、安之于當寺如元矣、佛面帝痕至今有之、
又 尊氏相公分金蠟八斛之設利、藏當寺璨々陪粒焉、應
永廿有五年比、當寺既荒廢矣、以無寺產、徒失修造手焉、
善逝時託婦人曰、凡世之設佛舍、必非捨己家資成之也、
以勸萬人、所謂衆力合成、々々々々、故萬人爲之能證三
善之果、盍速扣遐爾、修廢掃我莓苔狂婦愈恤矣、因之、
視聽爭開慳囊便補廢云、雖曲可記、當寺奇絕高束閣者也、
才擇十二三解之而已、頃者又罹上漏下濕之嘆、住持教源
以綿力之難、爲借天下大梵利惠日山義南藏主之筆爲疏、
拜 藤原朝臣千乘府君正吊勸邦郡者也、大乘赴信論云、
或有衆生無善根力、則爲諸魔外道鬼神所惑乱、又菩薩處
胎經云、世多愚惑、人守慳不布施積財千万億、稱言是我
有臨欲壽終時、眼見惡鬼神力風解、其軀無復出入息、又
菩薩本行經云、若見允者、面目顰蹙、當知是人、開餓鬼

門、繇之觀之、假令雖手實開之修古佛道場、其功德爲深也、矧亦捨倉陳乎、教源辱膺西大輿論北關鈞旨、改律師登上人位、且復補尸藻闕於當寺、勸檀度樹修造功專所希也、無貴賤無眞俗、結茲大善緣者、獲平安於現世、證妙果於將來者、疏曰、

梵刹重興宜記訥禪師之酬問、檀門大列何眞王錄事之寄資隨所求、則德聚光可以諭焉、得成就、則勇猛力既立功也、現莊嚴於所化之國、設樂施於衆行之源、全無他事、因緣是謂增上善果受八升米、直開現茶饒財之倉、讀六度篇能證須達布金之地、幻力修習豈小補哉、賴是有賣兒、速具無漏性五千經卷、雖未修具多葉上之文、七層法燈再回開樂音樹下之會、白水眞人兮、使千里鬼黃道天子兮、保萬歲躬、

寬正第四曆癸夏六月十又九日

幹緣沙門教源謹疏

1413 「藤野氏藏本」

嘉吉元年三月十三日、大覺寺殿之御事、依上意、櫛間於永徳寺御生涯候、同十七日、御頸上洛候、同六月廿日、京着之時之御感之御内□二通、玄照書記と候ハ即心坊主

之名也、滿政と候ハ赤松幡摩守也、一□と被遊候ハ大覺寺殿之御服儀也、後覽之人爲不審書付置候也、

寬正四年癸未七月七日

「立久公家老末田治部少輔」

宗親(花押)

「御文庫廿二番箱一巻中ニ在リ」

「又立久公御譜中、正文有之トアリ」

1414 「國史 節山公」

五年甲申夏四月九日、節山公與伊東大和守祐堯子六

郎左衛門尉祐國會於鶴戸、十日、復與祐堯會、據壹岐右衛門尉祐堯改稱大和守 祐堯見上文安元年

秋七月、

後花園天皇讓位於

後土御門天皇、據日本主代一覽

六年乙酉夏六月二十九日、北郷持久徙安永古江村薩摩

迫、據島津支流系圖、享徳二年、持久自都之城徙高城、至是復徙薩摩迫、古江薩摩迫今屬都之城中霧島村、中霧島村即郡村高辻帳、安永

村地、先是 公定鹿兒島諏方社祭法、號爲御佐山祭、

始自七月朔日、而二十八日爲大會、其日奉幣、第一頭

殿、居頭次之、而 公次之、

據國史町田俊雄、相良長香所撰諏方祭禮考、祭禮考、信州諏方社一年有七十五祭、而七月祭名曰御佐山祭、鹿兒島諏方社祭號爲御佐山祭本此、頭殿號稱勅使、言職人頭殿爲勅使、居頭號爲上使、言居諸人之頭、伊作家譜、伊作大安丸爲伊集院諏方社祭頭殿、祭畢而卒、年十六、又古調諏方祭禮頭殿人數帳、載慶長七年以來左頭殿、右頭殿、

及居頭・幣役、初獻二獻三獻人名、且言殿屋某宅、殿屋猶云頭殿之屋、即齋居室也、當時蓋以私宅為齋居室、而其為頭殿者、轉云某之子某、蓋其人皆年幼者、至於今日亦然、而陳方仕南有頭屋第、每年假構茅屋、以為齋居所、為頭殿者、自六月未遷居於此、七月二十八日祭畢、然後歸於私宅、此事、是歲、節山公定御佐山祭夫役法、以鹿兒島・谷山二十四村之民、分爲七番、輪年交承、自今年

至辛卯凡七年、據節山公舊譜、舊譜、中村・郡本村・田毛村凡三村、是為丙戌二番、坂本村・谷山福本村凡二村、是為丁亥三番、田上村・永吉村・谷山和田村凡三村、是為戊子四番、花棚村・西田村・東別府村・谷山五ヶ別府村・谷山山田村凡五村、是為己丑五番、澤牟田村・西之別府村・原良村・塚原村・毛野村・小野村凡六村、是為庚寅六番、上伊敷村・犬迫村凡二村、是為辛卯七番、自乙酉至辛卯凡七年、而二十四村輪番一周終而復始、則壬辰以後輪年交承亦如之、二十四村其屬鹿兒島郡者十九、屬谷山郷者五、田毛今作武、澤牟田今作草牟田、毛野今作花野、郡村高辻帳、有塚之原村、今云岡之原村、

『正文寫在國分土山崎盛右衛門』

『幕府院權守』

一平千代松丸か事者徳重嫡子たりし上、一子の事に候間云々、

一三ヶ國不慮之世上出來候といふとも、千代松か事者、

一篇に御屋形立久御方御用に可被立候、是より外に別の意見被申候する方野心たるへく候、各の中より沙汰有へく候、

一徳重時代にはなをつかせ候する者、同徳重時代になをし候はん落人、院内に御入有間敷候、かくれ候て出入時者、其用心も入へく候、嘗會を取おこなひ、文安

二年に定をかれ候日記のことく、御こしはまとの下の儀式、御こしかき二人つゝハ各々より出候、鎗流馬六騎、御答院六名の役にて候、同的持二人、弓袋さし二人、是も名より門まへりに可仕候、懈怠なきやうに各仰談られ候て、御奔走有へく候、

一院内之田敷之事、百二十町たりといへ共、久本領之内四百四十四町之ないけん〔当享徳元年〕の所也、壬申年奥州忠國より

三ヶ國算田候て、一反に百つゝの反錢かゝり候、其時入來當所にハ、町田殿・河上因幡殿・伊地知田嶋殿奉行に被越候、あまりいそかれ候間、徳重ハ兩津御供仕、

逗留申候へ共、潤八月、虎井・柏原・紫尾・久木野、郷に後田・湯田之事者、留守に算田候、同潤八月晦日、りやう津より罷歸候、同九月朔日より時吉之穴川口よりはしめて、てろく田さのほり一手、ねすミか城より屋なつめのほり一手、舟渡田より上しんかいに向て一手、如此はしめて、佐志・時吉・中津河・黒木・大村

・久富木・山崎・上舟木・下舟木・木澁・藺牟田・長野まで算田仕候間、十月廿日隙明候、院田の田敷本町之内二十四町、水損ふゝいたし候分百六十八町八反、已上御答院五百六十八町八反にて候、此分屋形へも付

誕生・戰死年于舊譜不載、今有所考記之、委見兼親之譜、

1417

〔企〕

一自家舊記曰、國親ハ三十三ニテ帖佐こまかへりにて打死候、上井殿・若宮殿多々打死被申候、其時兼親ハ三のとしなり、六の年めのとのおい候てつるきの御陣に被立候、五日、召置候て、兼親ハ千代なへにて御かへし候、人數ハ召置候、

1418

〔企〕

一古系圖傳ニハ、テウサノクサ水ノワタリ打死候、

1419

〔企〕

一此國親屋形重恒ヲ不義ニヲホシメストキ、内々家督ヲタマハラハ、奉公可申由申上間、屋形無相違御合點アリ、尔間、諸外城家之子郎等守順次、コレニ隨參ル處、元親一跡ヲハ悉不給、大略被官者共直參申、國親モ鹿兒嶋ニ居住申シ、奉公イタスナリ、清水ノ夏モ御公領ニテ人體ヲヲキ玉フ、元親・重恒世与夏ハ、國親ノ父親光、元親實子ナキ故、吾コソ元親ノ家ヲ可續心得、

1416

〔本田國親譜中〕

一寛正五年甲申、於帖佐駒歸或本作草水渡、戰死、年三十三、親國

進上候うへハ、院内にてハ其時の田數のまゝたるへく候、我等か童へにて候し時、原口ひたち殿・小栗殿城誘を十ひろつゝあて候へハ、それ程ハ持す候とて、八ひろつゝせられ候、其後ミナミ殿御越之時、十五町つゝの日さつしやうの日記には、ひたち方ハ五町三反、小栗方ハ五町三反、此日記を見せ候へハ口あかす候、變而へい共ぬらせ候、如此之事をおもひ出し候へハ、千代松童にて候とて、申度まゝ申され候方も有へく候、よくよく御談合有へく候、五百六十八町八反の日記ハ、文書箱の下ニ取置候、尋常にハいかやうの用所候とも、五人の程ハ御意見有へく、めやすの日記てちかくかき候て置候、それにて城誘等の事ハ仰付られ、院内五百六十八町八反之内百五町ハ寺領、百三町ハ神領とおほえ候、

〔外數行あり〕

〔甲申也〕
寛正五年

平朝臣徳重在判

于時天文廿一年壬子二月時正吉

元親ノ内ニアリナカラ、内々申入夏アル故ニ、元親様
 不合也、元親死去ノ砌、親光モ早世也、尔レトモ國親
 ニ世不給夏ハ、父親光ノ所存ヲニクミタモウ、故ニ尤
 第五ノ重恒ヘ元親世ヲ与玉フ云々、

1420

「殉國名數中」

寛正五年甲申

本田因幡守國親 帖佐駒綿にて戰死、年三十三、按に、大岳公平
 山一族を帖佐に伐れし時、御危難にて手目ら太
 刀打せられしといふことあれば、
 其時ならん、草水渡ともあり

1421

「載本田兼親譜」

又三郎いまほと人のあんニいり候て、それかしによ
 ろつむつかしき事をのミ申かけ候、ふうんの事にて
 候、てんまのしよいにて候、かこしまをさりわたし
 候て候ほと、すいしさせ給候へく候、こん日や二
 郎・かバ山とら太郎まいらせ候、くわしくきこしめ
 されへく候、いまほとくハうせつのしふんにて候、
 大すミのはからいよくくめされ候て、ほんたを人
 たてあるへく候、それさまわれく一しほおやとこ
 と申候をきよめ、たうけのいへをミかき候へく候、

やかてく御返事ニよつて申たんすへく候、

御ふまめやかに見申候ぬ、さてくその事しやうこ
 し、上人なんとひしくとらんとおもひ候へは、事た
 ず候よしうけ給候て、おとろきいり候つるころ、また三
 郎したへんニもうつり候て、ちよなへかためにて候へは、
 大すミをしつめ候へと申候へハ、そのふんなく候、よそ
 よりはさためてくハうせつ申候へく候、かまへてくこ
 ろへさせ給候へく候、くにちかちうせつうしなハせ
 給候ハす候て、それかしもくにのあんにいり候ハぬやう
 にありたく候、なにさまとのハラをあまたうつし候て申
 あハせ候て、かくこあるへく、又このたひかまたのくち、
 ねんころニほねをり候けるよし、ひしかり申候、よろこ
 ひいり候、返く御ふミ御うれしく候、かしこく、

かこしまより

たまくに

きよミつの

御返事申給へ

1422

「載本田兼親譜」

なをくもちよなへか事を、人たて候するあてかい

かんによう候、又よろづくにちかゝるときにハ、かハ
るましく候、なに事も申あハせ、かくこハわれ〜
申候へく候、

御ふみくハしく見まいらせ候、さても〜そののやうと
も、よろついかゝにおもひ候て、へつなるはんしゆをま
いらせへく候つれとも、その御きにもあわす候てハ、
いたつら事にて候とおもひ候て、かわかミ三郎五郎をま
いらせ候ふんハ、御身にへたてあるましく候とおもひ候
てまいらせ候へハ、あらぬかたにかたふき候て、いわれ
なき事を御身に申かけ候よしうけ給候、もつたひなく候、
そのさたいたすへく候、この御いしゆをハとつ(画)けへく候、
そのうちのものをかた〜おほせつて候て、くにちか
日外にかくれぬちうせつの事ニ候、ちよなへを人たて候
やうに、しゆ〜の御はうへんも候て、たい〜のちう
しやうにて候を、たにわたし候ハぬやうに御はからい、わ
れ〜かほうこうにてあるへく候、かわかミとのも、わ
れわれかおんたてこそ候かとそんし候へ、かまへて〜
しゆ〜の御はうへん候て、たい〜のちうしやうかく
こ候て、たい〜のちうせつをむになし候ハぬやうに御
はからいしかるへく候、よろつ又〜かしく、

しふしより
たゝくに
きよミつの
御返事申させ給へ

1423

「載本田兼親譜」

なを〜ほんた人たて御かうミやう候て、くちぎく
候へく候、

としのはしめの御よろこひ、いつよりもめてたく申候ぬ、
さて〜御つかひ給候、御うれしく、やかてかへしをこ
れのちんすいニより候ておそく候、心もとなくおほしめ
し候するおもひ候、まつりにひまなく候てふさたに候、
千代なへの事、いかにしも御かんにん候て、とりたてら
れへく候、はや〜見たくこそ候へ、又〜かしく〜、
(大始良カ)
おらより

1424

「在安養院」

鹿兒嶋 諏方御佐山之御祭之次第

きよ□つへ
たゝくに

寛正六年自乙酉始之、

乙酉年 中村 郡本
一番 田毛

丙戌年 河上 下伊敷
二番 谷山之中村

丁亥年 坂本
三番 谷山之福本

戊子年 田上
四番 永吉 谷山之和田

己丑年 花棚 西田 谷山之五ヶ別府
五番 東之別府 谷山之山田

庚寅年 澤牟田 西之別府 原良
六番 塚原 毛野 小野

辛卯年 上伊敷
七番 犬迫

以上七廻、右具在前、

同五月之御祭之次第

自同年始之、

乙酉年 山田圖書助 原良之平之門
一番

丙戌年 大徳寺 田上 小牧 永吉
二番

丁亥年 梶原源次郎 東別府
三番

戊子年 大寺千徳丸 澤牟田
四番

己丑年 有馬 皆房之村
五番

以上五回、具在前、

礼買之作法、別紙注之、云神慮、云天役、不可有怠慢者也、

本田治部少輔

宗親(花押)

〔立久公御譜中ニアリ〕

1426 寛正六年乙酉二月廿九日、立久公親迎伊東大和守祐堯

之女於鶴戸城、末弘十郎四郎・宮丸太郎三郎爲之興寄、

〔新脱之〕時堯乃使落合河内守贈 公物件、見于新納十郎文書、
中江伊東氏文書

1426 〔在新納十郎家〕

嶋津甲殿立久様從山東御前迎之御役人、御迎者宮丸殿、
〔時御年三十四〕

御輿寄左 末弘十郎四郎殿、右宮丸太郎三郎殿、松明役左
〔郡城衆〕

長野助五郎方、右同千代松丸、御中間二人、御待女房、
〔谷山ニ見ニ〕

新納十郎殿御内方ニ而候、御宿ニ而御坂迎之時御酌、新
〔三俣高城御代官 戸村氏女ナラン〕

納十郎殿御加、同安萬丸、御包丁人、中條方・萩原方、
〔忠親〕〔友義幼名〕

御祝儀御在所ハ鶴戸上御城ニ而候、
寛正六年二月廿九日

〔樺山安藝守教宗ノ三男、宮丸二郎太郎知教、七十五歳卒スト云〕

1427 「新納伊勢守 幼名安 友義譜中」
万丸

寛正六年乙酉春、節山公聘伊東侯女、二月、宮丸某、

按當二郎 爲御迎、時末弘十郎四郎・宮丸太郎三郎爲御輿

寄、長野助五郎・長野千代松丸爲松明役、而其行禮也、

安萬丸及新納十郎忠親行之御酌、是爲鏡堂夫人、乃大和
守祐墓

之女、母野村氏、以永享
六年生、是歲三十二也

1428 「北郷持久譜中」

寛正六年乙酉六月二十九日、持久及息男敏久去高城、移

安永古江村薩摩迫、是 太守立久公之時也、

文明二年庚寅二月十一日、卒安永、年六十二、

1429 「入來院氏臣田中氏藏」

大隅國かた尻之内

せとの口門

五段卅

上そのゝ門

三反廿

以上九反十

浮免

三反 くま崎ニアリ 山下

廿 又山下

一反 なつニアリ 河原田

二反 岩屋堂ニアリ 梅の木ノ丸

三反 とこなミ

五反 せと口

二反 岩屋堂ニアリ おきなさこ

惣以上二町四反卅

寛正六年

十二月廿六日

萩野殿

1430 「國史 節山公」

文正元年丙戌、是年二月改元文正、正月猶是寬正七年、春正月十七日、節山公

講犬追物、據節山公舊譜、二月二十八日改元、晦日、節

山公與伊東祐國講犬追物櫛間、據節山公舊譜、壹波瀾四郎家藏

東殿與島津殿講犬追物於櫛間、夏四月十六日、節山公與入來

修隣好也、是爲祐國公時事、院重豐盟書、據節山公舊譜、入應仁元年丁亥、是年三月改元應

猶是文正二年、春三月五日改元、據續本朝通鑑、是歲細川右京大夫勝元

與山名右衛門督持豊入道宗全戰於京師、大内介政弘等率

1431

軍助宗全、據續本朝通鑑、按此所謂應仁之亂、實為世道一大厄、故特書之、且為明年幕府使島津季久伐大内新介張本、
 二年戊子、幕府賜島津季久教書、使擊大内新介、季久未行、冬十月二十八日、復使細川勝元為書促之曰、大内新介分國除小貳本國外、降城略地、輒給與之、宜速引兵擊之、據島津内膳家藏文書、續本朝通鑑云、寬正六年遣明使僧清啓在周防、遣伊勢守貞親書曰、大内介教弘物故、宜以造船事命新介政弘、又云、應仁元年大内介政弘率兵、助山名宗全、則大内新介即政弘也、將軍家譜、政弘時領長門周防豊前筑前等州、分國依當時語、猶云分地、蓋謂筑前等州、

「立久公御譜中」

犬追物手組事

殿立久 八疋

嶋津助九郎 三疋

大寺千徳丸 一疋

村田阿兒三郎丸 二疋

嶋津三郎五郎 五疋

嶋津薩摩守 八疋

檢見

嶋津十郎左衛門尉

寛正七年正月十七日

嶋津又五郎久逸 五疋

嶋津九郎左衛門尉 二疋

蒲生十郎三郎 三疋

伊地知又九郎 三疋

吉田左衛門太夫 一疋

嶋津次郎三郎 三疋

喚次

嶋津三郎二郎

1432

「新納近江守忠續譜中」

居于鉄肥之際、太守立久尊君有光臨之儀、張行於犬追物、其記不泯、而存者記左、

1433

「寫在新納久四郎入道宗心」

犬追物手組之事

寛正七年二月晦日

殿立久 十七疋

嶋津次郎三郎殿 四疋

伊東二郎太郎 五疋

蒲生十郎三郎 八疋

嶋津九郎左衛門尉 五疋

伊東六郎殿 十二疋

檢見

嶋津十郎左衛門尉

於鉄肥ニ張行之、

「左ニ同案之寫アレトモ少々異同有リ」

嶋津薩摩守殿 十二疋

嶋津助九郎 十一疋

伊豆彦六 二疋

野村玄蕃允 五疋

伊豆主税助 七疋

嶋津又五郎殿 十疋

喚次

伊地知又九郎

1434

「國分宮内澤氏藏」

神領坪付

正御供田之分

二町四反	たかた	當知行一町八反
一町四反	や□きた	當□行島 <small>四反きよみつよ</small>
一町	なかみとり	同
一町	大つほ	同 島
一町	よこてた	當知行八反 <small>「本のまゝ」</small> 二反ちうまん方 ゐらん
五反	しんにうてん	同水田四反事島事
四反	しやしとま	同
三反	のかみた	同
四反	こもワらた	同
五反	<small>土くてん</small> ますゐた	同河はたしんかいおり
四反	ふなほし	同神人持
四反	<small>たなつ有</small> たなしり	同
五反	おちミた	同
二反	ワきた	同
八反	おちミた	同
一町	<small>此内水田一反半</small> ところつくり	同はしり太夫いやしきなり
四反	<small>うちむらニあり</small> なかミとり	當知行
一町	もり田	同くての丸はたけあり
六反	なかゑた	ゑんめいあんよりゐらん

四反	なかゑた	めうしゆふんゐらん
四反	いなはた	當知行
六反	てらさき	同
四反	つちあな	同
六反	のさきた	同はたけ
四反	そゑまち	同
五反	しやしとき	不知行
八反	<small>しきねニあり</small> かとくらた	當知行
〇五反	<small>よしたニあり</small> ちうなふた	不知行
〇六反	しもくるすた	同
〇六反	しもくすた	本久なかた不知行
五反	<small>かもふ</small> しんにうてん	不知行
四反	<small>てうさ</small> なかせた	同
一町	<small>せんちん</small> くわはらた	同
四反	<small>てうさ</small> ふなつた	同
四反	すミよした	同しんにうてん不知行
六反	<small>かちぎニあり</small> かきもと	不知行
一町	ひしかりまち	同
四反	にいはりた	同
一町一反	ひわたし	同

二反 へんさいてん

五町 一はし

四町 くりのニあり きたさとみなミさと正御供田不知行

以上三十町五反、此内當知行十二町六反、

神役田

〇一町 こもワらた 當知行

〇三反 やさか田 同

〇二反 さこた 同

〇三反 井丸 同

〇八反 のまくち 同

〇四反 つくた 神人新

〇二反 つくた 當知行

〇一町 ふちさき 大ミねとさニしちけんきよ
ミつよりゐらん

〇五反 なはた あれ 當知行

一反 あふくてん 當知行

〇二反 なひた 同

二反 ときてん 同はたけ

一反 かきもと 同はたけ

二反 つるはたけ 同はたけ

〇三反 水田その一所 いとへら田 同

〇一町 あせい井 安貞寺領

〇四反 なひた 當知行

〇四反 四反田 同
たからへのふせん方ニしち

けん

五反 口ニかく もりのその 「本のまこ」
くほた 大つふりワたくしゝかく

一町五反 口ニかく たかはたけくほたあり

五反 口ニかく せとくちはたけ

三反 くこまくら

二反 つかはたけ

五反 ときてん

二反 みなくち

三反 ミヤそのゝ前あれ

三反 かわさきその三ヶ所

一反 ちのつく

六反 うゑた

二反 はんたはたけ

〇二反 きたミとり

一反 ほひはたけ

二反 にしのそのたうちやのもち

一反 いのうへゐらん

二反 ちきめん寺早衛門

二反 きたみとりはたけ

四反 さやのまへ

三反 こうやのそのこつとぬらん

二反半 いのうへのてん

四反 さやのまへ

二反 六反はたけ

一反 たうせんつる

○一反 こしき田

一町五反 かきの木はたけ

一町三反 下のつるはたけ

中津河

一 そのたか所

二反 くのつら

一反 つくたに

二反 おにさし川

以上五反

まへ田か所

二反 まゑた

四反 たにくち

一反 たかた

以上七反

むかへ田か所

三反 なら木

三反 もりた

一反 つくた

□くしよさこの分

一反半 正御供てん 山野あり

まんせんのふん

ふとりその

一反 ふとり

五反 下ふとり

四反 同ふとり

三反 糸の木た

二反 かわほね

以上一町五反

みやその

二反 てらまへ 神田

一反 かなきやま同
三反 くわはらた
ほり町一

以上六反

ひかしその

三反 ふちわき

一反 ミつやま 神田

以上四反

ゑの木その

四反 ゑの木た

三反 せのくち

大その

二反 せのくち

一反 ふちわき

くらその

ほりまち一 いはした

あふきつる

ほりまち一 すたの木

かりやふん

一反 こひらた

一反 いなはた

三反 まゑた

二反 くわはらた

二反 かわほね 神田十一月まつり

御きしん もちいたの内 當知行五町

ふちわき

四反 てらのうしろ

四反 つしてん

二反小 つ木の木

二反 きたのさき

冊 ふかた

一反半 すなこま地

冊 せとくち

半 よつせ町

大 こと

一反 とりこゑ

三反半 なたへら

二反 ミやのまへ

二反 いけそへ

二反 しんにうてん

五反 此内一反あれ いちこさき

一反 たなか

二反 ミヤのまへ

六反 こなかた

三反半 ミヤのうしろ

五反 ゑミまし

以上五町

惣以上十九丁三反 舊知行十一丁八反
不知行七丁五反

寺家之分

上 ほうふハシ

一ヶ所 しき地

一町 なかみとり

九反半 ゆりこし

一町 三反あれ きやうてん

五反 なはた

以上三町四反半

とんけい分

二反 寺しきち

六反 六反田松本

一反 おふくてん まつのきた

四反 はたけ まつもと

二反 かきけん

以上七反 畠二反

大ちかん寺領いせんはらすちかいの時けつ所ニ爲へし、

その時もけつ所ニならず候分今度御さんてんニあらん

二反 しき地

五反水田 やさか田

五反 きたミとり

一町 しわらた

一反 ミやすた

はたけ 五反 さか井かミ ミつき共

五反 やけミたし

二反 ふゑふき

以上水田二丁三反畠二丁九反その五ヶ所

正宮御はらいてん

五反 おうハリ

二反 あまこさこ

五反 さいせうしの寺前

やしきのふん

一ヶ所 ふくしま さんやあり

一ヶ所水田一反 あさいゑもんのせう

一ヶ所 中のその八郎四郎

一ヶ所 はまかわ

一ヶ所 しちくり 「不詳」

二反 犬わら

二反 もりの下

二反 五郎はんくわん代 ■あり

きちしやうし

一ヶ所 しき地

一町 うきハしきやうてん

一町 むきた同

正すいし 以上水田二つ

三反 しき地さんや

たうちやう正行寺

一ヶ所 しき地

三反 ミすミた

三反 さすてん「本のまゝ」せとくち ミミミミミ

二反 たへ

一反 さつしやふてん

はたけ 五反 はしくち

以上水田六反畠五反

長祿二年壬九月廿六日

頼玄在判

1435

「鹿屋氏文書」

犬追物之手組 寛正七年丙戌 二月晦日

殿 (立入) 十四疋

嶋津次郎三郎 八疋

伊東次郎太郎 五疋

蒲生十郎三郎 八疋

嶋津九郎左衛門尉 五疋

伊東六郎 十二疋

検見

嶋津十郎左衛門尉

「此犬追物、立久於備間伊東六郎方參候時之御手組也、其時色々被申事有、射立百疋也」

嶋津薩摩守 十二疋

嶋津助九郎 十二疋

伊東彦六 二疋

野村玄蕃允 五疋

伊東主税助 七疋

嶋津又五郎 十疋

伊地知又九郎

1436

於飢肥

寛正七年二月晦日

殿 十七疋

嶋津次郎三郎殿 一疋

伊東次郎太郎 五疋

嶋津薩摩守殿 十二疋

嶋津助九郎殿 十二疋

伊東彦六 二疋

蒲生十郎三郎 一疋

野村玄蕃允 五疋

嶋津九郎左衛門尉 五疋

伊東主税助 七疋

伊東六郎殿

嶋津又五郎殿 十疋

検見

喚次

嶋津十郎左衛門尉

伊地知又九郎

〔右伊東源左衛門寄藏〕

1438

〔公文書ノ内年間無之〕

屋形へほういん(宝印)をひる返し、河上十郎(左衛門)まで申候時の御返状也、

一太刀

二弓征矢

三よろい

四鞍置馬

同引副

新足廿貫

又御屋形松之屋とニ御出之時、太刀・扇・折せく五貫進之、

御せんニ新足三くはん、

次ニ平田殿ニ新足三貫、太刀一遣候、

村田殿ニ新足二貫、太刀一、

石井殿ニ新足二貫、太刀一、

十郎左衛門殿ニ新足二貫、扇、

引出物うけとられ候方ニ、

新足一貫、太刀一、

御中間ニ新足一貫、

1437

〔入来院氏文書〕

今度重而御懇ニ十郎左衛門所ニ承候、前々申承候以後、

少も等閑を不存候、於自今已後も、無二心承候するニハ、

疎略を存ましき事、

此条偽候者、

伊勢天照大神

熊野三所大權掾(現) 新田八幡大菩薩 諏訪

上下大明神 正八幡大菩薩 霧嶋三所權掾可蒙御爵候、

寛正七年卯月十六日

立久(花押)

〔彌正少弼重豊入道以心〕
入来院殿

〔包紙〕
寛正七年なつのころ、外よりわさんにかこしまよ

ことをも仰かけへきなと申ちらし候時、東郷殿

よりハ千代松殿爲使、山崎方同道仕、取上

申ちらし候、くわうせつおのくせういん不、御

一御酒筒二つゝる

とうかう二十

一けつり物籠二

一へき籠二

一かわらけ籠二

一やき串籠二

一山のいも籠十

一ところ籠十

一くり籠十

一串柿籠十

一あつかわ籠十

一もちい籠十

一雲州橋籠十

一いも籠十

一大こん籠十

一かふ籠十

一和布籠十

一猪子五まる

一鹿多た二十

一雉二十

一鴈六

一うほ三十

以上

1440

『水引泰平寺薬師堂棟札』

薩州高城郡泰平寺薬師堂一字――

右、奉修興趣者、――

大檀那修理亮藤原朝臣立久

文正元年丙戌五月十二日

藤原氏給黎忠俊

住持沙門文鏡

1441

「在御文庫二番箱他家文書中」

こんしうゐん

正八幡宮恒例年始吉書諸 正印并國司之御願御家人役、

御夏越大會、縦雖有打留輩、神慮其恐難淵、所詮、先例

云當時御成敗大神事等、可執行由、可有各僉儀處、結句

爲社司身、社國安詮之祝言、重疊被打留、前代未聞次第

也、先日及沙汰刻、既先執行神事、翌日各遂參上、可申

披由、直々御書到來之處、不被致參上者、桑幡方依無

證跡也、于時斟酌訖、一度相定候之處、背御書之趣、重々御夏越被打留条、不及愚案欵、爰号神官者、法鉢俗仁皆以社司之惣官也、一度出世之法鉢、越神官位、如來御前法橋并執印・權執印、是出世之衆也、不出世之間、惣名神官也、其證跡家々各明白也、爲執印者、八幡御代官一社惣官職之由、被成御教書御前法橋、仍奉尊敬執印之鉢、社國無紛候哉、破執印惣官号、我神官計、或成一性、或取一字、何と無證跡、其謂者、他性人不取一字仁、上代・中古・近代不知其數、但綸旨、院宣、八幡之御下知、執印下知并 國司西白 右大將家以來 當家之御判、於有出帶者何疑哉、披不審肝要也、社司之傍輩、更非等閑、嘲人無我益、唯代々任御教書、御前法橋爲其役、致催促者法例也、且爲 神慮、且爲執印、爲正理憲法、止私意趣、執行佛神事等 當家之御祈禱、無懈怠、欲令勤其役、雖重言候、法鉢俗之諍不披不審、重而被發条、既被破惣官執印与桑幡方々可爲論欵、三郎丸位所事、法鉢也、更不可有吳乱、如形御前法橋出世之職上官也、爭可望俗鉢哉、去寬正三年夏之比、桑幡方有上洛、取八幡御判、位所被書候、三郎丸以使節、八幡御判同年同月取候、桑幡方者被書位所、三郎丸不可書由、桑幡被申候、人者

不可書、我者可書由、中々言語道断子細候哉、彼兩通之 八幡御下知案文、爲御一見之進候、尤如此捧一行、雖多其斟酌、彼方書付被進候、一方被聞召之後、難申披候間、捧俄書候、定不具不少其憚候哉、唯兩方所持之御下知被召出、任正理、順次御成敗、神慮私可畏入候、諸役無沙汰之由、就御尋、粗言上如件、

文正二年五月 日

正宮權執印法橋大和尚位

1442 『日州高城勅詔院藏』

就書、霧嶋御造營國中勸進候之間、太刀^(マツ)進之候、

文正二年六月十七日 立久(花押)

霧嶋六〇御坊

1443 「北郷氏六代敏久譜中」

永享二年生云々、

應仁二年戊子、築城于勢田ヶ辻、北郷内安永、号安永城、又号鶴翼城。 以爲

履、太守立久公再賜都城、故文明八年丙申六月二十一日、去安永而徙都城云々、以下略

1444

薩摩州山門院西方西牟田之内佐夏田一段三百五十地、感
應寺奉寄進候、此田ハ我等永代之本領ニテ候、他之不可
有妨候、仍爲後日之狀如件、

應仁二年戊子十一月十五日

沙弥仁道仙判

1445

(本文書ハ一四〇〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

1446

〔國分宮内澤氏文書〕

應仁元亥十月廿五日於鹿兒嶋御供宛事

正八幡宮御供御節宛事

八月

一日

十五日

九月

一日四反

九日七反

十月

一日四反

十五日一町二反

十六日夕五反

たかた

十一月

一日内祭四反

つちあな田

御祭一町

五反

こもわら田

くりのノ北さと
本御供田脇三郎間

若神主祭四反

ほんし分

十六日四反

下井大へら田

十二月

一日四反

のかミ田

十八日四反

岩河より納候米

本御供田不作之間
小河柳田

正月

一日八反

ほんし分

二日六反

こもわら田五反 よし田しもくるす田
本御供田解志の間

三日六反

かとくらわき也五反 吉田本名なかつ
本御供田解志の間

四日六反

岩河より納米本御供田不作間のさき

た

五日六反

ほんし分

六日六反

岩河より納候米在所不知、尋出候ハ

んする間

七日六反

ところ作 屋地より

十三日五反 ほんし分
 十四日五反 おちミた不審
 十五日五反 ほんし分
 廿三日四反 ほんし分
 二月
 一日四反 いなはた
 六日内祭四反 上しやうとき
 御祭一町 なかへ田
 彼岸第二日四反 そへまち
 同第三日四反 かわらいし
 三月
 五日四反 ほんし分
 四月
 五月
 一日四反 たなしり田
 御田一坪殖一町 かち屋田
 六月
 御夏越一町 小河なかみとり
 七月
 十四日四反 うちむらなかみとり

十七日五反 たかた

三月十日 もち田一町本田（マ）に寄進

十月亥日七反 東郷城の下のてんにし（マ）口寄進

正御供田分懈シ十三ケ度、ほんし分七度、此内三ケ度ニ分相給候、

以上十七度、來月より無退轉備あるへく候、若無沙汰之時ハ可有其沙汰候、其外仏神事役之事、如前之つとめられへく候、此旨をそむ（マ）かれ候する方へ、相互ニ可有催促候、

應仁元年十月廿五日

1447 「都城安久村正應寺棟札」

日吉山王宮一字

右、奉爲天長地久御□、殊者當郷守護藤原朝臣島津守遠江殿勝久并當別當權少僧都慈範、又助成中文當代官藤原五代右京助友春・藤原鬼塚久義、應仁二年戊子二月廿九日、大願主源連日敬白、

「右より三年目、文明二年山田聖榮ノ書置レン吉采圖ニ、節山公ノ御舍弟遠江守勝久ノ件ニ、都城居住ほつしんとあれば、桂氏ノ別祖阿水和尚モ、その頃島津を領せられ候と見えたり」

(表紙)

忠國公	自文明元年
立久公	至同十五年
忠昌公	

前 編 舊記雜錄 卷卅九

「西藩野史」

立久公

忠國公次子なり、長ハ一日先つて生る、虎壽丸と稱す、側室(伊作橋(今ハ田布施に屬す)を領して田布施に居す、阿多高橋(今ハ田布施に屬す)を領して田布施に居す、相州家といふ、母は新納近江守忠臣(新納氏六世)女なり、永享四年壬子十一月五日、生る、安房丸と稱す、元服して又三郎と稱す、寛正中、忠國公に代て

叛賊市來筑前守久家を討す、事ハ忠國公の傳にあり、

文明二年庚寅

正月、忠國公に繼て立つ、嶋津薩摩守用久(忠國公の弟、出谷山郷に在て叛す、立久公師を帥ひて是を撃つ、用久

力盡て新納近江守忠治(忠臣の子、新に因て降る、伊作家の諸臣謀て龜房丸を立て伊作氏を嗣しむ、先是伊作大安丸

伊作氏六世四郎左衛門尉教久の子、長祿二年十二月卒す、事嗣なし、伊作氏六世四郎左衛門尉教久の子、ハ勝久公の傳に有り、

作家の臣等、立久公に告曰、令弟龜房丸を以て犬安丸の後を嗣しめ、其妹を以是に配せん、公聽かず、諸臣なを請て止まず、竊に遊戯を城外に催し、衆を聚て是を覽し

む、龜房丸の出で見るをまつて奪て伊作に歸り、立て君とし、又五郎久俊と稱す、後式部大夫、河内守久逸と稱す、於是召て日州

福嶋院に封し、以て藩屏とす、

六年甲午

四月朔、立久公薨す、享年四十三、龍雲寺市來に葬る、

節山玄忠と諡す、

「西藩野史卷之八」

忠昌公

立久公の子、母ハ梶原三郎太郎弘純、其先平三景時か子景高に出つ、忠久公に從て薩州

に入る、弘純が族備前守景豊、立久公、忠昌公に仕て老中たり、梶原氏初ハ日置に居す、後谷山宇宿邑に移る、妙現を鎌倉より負ひ來て宇宿に祀る、子孫落魄して土民たり、居所を尋して梶原門と云、光久公の時、平左衛門(父を平三郎と稱す)を召して士とす、子孫あり、女也、寛正四年癸未五月三日、生る、又三郎と稱す、

文明六年甲午

正月^日十一元服す、^{年十}修理進と稱す、四月、立久公に
繼て立ち、陸奥守に任す、

八年丙申

隅州向嶋或へ櫻嶋
と名く、火あり、滅さる事數日、烟煙藹藹して

灰砂飛んで隣國に降る、私云、島陰
漁嶋に出

傳云、向嶋へ、元明帝^{十三世}、和銅二年^{己酉}、地中より出

つ、愚未正史實錄に見すと雖、往々稱する處を取て暫く參考に備ふ、
又理なきに非ず、既に羅山先生富士山の生するを理ありとす、

載て集中にあり、拾遺倭歌集に云、大隅守櫻嶋の忠信か國
即又贅せず、(コトニ頭注アリ、
文未ニ引ク)

に侍ける時、郡の司さ、かしら白頭の侍めるをめしか

へんとし侍にける時、翁の讀侍る、

老はてゝ雪の山をはいたゝけと霜と見るにそ身はひ

ゑにける

此歌によりてゆるされけるといへり、又清輔か奥義抄
にも載たり、國のはてにもかゝる歌よみけん人もあり、
又誠より出る歌へ人を感じしめ、過あるもゆるされけ
るといへり、櫻嶋初へ向嶋といふ、四方より望むに其
方に向へるがごとし、故に稱す、巢松老人か亂道集に
も、向嶋一たひ歌集に入しより曰來、櫻嶋といふと見
得たり、大名寄に櫻嶋を題にして讀る、

秋ことの光を花と月やすむ嶋は櫻の名に立れとも

按に、秋毎の和歌樋口從三位康照朝臣の賦する處
なり、薩摩八景の其中にして、櫻島秋月と題す、

又桂庵か櫻嶋を賦す詩云、

萬頃蒼波白鳥濱 中流向島一由旬

蓬窓穩坐回首見 恰是廬山面目眞

又僧以安詩云、

山名櫻島海之涯 萬朵如雲又似霞

日暮春風吹作雪 此花亦稱不香花

(續註)
四十八代稱徳帝神護景雲三年夏四月乙巳、大和國添上郡人正八位下
横庭春山ニ賜姓櫻嶋連ト續日本紀ニ見ユ、此忠信、本朝文粹ニモ見
タリ、サレトモ何レノ年間ト考カダシ、拾遺集ハ六十五代花山帝永
觀中ニ撰ラレシモノ乎、神護景雲ノ比ノ櫻島連春山ヨリ、永觀ハ二
百餘年以後ニ當レハ、櫻島忠信ハ、太抵其二百年ノ間ノ人ニテ、春
山カ子孫ナル乎、大隅ノ國司トナリケル時、此島ノ郡司カ詠セシナ
ルヘシ、亂道集ニ、向嶋一たひ歌集ニ入りシヨリ櫻島ト云ト見ケル
トアレハ、此郡司ノ歌ニヨテ、櫻島ノ忠信カ過失ヲ許シタル故事ア
ルニヨテ、島ノ名トハナレルカ、雪ノ山ヲイタ、クトアレハ、郡司
ノ此島ニ居タルトミユ、島陰漁唱ニハ向島トカキ、亂道集ニモ櫻島
ト見ユ、互ニ稱セント見ユ、元祿ノ比命アテ、専ラ櫻島ト云エリ

文明元年己丑、是年四月改元文明、自三月以前猶是應仁三年、夏四月二十八日改元、
據續本 秋九月二十日、細川勝元遣 節山公書曰、君請伐

大内新介分國周防長門、言諸幕府、既許之矣、宜與大友
豊後守謀務立軍功、而菊池重朝儻或旅拒、宜先擊之、受

領命下、爲君賀之、據節山公舊譜、菊池重朝見上卷應永三十一年、

勝元書云島津陸奥守殿、所謂受領命下者、豈是乎、然此時大岳公尚在、而公稱陸奥守、則是父子同稱矣、關疑可也、和語謂任官爲受領、是

歲琉球王尚德卒、據琉球國王世譜、

二年庚寅春正月八日、公有病、十四日、節山公如加世

田別府、視 公病、公說乃讓守護職、親授傳世重器、據御書家始書、原二十日、公薨別府、年六十八、關維於加世

田杉本寺、建塔六角堂、而供養焉、據大岳公舊譜、廟堂要覽、

在加世田、六角堂在杉本寺西南五町許、杉本寺舊稱總持院、後稱淨運院、蓋因置大岳公位牌、而改之、而大岳公法名或稱淨運院殿、或稱深固院殿、

或稱眞勝院殿、寶曆八年命國史考定之、於是大史安藤茂眞、吉田清純等、詳考其說云、大岳公遺言曰、必以一乘院任持續濟法印、爲引導師、及薨

關維於杉本寺、願濟藏骨於石函、題其蓋曰淨運院殿東大岳大居士、而置諸六角堂、其後節山公時、安置大岳公木主於福昌寺、管下深固院、題曰

深固院殿大岳玄譽大禪定門、圓室公時、又尊大岳公、爲小城權現、建禰祀之日曰眞勝院殿、而廟堂要覽作眞照院殿、島津系圖則曰、大岳公法名玄

譽、號大岳、深固院殿今者因此諸說、而參校之、蓋淨運院殿、眞勝院殿者、係眞言派所稱、號深固院殿者、係曹洞派所稱、猶加世田日新寺稱

梅岳公爲日新寺殿、伊集院梅岳寺稱日新公爲梅岳寺殿、雖三說不同、然要無傷也、又按福昌寺安置忍翁公木主、稱福昌寺殿、惠發院安置義天

公木主、稱爲惠燈院殿、深固院安置大岳公木主、稱爲深固院殿、皆指木主安置之所而言、與慈眼院殿、寬陽院殿等例微異、則大岳公法名但稱大

岳玄譽 公生十男、長友久、次 節山公、次久逸、次克

久、次忠經、次忠弘、次賴久、三人爲僧、 節山公生於

永享四年壬子、母新納氏近江守忠臣之女、是歲年三十九

襲封、友久稱相模守、母伊作氏大隅守克久之女、友久以

母非正夫人故不立、別領田布施、阿多高橋、爲相州家祖、

久逸稱河內守、爲伊作氏嗣、事見下卷、克久稱遠江守、爲

桂氏祖、忠經稱伊豫守、爲迫水氏祖、忠弘稱若狹守、爲

喜入氏祖、賴久稱攝津守、爲兄忠弘嗣、據島津系圖、夏五月二

十三日、節山公遣本田氏書曰、聞大友氏將伐豊前國、

寡人有約言焉、今當發兵出於境上、以觀形勢、君宜辨嚴

以待、據節山公舊譜、是歲琉球王尚圓嗣位、據琉球國王世譜、

「正文有之」

大内新介分國長門周防兩州事、可有發向之由、則達上

聞候之處、被成下 御内書候、仍被相談大友豊後守、不

移時日馳向、可被抽軍功候、但菊地重朝猶以令同意御敵、

差塞路次、成其煩候者、先可被乱入肥後國候、就中受領

事爲 上意被任候之間、眉目之至珍重候、恐々謹言、

九月廿日 〔東山殿執權細川右京大夫〕 勝元〔花押〕

嶋津陸奥守殿 〔立久〕

〔封紙上書〕 〔右狀文明元年十一月廿六日到來〕 〔浮帖云、以歷代記考之、則文明五年細川勝元逝在之、以應仁記考之、

1451

則文明九年十一月、勝元開運在之、右二說之可否未知孰是、雖然文明十一年十二月之口宣与此狀粗事相似、故記于此、尚能被考之

〔立久公御譜中ニ在リ〕

〔右ノ正文、舊御番所御文書ニ番箱中、歴代龜鑑中ニアリ〕

〔忠國公御譜中末卷〕

忠國公

文明二年庚寅正月廿日、於別府卒、年六十八、法名

略、

用久

初好久 中持久 薩摩守 ○薩州家之元祖也、母同

上、○法號松天道存、○子孫記別紙、

季久

修理亮 豊後守 越後守 ○豊州家之元祖也、○母

上原氏女也、○法號柱道題橋、○子孫記別紙、

有久

出羽守 ○大島之元祖也、○母伊集院彈正少弼頼久

女也、○子孫記別紙、

豊久

初忠豊 伯耆守 他腹、志和池・義岡等之祖也、○

子孫記別紙、

僧一人

女子四人

1453 〔見于本田兼親譜中〕

一太守 忠國主移居於別府、與 立久公不快故也、十二

月十三日、疑文明元年乎、賜尊書於兼親、若逢時不詳可補佐之

也、

1454 去月廿二日、河邊宮ニ立久其外之子共風渡來方入見參候、

存知之前候哉、雖別府ニ移候、不思儀之吳駄、言語道斷

之式にて候、自然之時者、被向續候者喜入候、恐々、

〔文明元年〕

十二月十三日

忠國(花押)

(兼親)
本田殿

1455 〔菱刈重種所寫舊記〕

一應仁元年丁亥、五代重信欲追罪右之小松一黨、昔赤田

追討之砌、有求摩軍勢存嘉例、如其通相良殿求摩勢不

移時日、伐却小松一黨、本領令安堵畢、其日如前々、

大口一所成相良領、其節捨置大口本城、於丑寅方見立

永松名中、文明二年庚寅正月十一日、普請始、而取新

城拽移大口、今之當城是也、相良家大口城從所始、中

三十三年、明應八年己未打捕肥後八代□知行、然處、

於八城高城相良殿打負、拽入求摩郡、其時大口打捨棄、

菱刈智獄代雖爲本領、奉 嶋津殿也、

右、此文書依爲舊本、恐後代有錯簡、某甲暇日舒見

而讀、以書之、雖爲禿筆、遁文書之紛乱、以附子孫

畢、

慶安五壬辰曆小春吉日

菱刈九左衛門

重種

1456 「忠國公御譜中」

一文明二年庚寅正月廿日、卒于別府、享年六十八、法名

玄譽、號大岳深固院殿、

〔古本〕
「應永卅二己巳、御年廿三歳ヨリ、寛正元己卯マテ治國卅五年」

1457 「加世田杉本寺由緒」

陸奥守忠國公文明二年庚寅正月廿日

一淨蓮院殿東巖大岳大居士

右御牌御安置ニテ、御佛餉米年々三石ツ、相渡リ候、

一眞米九石一斗六升

右者、杉本寺寶永年中寺家焼亡ニ付、御牌并本尊等今

泉寺本堂江假ニ奉安置候、其後年間久ク御再興不被仰

付候付、一乘院先住堯周ノ寺家建立之願申出、享保七

寅年、御再興被仰付候、依之、堯周ノ右之通杉本寺江

寄附有之、右利米ヲ以取續申候、

一忠國公御靈屋六角堂

右者、忠國公泊之内 御假屋被遊 御立、芳野村江寛

正四年之冬之比被遊 御光越御滞在、其時分一乘院

住持頼憲爲傳授上京有之、川邊大聖寺・加世田杉本寺

住持頼濟看坊相勤居、 忠國公爲御誓願一乘院江被遊

日參候ニ付、每度眞言宗之事共御尋、其上阿字觀御相

傳被遊、頼濟別而御歸依之僧ニ而、御引導之御約束迄

モ蒙 仰候由ニ而、其後一乘院住持頼憲下國ニ而灌頂

有之砌、 忠國公結緣灌頂被遊、奉稱新發意菩薩候由、

左候而文明二年庚寅正月廿日、被遊御逝去、御存生之

内御約束之故、即日泊江差越、一乘院之寺僧六人召列、

加世田杉本寺江御遺鉢ヲ奉守罷歸リ、御葬禮茶毗ニテ

頼濟御引導仕、御靈骨者奉納石之箱、御石塔安置、御
靈屋建立之由、御靈骨御納リノ石之箱書付ニ云、

忠國公法名淨蓮院殿東巖大岳大居士、文明二年庚寅正月廿日到御逝去、不違御存命之約、謹テ奉歸入引導阿字門者也、明皇山賴濟法印 ヤクニヤクニヤクニト蓋函ヲ掛テ有之、尤石箱之裏ニハ サノ一字有之、御灰床之儀者六角堂御廟所之傍ニ御座候、

1458 「在野田感應寺」

薩摩國山門院多田之内八町作水田壹段代四百地、依有志感應寺于金井軒令寄進所實也、爲後日證文如件、

文明二年庚寅仲春時正 坪久田嘉紹判

1459 『感應寺文書』

薩摩州山門院多田之内水田三段金龍院江奉寄進所也、仍而狀如件、

文明二年二月十五日 薩摩守國久判

1460 「國分宮内澤氏文書」

御前法橋源兼御供所檢校永觀ニ讓与条々事、先日雖定置重々書付候、種々文句ハ永穩の讓狀ニのこるところなく候、我等又其ことくニ候、返々幸阿近代ハ渭川のせいも

1461 「正文在本田作左衛門宣親」

ん、永穩之請文兩通ニ見え候上ハ、今我等此こニ申事なく候、所詮、永方か兄田所永算候しか共、御前法橋の代官職たるニよて、永穩之讓ニまかせ一圓惣領職ニ補して候、義天 貴久の御判、守護代判、社家執印善範の御判、先日の 綸旨御教書種々文書等、一卷も不残永觀ニ手次ニ讓渡候、一家の中ニおんふとして遣候、又其在所の代官職共もたせ申候、武内殿造營、其後京都判共俊道しんらう候よて、代官職ニさくらせ申候て、徳分共二三ヶ年としてさしをき申候、此間も如此子細申度候しか共、とても惣領職を永觀持候上ハ、何時もと存候て扶持候しか共かく遣候、永穩・渭川狀ニまかせ、一家の物共皆々永觀か申することくみるべく候、万一も無理之子細共存する一家之物共出來候ハ、讓与文書等ニまかせ、永穩・渭川兩通讓を任 神慮も、任先例、守護所ニ申、永方か時のことく可目出也、仍手次之讓狀如件、

文明貳年二月卅日 權執印法橋永万判

上井・敷根・池袋其外其方之人々同前ニ可被申候、大友方豊前國進發候由、其聞候、於御忠節之儀者可爲一

味之由、兼日申定處候、然者先々國堺及打出、彼方之時
宜可聞合候、其支度共可然候、委細者重而可申候、恐々
謹言、

〔文明二年〕

五月廿三日

立久(花押)

(兼親)
本田殿

〔上包〕
本田殿

立久

〔立久公御譜中ニ在リ〕

1462

〔立久公御譜中〕

〔正文在志布志大慈寺〕

日向國救仁院志布志大慈寺爲造營、関所駄口米事、先規
有其沙汰者、不可有相違之狀如件、

文明二年九月四日

立久(花押)

大慈寺長老明浦和尚

〔上包〕
〔輪津立久関所狀〕

1463

〔全上〕

日向國救仁院志布志大慈寺爲修造、関所駄口米之事、可
爲一駄一舛也、任先規、可有其沙汰之狀如件、

文明二年九月四日

(村田)
肥前守經安(花押)

大慈寺
衣鉢閣下

〔上包〕

〔輪津殿奉行衆志布志駄口之狀〕

1464

〔薩州家國久譜中〕

〔正文在阿久根蓮華寺〕

薩州阿久根院蓮華寺之夏、号開山南溪和尚并檀那開山藤
原國久、於子々孫々、此寺他門之妨候者、以此狀、可有
其沙汰候、仍爲後日如件、

文明二年 庚寅十月九日

蓮華寺監寺法盛侍者

藤原國久(花押)

1465

〔國史卷十一〕

節山公 名立久、大岳公之子也、幼字安房丸、稱又三郎、
叙修理亮、任陸奥守、法名節山玄忠龍雲寺殿、

文明三年辛卯秋七月二十一日、公立龍雲寺禁牌、
山據節

京師所司代浦上美作守則宗遺友平書曰、薩摩故府無國役
譜 舊 使去 冬十月十五日、

京師所司代浦上美作守則宗遺友平書曰、薩摩故府無國役

(平田)
右馬助兼宗(花押)
丹波守義忠(花押)

事、某備聞之矣、萬一將軍有命、當爲辭之、爲去伊東氏

求日向、將軍其弗肯許、就使許之、某將堅執不可、事決

不諧、君宜以此反命、同上、五代勝左衛門承嗣、筑前守友平傳曰、

則宗遣友平書、以答之、友平以其書反命、因爲其文以爲子孫藏、而節山

公舊譜載其書、云十月十五日無年、書尾旁注、云文明四年正月二十四日

書到、蓋友平反命至國之日也、則則宗之書文明三年十月十五日也、從可

知矣、故置之於此、兩件事者、蓋謂則宗書中所言國役及伊東氏求日向事也、

五代氏系圖、新田宮執印康友第三子曰鹿兒島三郎康忠、爲五代氏、友平

其後世也、康友見第四卷永仁元年注、所可代浦上則宗見將軍家譜足利義

政譜文明三年、續本朝通鑑貞和元年五月辛卯、所可代都筑氏擊殺官軍鄉

導者於壬生地藏堂、注武家置侍所司、掌聽訟捕盜事、所可代蓋侍所司之

副屬也、國役蓋謂諸侯獻物助役、十一月五日、幕府令右衛門尉行

賴爲書謂、公曰、近年以來、琉球渡海船發自堺浦者愈夥、

自今以後、舟船不帶印證一切禁止、或有帶錢者輒盡取其

錢以獻、餘囑五代筑前守、不悉、同上、琉球渡海船謂舟船通

置之於此、按是年五代筑前守在京師、十月十五日、浦上則宗遣筑前守書、

其說見上、而行賴十一月五日書云、餘囑五代筑前守、則似是同年事、姑

從舊譜、行賴氏族不詳、

四年壬辰春正月、公爲大岳公設大祥齋、招致諸寺名

德、使誦一萬部經、齋滿、修大施餓鬼法、據節山公舊譜、

御當家始書、大岳公葬於文明二年正月二十日、至是三年、故設大祥齋、

而舊譜但書其月、不書其日、蓋忌日以前、設齋三日若五日、而至忌日、

是爲齋滿云、

1466 「正文在市來龍雲寺」

制札

一寺門前殺生人不通之事、

一所山之材木二葉迄寺家可爲興行者也、余城構可用事、

一寺修造時者、地頭面之可致奔走事、

一奴婢於出入者、不可論之事、

一雖爲江湖、〔湖乎〕四ヶ所住侶之僧能之可撰之事、

仍爲後證之留狀如件、

文明三年七月廿一日

立久(花押)

〔上書〕
「龍雲禪寺留狀」

「立久公御譜中ニ在リ」

「一乘院藏」

1467

一日就船之折禱事、令申候之分配髓送給候、目出度祝着

候、猶以可行精誠御祈念候通所仰候、心事期來信候、恐

之謹言、

三月十五日

一乘院

御返報

立久御判

1468

「櫻島土池田氏藏年内記」

一文明三年九月十二日、向島黒神村燃出ル、人民多死、

1469 「正文在之」

御屋形様之御事承候、委細心得申候、弥長久ニ可申通候、

仍御一代國役事、無其例之由承候、肝要候、自然被仰出

時宜候者、其子細可申上候、次日向國事、如何様ニ伊東

方訴訟候共、不可有御承引候、若左様之沙汰候者、當方

懸身候て相支可申上候間、可御心安候、諸篇自先規申合

事候間、京都之時宜者、乍恐可有御任候、此趣御下向之

時、可預御披露候、恐々謹言、

「文明三年」 十月十五日 「京都所司代」 則宗(花押)

「上書」 「京都所司代」 浦上美作守

五代筑前守殿 御陣所 則宗

「文明四年正月廿四日到來」

「立久公御譜中ニ在リ」

1470 「正文有之」

雖不坏候、鶯籠一自屋形被進候、仍琉球渡海船事、從堺

邊近年無盡期候哉、所詮、向後者、於無此印判之船者、

追御もとしあるへく候、就中彼船ニ有積錢事者被取留、

御京上候者悦喜可申候由、懇可申旨候、巨細猶五代筑前

守方可被披露申候、恐々謹言、

「文明三年乎」 十一月五日 右衛門尉行頼(花押)

謹々上 嶋津殿

「立久公御譜中ニ在リ」

1471 「正文田布施土二階堂三左衛門定行ニ有」

太刀一腰并鳥目三千疋給候、悦入候、仍太刀一腰景光

織物一紋唐花進候、誠表祝儀計候、恐々謹言、

十一月廿二日 政國(花押)

嶋津殿

1472 「越前島津氏十二代忠光譜中」

「足利義政」 (花押)

播磨國布施郷地頭織下司公文兩織事所返付也、早嶋津三郎左衛門尉忠光如元可令領知之狀如件、

文明三年十一月十日

1473 「全上」

播磨國布施郷地頭職并下司公文兩職事、被返付嶋津三郎

左衛門尉忠光之上者、年貢諸公事等如先々可致其沙汰、

若有難澁之族者、就注進交名、可被處罪科之由、被仰出候也、仍執達如件、

〔文明三〕十一月十日

當郷名主沙汰人中

〔治部〕國通(花押)
〔清〕貞秀(花押)

1474 「立久公御譜中」

〔正文在田布施土三階堂三左衛門定行〕

〔本文書ハ一四七一号文書ト同文ニツキ省略ス〕

1475 「越前島津氏十二代忠光譜中」

嶋津三郎左衛門尉忠光申播磨國布施郷地頭職并下司公文

兩職事、早任今月十日還補御判之旨、可被沙汰付下地於

忠光代之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明三年十一月廿七日

〔治部國通〕河内守
〔松田秀興〕丹後守

赤松兵部少輔殿
〔政則〕

1476 「越前島津氏十二代忠光譜中」

播磨國布施郷地頭職遵行事、及數ヶ度雖被仰之、難澁無

盡期之上者、早任御判之旨、可被入部、若有違乱之族者、爲被處罪科、可被注申交名之由、所被仰下也、仍執達如件、

件、

文明三年十二月廿日

嶋津三郎左衛門尉殿
〔忠光〕

〔治部國通〕河内守(花押)
〔清貞秀〕和泉守(花押)

1477 「立久公御譜中」

犬追物御手組之事

嶋津式部大輔久逸

嶋津又次郎頼久

嶋津犬五郎丸

蒲生十郎三郎

嶋津助九郎

嶋津三郎左衛門尉連久

檢見

嶋津左京亮

文明四年二月五日

澁谷左衛門次郎

嶋津十郎左衛門尉

大寺七郎

長野助五郎

伊地知又九郎

嶋津新三郎

喚次

嶋津犬次郎丸

1478

〔年代記有之〕

一 文明四年壬辰正月、立久公亡父大岳依一周忌、使諸僧讀誦法華經一萬部、滿散之日有大施餓鬼、泰雲和尚爲燒香也、

1479

〔正文有之〕

改年之祝事、尚更不可有際限候、抑今度之參會、勝日來候、殊報恩寺里主、始而入見參候、喜悅不少候、長々泊之御辛勞想像申候、方々之爲其禮、陛下江令啓入候、可得御意候、殊ニ五代源右衛門尉罷下候、是又預御憐助候者所仰候、雖乏少之至候、懷甘ケ進覽候、表不空計候、恐々謹言、

二月廿三日

立久(花押)

金剛寺

〔此文書、立久公御譜中ニ在リ〕

1480

〔正文在之〕

大友中務大輔持直并大内新介息以下事、令發向豊後國、可加治罰、若又没落分國者、不廻時日可致沙汰也、

三月八日

(雜教) (花押)

嶋津陸奥守とのへ

1481

〔越前島津氏十二代忠光譜中〕

播州布施郷地頭職事、被成御判之處、至遵行、去年以來令難澁之上者、一段可有異沙汰、然者早可被入部、若有致狼藉輩者、可被注進交名之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明四年三月廿六日

(治部國通) 河内守(花押) (清具考) 和泉守(花押)

嶋津三郎左衛門尉殿

1482

〔正文有之〕

〔文明五年六月九日到來〕

豊後國發向事、先度被仰之處、出陣之有無未能左右、既近日可及合戰欵、不日令進發可致忠節也、

(文明四年乎) 九月卅日

(忠國) 嶋津陸奥守とのへ

1483

〔國史 節山公〕

五年癸巳春三月二十六日、公於櫛間講犬追物、

(據節山公舊譜)

殿立久

式部大輔殿久逸

澁谷左衛門次郎

嶋津太郎

嶋津三郎次郎

蒲生十郎三郎

伊地知又九郎

大寺七郎

平田又七郎

長野助五郎

嶋津虎千代丸

嶋津三郎五郎

薩摩守殿國久

修理亮殿忠廉

檢見

喚次

嶋津十郎左衛門尉

鎌田次郎右衛門尉

1488

「正文有之」

薩摩國市來院法城山龍雲禪寺

一堀切八反并湯原島地一町爲

大岳譽公居士、奉寄進所也、

一來迎寺領三町、同山野島地爲

心花安公大師、奉寄進所也、

一山林曠野方三里可爲御理運、殊楠木自一葉可被成格護

候、

右條々、於後年違亂之輩者、八幡大菩薩御照覽、不可

爲 嶋津子孫、仍所定如件、

文明五癸巳八月十五日

立久(花押)

〔上書〕
龍雲禪寺寄進狀

1489

「正文在之」

御慶被任御意候了、珍重々々、幸甚々々、抑自是捧賀札可令言上候之處、依海天遙、于今延引候、隨而兩度蒙仰候、殊重寶太刀一腰送給候、且實金祝着之至千萬候、兼又京都用段子細候て、上長慶院候、就梶原公事、其方一兩年逗留申候、以御取成共、御屋形様へ兩度致參上候、過分之至恐入存候、將又上船之時宜、已奉書無御用候之處、免余御印判被書、彼船共罷下候之条、畏入候、如何様爲當御代之御祝、可進使者候、以此旨、預御披露候者所仰候、恐惶謹言、

〔自文明三年至八年之間ナルベシ、尙門也〕

六月廿日

〔印文(首里之印)〕
金丸世主
〔本書失印也〕

嶋津御屋形

御奉行所

1490

〔國史 節山公 圓室公〕

六年甲午春正月十一日、源鑿加元服、稱又三郎、圓室公始名武久

蓋此時於是又三郎生十二年矣、據圓室公舊譜、御當家始書、正月十一日御當家始書作二十六日、今從圓室公舊譜、

夏四月朔日、公薨、年四十三、葬龍雲寺、福昌寺年代記、

又三郎嗣位、是為 圓室公、公生於寬正四年癸未、母

梶原氏三郎太郎之女、是歲年十二襲封、據島津系圖、六月

朔日、國久因村田肥前守經安・平田右馬助兼宗、還三州

契約狀・小十文字太刀、據圓室公舊譜、經安、如嚴之玄孫、據村田左衛門系圖、村田如嚴見第五卷應永二年、

兼宗、重宗之孫也、據平田監物系圖、平田重宗見第八卷應永十七年、

秋八月十九日、公行即位禮、坐陳甲冑太刀弓矢、

公冠烏帽子、服大口直垂白小袖、佩金鞆卷、市成領主山田

忠尚相禮、禮訖、宴田布施領主島津友久・加世田領主島

津國久・帖佐領主島津季久・櫛間領主伊作久逸等、酒三

獻、其餘百官族人一獻、據御當家始書、市成・田布施・加世田等領主事、見肝付甚兵衛家藏文明六年行脚僧雜錄、又加世田領守大明神棟札云、康正□□九月、大禮那貴□、當郡領主用久、蓋用久領加世田、傳至國久、實□大岳公初名、和漢三才圖會、

大口袴、始於魏文帝、唐慶善樂舞著大口袴、直垂似長

綯、而無總、本朝軍器考、鞆卷者今之知似左加太察也、初伊作大安丸

早死無子、室老鎌田尾張守政年適鹿兒島、請以公子龜房

丸為伊作氏後、大岳公弗許、政年乃竊取龜房丸逃歸伊

作、而 公追遣岩切某為之傳、政年遂立龜房丸、以犬安

丸妹妻之、實為河内守久逸、而 公使久逸領伊作如故、

及 節山公時、徙久逸為櫛間地頭、以備疆場、犬安丸、

教久之子、據伊作家譜、伊作教久即安禰丸、見第九卷應永二十九年、政年、清春五世孫也、

據鎌田隼人系圖、鎌田清春見第五卷建武三年、二十三日、圓室公講大追物、據圓室公舊譜、

冬十一月十四日、圓室公如帖佐、臨島津季久第、十八

日、歸鹿兒島、十二月二日、如別府、臨島津國久第、七

日、如田布施、臨島津友久第、據御當家始書、

「忠昌公御譜中」

一文明六年甲午正月十一日元服、實十二歲也、其後受守

護職之讓矣、

「正文在和田」

長野所へ之御札、委細令承悅候早、仍重久郡田城輪仕乘

可然候、今程敵城雖無差事候、肝要之水手持候所を、此

方よりしかと持堅め候之間、幾程候ハしと覺候、定而御

賢察之前候哉、隨而少負候得共、無煩候、就如此之時宜、

御懇之至、是又快悅候、米良昌木邊不審之時可承候、恐

々謹言、

七月廿一日

立久御判

和田殿

和田殿

「立久公御譜中」

一文明六年甲午四月一日卒、年四十三、法名玄忠〔古系奉忠〕號節山、龍雲寺殿、

—立久
—久逸

初久俊 又五郎 式部大輔 河内守 母新納近江守忠臣女也、

伊作大隅守久長六代之孫教久一男大安丸早世、以故當家將斷絶、由是爲猶子、妻大安丸妹、連續伊作家也、

—勝久

又七郎 遠江守 母伊作四郎左衛門尉勝久女也、
○桂之元祖也、○子孫記別紙、

—忠經

號迫水 初清久 七郎三郎 伊豫守 母新納近江守忠臣女也、○此庶子有號吉滿者也、○子孫各記別紙、

—守棟

柱山和尚福昌寺九代住持、母伊集院信濃守女也、

—女子

島津修理亮忠廉室、母松元入道女也、

—忠弘

五郎三郎 若狹守 母新納近江守忠臣女也、
喜入元祖也、○子孫記別紙、

—女子

島津出羽守忠徳室、母松元入道女也、

—女子

早世

—頼久

初篤久 又二郎 右馬頭 攝津守 母松元入道女也、

—英功

忠弘依無世子連續兄家也、

—宗津

湖月和尚、廣濟寺住持前眞如寺、母飛彈入道女也、
天祐和尚、福昌寺十一代住持、母山下入道女也、

「忠昌公御譜中」

「正文在大田治部左衛門久知」

此狀一通薩州より進上候、是ハ節山薩州へ三ヶ國御相續

御契約狀也、假名書之一書ハ節山御自筆にて、鏡堂へ御參候、鏡堂より薩州へ御參候、以上二通并小十文字御太刀同進上候、

文明六年六月一日

村田肥前守(花押)
(經安)
平田右馬助(花押)
(兼悉)

「裏ノ方ニ有之
二通薩州
二通よりまいる

文明六年甲午八月之比、花洛西九州三ヶ國、日向大隅薩摩行脚廻聞傳仁、當守護御屋形嶋津之又三郎殿藤原朝臣武久、御年十二、譜代御住所鹿兒島、

一別府仁薩摩守薩州國久御舍弟中務、同彈正、平山仁豊後守豊州季久御子修理亮匠作忠廉、田布施相模守相州友久御子息三郎左衛門尉、櫛間仁式部太輔吏部久逸、同又四郎御曹子、三侯下城仁伯耆守伯州久豊、次郎三郎忠徳、舩肥仁新納近江守江州忠續、志布志仁御舍弟三郎左衛門尉、御舍兄駿河守駿州、安永仁北郷義久、野々三谷仁椋山長久、加治木、知覽、佐多、高城仁給黎、指宿仁九郎左衛門尉久継、市成仁山田、平房仁宮里、

高江、河上十郎左衛門尉、高橋仁藏人、平和泉仁宇宿左馬助、

一御手持之御城柱、三侯、高城仁新納越後守越州、末吉仁宮丸、牛山仁伊集院三郎左衛門尉、串木野仁河上將監、一國之面々、祢寢茂清、同田代、肝付仁河内守内州兼忠周防介兼連、同波見、眞幸仁北原貴兼、同又九郎立兼、菱刈仁氏重、山野、羽月税所介別駕、吉田仁左衛門太夫金吾、入來院、祢答院、東郷、種子嶋、甕嶋仁小川、山東仁伊東大和守祐堯、同六郎祐國、佐渡原、土持、縣、一御内之方々、串良仁平田右馬介兼宗當奉行、鹿屋仁兼直、同高岳若狹介、下大隅仁肥後、石井、伊地知、梶原、池袋、救仁郷仁肝付主税助、廻、敷根、清水仁本田親兼、恒吉、蓬原仁大寺、庄内、山田仁肝付大炊助、給黎仁蒲生、穎娃、阿多桑波田、河田、比志島、郡山仁村田肥前守經安當奉行、各一城宛被持候、
一都城衆仁橋口末弘十郎四郎、宇宿小次郎、南郷、本田、岩見、
一高城衆仁和田播薩摩、長井、遺嶋、福永、濱田、横山、富山、酒勾、末吉衆仁椋山藤太郎、末弘十郎三郎、土持太郎、長野常陸守、同周防守、二ノ方、松下、梅北、

財部、鹿嶋、長野土佐、柏原、千竈、姫木仁伊地知民部、西郷出雲守、牛山仁岩野加治木三郎四郎直山、田代肥前入道、黒葛原少輔、伊集院仁鳥取、岩本、牧、山下、石谷、市來仁大寺美作守、曾木、隈城仁猿渡、天辰、本田周防介、成枝、町田、伊作仁末弘、牧瀬宗實、鹿兒嶋衆、大寺七郎、永吉、和泉越前介、平田佐渡守、飢肥、同伊豆守、村田太郎左衛門、伊地知新左衛門尉、梶原主計、河上、同因幡守、同左京亮、長野、本田治部少輔、内浦枝次、関、田島、五代、敷根、空助、中侯、谷山仁本田又次郎、長野助五郎、水引仁國分、高城彦太郎、長州三郎九郎、一薩州之御持城、和泉、山門、高尾野、阿久年、河邊、山田、鹿兒、同老名高崎、一豊州之御持城、帖佐、平山、高城、上之山、平瀬、蒲生、北村、溝邊、横河、東郷、同老名上原、一新納殿分、南郷、志布志、安樂、松山、同老名隈江、中野、一櫛間、老名鎌田、三原、一北原持城、飯野、徳滿、馬関田、吉田、吉松、野尻、栗野、一山東城、穆佐、池尻、曾井、宮崎、清武、内野、山之城、木之脇、河屋、本城、都於郡、岡富、財部、竹篠、八代、平賀、塩見、比知屋、門川、新田、田嶋、同老名稻津、野村、

1497

垂水、落合、宮内、一祁答院分、大村、波形、鶴田、山崎、久富木、一肝付分、高山、本城、富山、野峯、宮下、柿龍澤、一柿寝分、西侯、大始良、右之本書ハ、知覽之寺ニ爲有之由候、伊地知助右衛門殿方もうつし、

十月十四日

「寫在新納久四郎入道宗心」

一初張行犬追物

犬追物手組 文明六年 八月廿三日

殿 十三疋

嶋津式部太輔 十二疋

嶋津又次郎 六疋

嶋津三郎五郎 五疋

吉田次郎四郎 三疋

伊地知新左衛門尉 六疋

鹿屋三郎次郎 五疋

村田太郎右衛門尉 六疋

嶋津太郎 五疋

蒲生十郎三郎 七疋

嶋津薩摩守 十二疋

嶋津修理亮 十疋

検見

喚次

嶋津十郎左衛門尉

長野助五郎

「忠昌公御譜中ニ在リ」

1498 琉球國渡海船事、先度被成奉書之處、御請到來、殊上使

取龍首座言上之趣、具以被聞食早、所詮、於子細者、追

被糺明之、堅可有御成敗、至泉州小嶋林太郎左衛門尉・

堺湯川宣阿・小嶋三郎左衛門男船等者、就渡唐被仰付之

上者、以別儀、嚴蜜加下知、無其煩可被全彼渡海之由、

所被仰下也、仍執達如件、
文明六年九月廿一日

(殿尾高信) 加賀守(花押)
(飯尾元連) 大和守(花押)

嶋津又三郎殿

〔忠昌公御譜中、正文在手鏡トアリ〕

1499 「正文在」

其後依無殊題目、久不申通、背本意存候、抑今度渡唐船

事、被仰出候之間、來春其方可罷越候、公儀と申なか

ら諸篇憑存候、就其自 公方、爲硫黃御催促被成奉書候、

平戸へと被仰候へ共、とても其方可罷通候間、ほうの津

に可被置候、巨細上使可申候事候、期面拜候、恐々謹言、

九月廿九日

取龍(花押)

(兼悉) 平田殿

(龜安) 村田殿

〔忠昌公御譜中、正文在卷本トアリ〕

1500 「忠昌公御譜中」

「正文在之」

「朱カギ」 於肝付參會之時

犬追物御手組之事

文明六年甲午
十月十八日

嶋津式部太輔殿

〔久逸〕 廿足

嶋津三郎左衛門尉殿

〔運久〕 七足

嶋津大次郎丸

八足

嶋津彦万丸

十三足

赤寝孫次郎殿

五足

鹿屋三郎次郎殿

二足

平田又七郎殿

三足

鎌田次郎右衛門尉殿

五足

嶋津四郎三郎殿

五足

肝付主税助殿

八足

肝付周防介殿

十二足

嶋津虎千代丸

十三足

検見

喚次

嶋津左京介殿

別府次郎殿

1501 「皇徳寺文書」

皇徳寺

監寺寮可算次第

一能米一石二斗 此内四斗者酒

一茅四百駄 此内二百駄自且方御合力

一葺枝本四十束

一葺繩三百八ウ

一攪繩千

一擔付茅三百把根切也、

文明六年甲午十月廿三日

(花押)

〔國史卷十二〕

圓室公 初名武久、後改忠貞、節山公之子也、幼字又三郎、歷修理進、任陸奥守、法名圓室源堅與國寺殿、

文明七年乙未春二月二十三日、公如櫛間、臨伊作久逸

第、留九日、講犬追物二日、三月四日、如鉄肥、臨新

納忠續第、留九日、講犬追物一日、十二日、如志布志、志

志亦係新納忠續領、見第十卷長祿二年、文明六年行脚僧雜錄、留五日、此時新納忠續弟駿河守是久、三郎左衛門尉忠明居志布志、

講犬追物二日、凡行二十餘日而歸鹿兒島、據御當家始書、原文云、自志布

志反末言、而後歸鹿兒島、蓋公始自鹿兒島之末吉、而後之櫛間、夏四

之鉄肥、之志布志、自志布志復至末吉、而歸鹿兒島故云然、夏四

月朔日、公爲 節山公設小祥齋於龍雲寺、上、同、十六日、

公如加世田、二十二日、田於氣敷野原、公射獲禽、六

月十五日、公召山田聖榮及子加賀守忠廣、賜宴、羞所

獲禽、同、聖榮出羽守忠尚法名也、忠尚歷事四主、年八

十餘卒、據島津支流系圖、四主、義天、公、大岳公、節山公、圓室公、所著有山田聖榮自記、

蓋雜記其所見所聞所傳聞事、始 得佛公訖 圓室公、凡

四卷藏於其家、據本府國史館所藏山田聖榮自記、臣正宣嘗就山田氏、觀其家所藏本乃聖榮親墨也、所見所聞所傳聞語出數

傳、秋八月十一日、公如帖佐、講犬追物、且觀魚者、

十八日、還鹿兒島、據御當家始書、福昌寺火、據福昌寺年代記、御

公如知覽、臨佐多下野守忠山第、島津季久・國久從、遂

如給黎、臨蒲生宣清第、留五日、據御當家始書、忠山、親久之孫

也、據島津支流系圖、佐多親久見第九卷應永二十年、冬十一月、公如國分、謁正八

幡宮、十二月、如水引、謁新田宮、執印某捧幣謁天滿宮、

國分某捧幣、又如高城詣太平寺、還如串木野・市來、而歸

鹿兒島、據御當家始書、文明六年行脚僧雜錄云、高城給黎殿、蓋此時給黎氏領高城、正八幡宮在國分錄、天滿宮在水引郷、

北原氏領眞幸院、與球麻相良氏連和、相良氏弟祐賴與北

原某有爭鬪言、遂拔刀相刺而死、由此北原相良交惡、相良

氏遣兵擊北原氏、而北原某之子謝其父罪、求援於 怨翁

公、公遣兵擊相良氏、相良氏乃引去、不復爲難、北原

氏世保其邑、據怨翁公舊譜、綴人北原三左衛門系圖、肝付兼俊弟白北原右兵衛佐兼幸、領日州眞幸院飯野城、兼幸生兼貞、

兼貞生玄兼、玄兼生玄兼、玄兼生範兼、範兼生久兼、應永十七年久兼從

怨翁公朝幕府、久兼生兼興、兼興生又五郎貴兼、貴兼見下、兼俊見第五

卷建武三年注、柿木原平右衛門家藏文書、文治二年眞幸院郡司白草部重

兼、承久二年草部重能嗣父職、爲眞幸院郡司職、建長五年草部員兼爲眞

幸院郡司職、正應二年員兼子眞季嗣、元弘二年眞季子眞房嗣、據北原氏

系圖、兼幸以來世領眞幸院、而柿木原平右衛門文書云云、則草部氏世爲

眞幸院郡司職矣、並錄其說、以備參考、相良祐賴、山田聖榮自記作右賴、小松氏所藏文書永和三年一探遺名留書、有相良參河權守右賴、又相良近

江守前賴遺禰氏書云、以弟右賴爲留書、則相良氏弟疑是右賴、自記近

脚僧 而那答院氏亦為強宗、傳至左衛門尉重度、重度、重松七世孫也、

據斑目藤左衛門家藏那答院氏系圖、那答院重松見重子曰重直、是為那答院氏祖、重直次子曰重尚、重尚子曰重松、重松子曰行重、行重子曰重實、重實子曰公重、公重子曰重茂、重茂子曰久重、久重子曰德重、德重子曰重度、是重度於重松為七世孫、久來院主馬系圖有二、其一云、重國子曰光重、光重次子曰重保、是為東鄉氏祖、三子曰重直、是為那答院氏祖、其一云、重國子曰光重、光重長子曰滋谷太郎重直、次子曰早川二郎實重、第三子曰吉國三郎重保、是為那答院氏祖、與那答院氏、會北境傳言、相良左衛門尉為續且攻眞幸、島津

國久與島津季久謀、使謂執政曰、請助相良氏、執政不可、以為豈容助寇伐我、二人復請擊那答院氏、又不可曰、先

君大祥未終、而擅動干戈於邦內、其為死君乎、當是之時

主少、執政用事、而國久、季久皆貴戚大臣也、所謂輟沮、

由是內懷不服、遂有反謀、據黃套善記、執政蓋謂村田肥前守經安、平田右馬助兼宗、按是時北原氏

平、那答院氏未聞有可討之罪、而國久、季久請擊之、豈欲削私邑以張公室

乎、然執政不可云云、亦未為非、而國久、季久忿之、遂生反謀、然則初

非真心為國謀者、為續、實長之玄孫也、據改撰諸家系譜、相良實長見第八卷應永八年、

文明七年乙未

六月廿七日、指宿三郎四郎朝忠薩州國久と伊作の丹土尾に戰ひ死之、

櫻島池田氏藏年代記

一文明七年八月十五日、向嶋之内野尻村燃出ル、

1505 「國史卷十二 圓室公」

八年丙申春二月二十五日、清水人、曾於郡人攻宮內東郷、

島津伯耆守豊久及菱刈氏、平山氏亦失臣節、皆國久、季

久之黨也、據御當家始書、黃套善記、按文明六年行脚僧雜錄、此時本田兼親領清水、稅所其領曾於郡、二人黨於國久、季久、故

遣兵攻宮內東郷、宮內地名係八幡宮社、地名、郡村高辻橋、鴨吹郡有東郷村、既而國久悔于厥心、二十

六日、詣龍雲寺薙髮懺悔入道、以告於先公之靈、而後謝罪

求降、然猶未見諒也、乃欲盡致城邑逃之天章、長島之間、

出亡、比至出水、家臣遮道止之、乃歸加世田、同上、國久時價加

世田、川邊、山田、鹿籠及高尾野、阿久、二十八日、公遣兵攻加

根、出水等地、見文明六年行脚僧雜錄、

世田城、據御當家始書、加世田城遺址、三月五日、復遣島津友久

攻加世田城、北郷讚岐守敏久、樺山安藝守長久、平田兼

宗等攻三俣下城、同上、文明六年行脚僧雜錄、伯耆守久、次郎三

豊久之姪、後改忠信、稱出羽守、御當家始書云、大岳公少女適有久嫡子

次郎三郎、則忠德始稱次郎三郎明矣、而黃套善記、稱豊久、曰莊內之伯

州、御當家始書云、伯州、御當家始書云、豊久即兼義祖、島津支流系圖、豐

久領薩州平和泉、蓋始居莊內、後居平和泉、諸縣郡高城鄉有水村有下城

遺城、在地頭館西北一里、敏久、持久之子、長久、孝久之孫也、十八町許、又有豐門、

據島津支流系圖、北郷持久見嘉吉元年、樺山孝久見永享四年、並係第十

卷、顯桂左京系圖、始祖曰美作守忠康、兼政者肝付河内守兼元次子、領

顯桂、攝宿、山川、為顯桂氏、初義天公以兼政為子、賜姓藤原名、稱兼

忠重、幕紋許用十文字、兼政辭姓名受幕紋、兼心、兼政之孫也、稱兼

重清、肝付兼忠、浦生宣清、顯桂兵部少輔兼心等攻揖宿城、據御當家始書、黃套善記、文明六年行脚僧雜錄、九郎右衛門尉右衛門尉、是時季久黨於國久、故八日、相良氏寇牛山、據實套善記、文明

六年行脚僧雜錄、伊集院三郎左衛門尉守牛山城、和泉人攻羽月、上

大口郷目丸村有牛山城遺墟、地頭館在其處、

文明六年行脚僧雜錄、羽月、十八日、島津季久將兵侵鹿兒島、

氏領羽月、和泉即國久邑、

戰松尾坂、據御當家始、十九日、遣平山村來攻吉田、同上、

年行脚僧雜錄、左衛門大夫領吉田、吉田納右衛門系圖、左

衛門大夫名泰清、兼清之子也、兼清見第十卷嘉吉元年注、

二二三三日、

禰寢重清等復攻揖宿城、據御當家始書、群臣以國中多事之故、奉

公遷伊集院內城、使伊作久逸、新納忠續守鹿兒島、同上、

城在伊集院地頭館南、島津友久圍島津國久於加世田城數日、

半里有餘、係古城村、

國久乞降、且割河邊二城以獻、遣其子菊千代入見、同上、

謂平山城、夏五月二十三日、禰寢重清等下揖宿城、後以其

地與重清、同上、黃套書記作二十五日、島津友久以田布施叛、又誘島津

國久使叛、二十八日、公遣伊集院・伊作之衆擊田布施、

上、初北郷氏自都城徙高城及安永、節山公時復以北郷

敏久爲都城領主、六月二十一日、敏久徙都城、據島津支流

德二年北郷持久自都城徙三俣院高城、寬正六年又徙安永古江村薩摩

至是復還舊邑、敏久持久之子、節山公以敏久爲都城領主、不詳何年、

據節山公葬於文明六年、則事在其前明矣、二十六日、復遣伊作之衆攻田布施、與

年、十一日、長嶺來濱、據黃套書櫻島地震五日、十二日發

火、石裂岸崩、壓死人畜、而其東西面有地踊躍出于海中、

廣二里所、與島合爲一、又四旁數十里間、雨灰數日、埋

隴畝填谿壑、所在往往成白沙堆、桂菴禪師七里原詩所謂、

烈火曾燒一島來、桑田碧海總休猜、去年潤底草深處、七

里平原沙作堆者正言此也、據福昌寺年代記、黃套書記、川邊人

東面海中一異、傳言、上古此海中有三洲、上生櫻樹、其洲一夕暴摧成島、

因名櫻島、又稱向島、以其形八面向一方名云、其說並見慈眼公舊譜、而

福昌寺年代記曰、傳言、和銅二年櫻島涌出、或云和銅元年、又續日本紀

云、天平寶字八年十二月、西方有聲似雷、是時大隅薩摩之際烟雲晦冥、

奔電閃爍、七日而後天晴、忽於鹿兒島信彌村海中、沙石自聚化成三島、

望似四阿之屋、或曰、此即鹿兒島也、未知果是、而鹿兒島今無信彌村、不

知的爲何地、詩序云、歷七里原西南有向島、則七里原蓋在

向島之東北矣、末吉郷有七里原、在向島東四里十八町許、桂菴禪師

者周防人、不詳其姓、文明中避亂遊薩隅日、寓居志布志

大慈寺・財部正壽寺・國分正興寺、據鹿兒島大龍寺藏桂菴禪師

永祿四年辛未佛誕生日、大龍寺現往不門慈宣靈記、正壽寺在國分郷、又嘗遊明國、與鉅儒

名士往還、據島陰最後住鹿兒島之桂樹院、據畫像所著有

島陰漁唱三卷、據島陰漁唱、按島陰者蓋謂鹿兒島之北、然所謂桂樹院者莫詳其處、今鹿兒島內丸坊有寺、曰桂樹院者據

福昌寺記錄、寬永十四年創立、名休外院、始在福昌寺界內、後從今所、改名桂樹院、非桂菴禪師之所居矣、明人四明洪

常子經爲之序、而四明嚴端克正贈禪師詩序、稱其精究釋典、旁通四書百家、尤長於尚書、用朱子門人之傳、蓋倡朱子學於薩摩者、自禪師始云、二序並載島陰漁唱、後百餘年而有釋玄昌、玄昌見後十九卷天正十四年是歲琉球王尚圓卒、據琉球國王世譜

1506

「見于文明記末」

一 文明八年弓箭合戦之次第

一 薩州鹿兒島松尾坂勝ッ、

一 隅州吉田長龍寺口にて勝ッ、

一 薩州牛屎道場口にて負ル、但敵六人御方七人死ス、

一 同國菱刈濱河にて打勝、

一 同國清水下井互ニ無指事、

一 同國曾於郡カキカケニテ仕負、

一 同國吉田峰高ニ而勝ッ、

一 同所吉田天神ノ尾ニ而勝ッ、

一 同國菱刈テンダウガラ大事戦ニ無勝負、

1507

「新納家五代忠續系譜」

救仁院之外、餓肥を給、廿九年格護候、于時文明八年自守

護任御下知、餓肥ヲ末吉・財部・救仁郷相易、賜之者也、

1508

文明八年丙申

三月五日、五代筑前守指宿城攻らる時戦死、

同十八日、福崎入道鹿兒嶋松尾坂に帖佐より攻寄る時戦死、下の二人も同じ、餓肥平二

郎・松元四郎左衛門、

1509

文明八年丙申

九月十二日、時任源八左衛門義昭日州三俣院の軍に戦死とあり、年四十二歳、

1510

「池端文書歎」

譲与

大隅國祢寝院佐多村之内田等之事

一 松坂之藪一ヶ所

一 濱田七段同山口藪一ヶ所

右、件於田藪等者、崇音重代相傳之私領也、さるあいた、

ちやくし二郎左衛門清康に、ほんせうもんを相副候て、

永代ゆつりわたすところ実也、しんしさかひの事へ、ほ

んせうもんにめいはくなり、仍爲後日讓狀如件、

于時文明八年丙申四月七日

沙弥崇音(略押)

(本文書池端文書中ニ現存セリ)

1511

「友久一流譜中」

「正文在伊作衆田部四郎左衛門」

島中之門

三郎五郎

四段 下ふるかわ

二段卅 しゃうめん作

二段 中ふるかわ

卅 はしの口

廿ひらき 屋敷之内

い上九段卅

皇三斗まき 屋しき

文明八年四月廿日

田部 三河介

友久(花押)

1512 「忠昌公御譜中」

「正文在之」

(本文書ハ一四八九号文書ト同文ニツキ省略ス)

琉球國

「上包」

嶋津御屋形

御奉行所

金丸世主

「此書、年間御譜中ニ不知」

1513 「北郷氏六代讃岐守敏久譜中」

應仁二年戊子、築城于勢田ヶ辻、以爲履、太守立久公再賜都城、故文明八年丙申六月二十一日、去安永而徙都城、從守護方、末弘十郎三郎並城衆渡之、從當家北郷右京亮・同左京亮・同圖書助・同三郎右衛門尉請取於城、

1514 「北郷氏庶流系圖」

讃岐守持久四男

辰久

信濃守 圖書助

文明八年六月二十一日、太守以都城再賜敏久、以故去安永而徙都城、時 太守之臣末弘十郎三郎及城兵等去城許之、敏久使一族北郷右京亮・同左京亮・同三郎右衛門尉・同圖書助辰久請城矣、

1515 「國史卷十二 圓室公」

九年丁酉春正月二十七日、帖佐・加治木兵入宮内、因桑畑氏及正興寺住持、攻御壇擊社家絶其汲道、樺山氏・北郷氏・村田氏・宮丸氏救之、閏月五日、軍咲隈、六日、帖佐・加治木兵引去、桑畑氏・正興寺住持奔帖佐・加治

木、而宮內與寇爲隣、社家輩恐復見侵、共議自全之策、

或欲附帖佐・加治木、或欲倚公家、不知所決、乃謁八幡

宮、探籌得倚公家者三、衆志乃定、據黃奎書記、高良軍人家藏年代記、是時領加治木

者蓋加治木滿久、滿久、季久之子、其說見下、御壇地名在國分八幡宮社

地界內、蓋有一水徑界內、曰新田川、而其西北地形高、曰上御壇、東

南地形卑、曰下御壇、公復遣兵攻田布施、島津季久復攻吉田、又遣

一軍圍比志島城、比志島義重所居三月二十四日、公遣村田太

郎左衛門・和泉孫太郎等、將兵救比志島城、城中有與季

久內應者、誘村田・和泉等入城、入轅閉門不納其兵、村

田・和泉等被劫留數日、各自逃歸、據黃奎書記、夏四月十六日、

島津國久復降、遂如帖佐、勸島津季久歸順、季久從之、

與國久俱入見、公於鹿兒島、同上十九日、友久・國久・

伊作久逸・島津修理亮忠廉・佐多忠山・島津次郎三郎忠

德・新納忠續・加治木三郎五郎滿久・樺山長久・北鄉敏

久、敏久始名誼久、後改敏久、而此處原文云誼久、敏久於曾祖父誼久、故書敏久、敏久已見前年凡十人相與盟

曰、凡我同盟奉公不貳、有渝斯言、諸神殛之、據圓室公書譜、觀此則

友久亦已降矣、島忠廉・滿久皆季久之子也、據島津內膳家譜、季久使第三子三郎

津忠德見前年注、五郎滿久為加治木氏嗣、見家譜、季久既降、故二子皆與盟、然季久死於

此年八月六日、是月尚在、而不與盟者豈此時既老乎、抑亦疾病不能蒞盟

乎、二十一日、公與友久・國久・久逸・忠廉・忠山・

忠德・忠續・滿久・長久・敏久盟曰、自今以後君臣同體、

修和好遠讒間、有渝斯言、諸神殛之、同上是歲琉球王尚

宣威嗣位、在位六月讓位於尚眞、據琉球國王世譜

十年戊戌、事缺不書、

十一年己亥夏六月十七日、伊勢伊勢守貞宗遣、公書曰、

幕府賜君第宅、其地在五條町樋口、宜亟遣人受之、據圓室公

書、冬十二月晦日、宣旨、公自修理進任陸奥守、同上

1516 「寫在卷本」

契狀

一天下雖如何樣轉變候、武久於一味同心可仰申事、

一一家中御内國方、可爲無爲無事事、

一如此申談候處、自然和讒凶害出來候之者、相互承可申

披事、

若此條之偽申者、

上者梵天帝尺四大天王、殊者日本鎮守伊勢天照大神宮

熊野三所大權現、正八幡三所大菩薩、諏訪上下大明神

稻荷五社大明神、各々御罰可罷蒙候、

于時文明九年卯月十九日

「相州家」 「相模守殿」友久有判

「伊作」 「式部大輔殿」久逸有判

「薩州家」 「薩摩守殿」國久有判

1517

「忠昌公御譜中ニ在リ」

「正文有之」

契狀

一天下如何様雖轉變候、此旁々一味同心可申談事、
 一一家中國方、可爲無爲無事之事、
 一如此申談候之處、自然和讒凶害出來候者、相互可申披
 事、

若此条々僞申候者、

上梵天帝尺四大天王、殊日本鎮守伊勢天照大神宮 熊野
 三所大權現 正八幡三所大菩薩 諏訪上下大明神 稻荷
 五社大明神、各々御爵可罷蒙候、

文明九年卯月廿一日

「忠昌公初御名」
武久(花押)

「豊州家」 「修理亮殿」 忠廉有判
 「知寛」 「佐多殿」 忠山有判

「大島氏」 「次郎三郎殿」 忠徳有判

「新納近江守殿」 忠續有判

「加治木」 「三郎五郎殿」 満久有判

「樺山殿」 長久有判

「北郷殿」 義久有判

「忠昌公御譜中ニ在リ」

1518

「豊州家系圖」

元祖
秀久

修理亮 豊後守 越後守

應永廿年癸巳誕生、母上原某女也、
 九代之 太守陸奥守久豊主三男也、
 居住于帖佐瓜生野也、

文明九年丁酉八月六日卒、年六十五、法號柱道題橋、

相模守殿 (友久)
 式部大輔殿 (久遠)
 薩摩守殿 (国久)
 修理亮殿 (忠勝)
 佐多殿 (忠山)
 次郎三郎殿 (忠徳)
 新納殿 (忠統)
 加治木殿 (満久)
 樺山殿 (長久)
 北郷殿 (義久)

1519 「正文在之」

「文明十年六月廿三日到來」

就渡唐船之儀、度々被仰早、仍正使副使以下在國中至歸朝、諸事無等閑可加扶持候也、

二月廿二日

嶋津又三郎とのへ

(義啓)
(花押)

1520 『水引執印文書』

新田宮

薩摩郡干畑名之水田萩原之内五反

爲御神事領、奉寄進之狀如件、

文明十年三月六日

村田肥前守

平田右馬助

經安(花押)
兼宗(花押)

執印殿

1521 『調所氏譜恒房傳』

文明十年戊戌、初石清水紀了清就領家職於帖佐郷平山村、

因號平山氏、為弘安中事云、子孫世居之、至 大岳公時、使豊後

守季久伐平山氏取帖佐郷、以封季久、為亨徳中事、按當其時、蓋公移平山氏於指宿郡、

則康正二年九月西方村高祖杜棟札書、當郡總地頭紀氏武、時權那同氏武敷、願主紀氏武里并次郎四郎、云此等也、季久乃城瓜

生野、以男忠廉移而居之、使次男忠繼後名忠康、幼字九郎

守平山城、因亦號平山、而未幾徙封指宿、

右衛門尉、改越後守、文明七年二月新宮棟札、當領主

島津九郎右衛門久繼紀氏武時云此也、前此故平山族有平松猷清者、食菜於千本

村凡十二町、生男二人武家・武滿、迨 公取之、移武家

於麿島、賜武村半凡十五町、而以千本賜武滿云、武家生

男、初菊丸、倚頼宗氏於指宿者兩三年矣、後回帖佐削髮

於大陽寺在平山村、

号定清、以故武家無後可嗣、於是八月、

乞調所氏次男九郎兵衛尉武男爲之後嗣、蓋是恒男也、

1522

帖佐平山城伊集院殿夜中に忍候、城番衆用心堅仕候間、

伊集院衆難叶候て、春氣のことく引退候、平山衆付送候、

餅田・平松衆如船津之横入候て合戦候、平松香林入道打死

候、其忠節に平山殿より千本十二町猷清被遣候、嫡子武

家に附屬候、其後守護方より帖佐御知行候時、平松之代

の地として鹿兒嶋の嶽三十町半分十五町、忠國より武家

に給候て鹿兒嶋移候、嶽之内野本木原門、犬迫之内樟田

門・同佛木之門、谷山之内大坪門槇田覺悟申候、以上十

町公役なしに 忠國より猷清給候、千本拾貳町二男武滿

に給候、其後忠國・立久父子御不快にて、忠國伊作・田

布施のことく御出候、通路悉く立久より御留候、猷清・

「正文在之」

1523

「正文在野田感應寺」

「薩州家國久譜中ニ在リ」

天辰周防入道淨慶爲菩提依望申、山門院西方之内水田松本三段付島地之事、限永々、令任付所也、仍所定如件、

文明十年十月十五日

島津薩摩入道國久(花押)

武家・武滿父子三人伊作のことく被參候、武家嫡子初菊丸、惣領之平山殿憑候而、指宿二三ヶ年堪忍申候、其後帖佐平山大陽寺出家仕罷居候時、去故候之間、調所殿二男幼少候兄弟之契約申候て、文明十年戊戌八月彼岸申合候、定清於老清以前約束如申候、養子として武家之跡名字悉皆調所九郎兵衛尉武男に附屬仕候、證文書付進上之候、

平松九郎兵衛尉殿

「記ハ氏、武ハ名乘、清ハ戒名、平松ハ名字、石清水流、幕文形ハミ、金章也」

〔紀〕
記定清

1525

「正文有之」

「文明十二年三月廿六日到來」

爲代始之礼、太刀一腰行安・鳥目貳万疋到來候、神妙候、仍太刀一腰光忠遣之候也、

十二月十五日

嶋津陸奥守とのへ

〔義政〕
(花押)

「忠昌公御譜中、正文在手鏡トアリ」

十二月十五日

嶋津陸奥守とのへ

〔義政〕
(花押)

1526

「正文在文庫」

御拜領分五条町樋口之間屋地事、去々年京都自靜謐之刻、方々退違亂之族候て、先拘置候、早々被御申請還補候者、可然候欵、此等趣、忍辱坊可有傳達候、恐々謹言、

六月十七日

伊勢守貞宗(花押)

謹上 嶋津又三郎殿

〔上包〕
「文明十一年九月廿三日到來」

謹上 嶋津又三郎殿 伊勢守貞宗

〔此文書、忠昌公御譜中ニ在リ〕

1527 〔寫見綱貴公譜中〕

清水寺建立事、爲勸^(進)願阿十斛令下向九州□□可然様、可被相觸分國大隅薩摩日向三箇國之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十一年十二月廿七日

嶋津陸奥守殿 ^(忠昌)

〔忠昌公御譜中、正文有之ト在リ〕

〔布施〕(英基) 下野守(花押) 〔版尾〕(元連カ) 大和前司(花押)

1528 〔正文在文庫手鏡〕

〔巻ツラニアリ〕

〔義政〕(花押)

上卿 中御門中納言

文明十一年十二月卅日 宣旨

修理進藤原武久 ^(忠昌)

宣任陸奥守、

藏人左少辨藤原元長奉 ^(白幡寺)

〔忠昌公御譜中ニ在リ〕

1529 〔國史〕卷十 圓室公

十二年庚子夏四月五日、伊作久逸與村田某・平田某盟曰、同心協力共輔公家、有渝斯言、諸神殛之、^{據圓室公舊譜、村田某、平田某蓋謂肥前}守經安、^右秋九月二十三日、幕府賜 公教書曰、太刀一腰・鷲眼萬匹並至、嘉乃厚意、因賜太刀一振、^{同上、公獻幕府太刀鷲眼以謝}受領之恩、於是幕府以此酬答、冬十月二十日、島津國久・伊作久逸・島津忠廉・佐多忠山・新納忠續相與盟曰、凡我同族祗事吾君、今日既盟之後、若見不忠於我君者、可誨則誨之、可誅則誅之、則雖曰親子兄弟、其弗敢赦、有渝斯言、諸神殛之、是日 公與友久・國久・久逸・忠廉・忠山・忠續盟曰、卿等忠純、志存滅親、自今以後事無大小、請與議之、有渝斯言、諸神殛之、^{同上}

1530 〔正文在文庫〕

〔文明十二卯月廿九日到來、上使安田方〕

自琉球國無音申之儀、世上念劇之間者、不及是非候、既靜謐之上者、早々如先例御船可有來朝之旨、可被申遣之由、被成奉書候、被仰出候通、急速御傳達候者、可然存候、

1532

同此使者可罷上候時、可遣御船之段肝要候、恐々謹言、
(文明十二年)
二月十一日
下野守英基(花押)

謹上 嶋津陸奥守殿

〔上書裏〕
布施

謹上 嶋津陸奥守殿
下野守英基

〔忠昌公御譜中ニ在リ、正文在手鏡トアリ〕

1531

〔案文在之〕

就琉球國之時儀、去二月十一日之御奉書同四月廿九日到
來、謹以拜見仕候訖、抑彼船如先例、可致來朝之由、被
成御奉書候、同御使渡海之上者、敢不可有緩怠之儀候哉、
於于私 上意之趣速申遂候、無如在之儀候、以此旨、可
有御披露候、恐惶謹言、

月 日

〔忠昌〕
藤原武久

謹上 飯尾前大和守殿

〔元連カ〕
布施下野守殿
〔美基〕

〔忠昌公御譜中ニ在リ〕

〔寫在之〕

契狀

一雖世上如何様轉變候、無二申談、御屋形 武久之御所、
一篇可仰申事、

一就公私、一段無等閑可申承候、然者、可任御指南事、

一如此申談候之處、自然和諷凶害出來候者、互無覆藏可

申披事、

此条々偽申候者、

神名

文明十二年卯月五日

久逸

〔經考〕
村田殿

〔兼悉〕
平田殿

〔此正文、伊作家文書中ニ在リ〕

〔忠昌公御譜中ニ在リ〕

〔載大平文書内〕

1533

此間もそ意を不存候上、かさねてねんころの狀を給候間、
向後も御大事をハ身の大事と可存候、如仰 公方のきハ
ちからにをよハす候、其外の事にをき候てハ、すこしも
そ意のきと存候ましく候、御同心ニ候ハ、恐悦候、この
てういつハリ申候ハ、あふきたてまつり候正八幡の御
はちをまかりかふるへく候、恐々謹言、

「文明十二」
卯月廿二日

藤原久範

殿

1534 「忠昌公御譜中」

「正文村田太右衛門ニ有之」

就受領之儀、太刀一腰國光・鷲眼万疋到來訖、尤神妙、

仍太刀一振遣之候也、

「朱カキ」
「文明十二年」九月廿三日

(義政)
(花押)

嶋津陸奥守とのへ

「上包」

嶋津陸奥守とのへ

1535 一 たつはみの門

八反 たつはみ

一 宮との門

一 町 まへた

三反 同所

卅 修正田

卅 佛性田

二反 後迫

一 反冊 よこい場

以上一町八反

惣已上十二町六反口

都合廿二町六反口

文明十二年

十二月十八日

(長久)
椀山殿

1536 「案文在山田七郎右衛門久通」

契狀案文

一 御當家或者被引縁者、或者依年來之知音、動背守護之

下知、國家以及動乱度之事、先祖以來口惜題目候、仍

此番一家親類以一味同心之儀、一偏ニ仰 武久御成敗

之儀「儀狀」各可進退事、

一 雖爲親子兄弟年來之知音、對 武久有存非儀族時者、

依爲舊好、再往可加教訓、若違背其儀者、直申入御成

敗之儀、可致奔走事、

一 依三ヶ國代「転カ」傳變候、成敵成御方、近所他方私ニ雖挿

宿意、於此一筆以後者、不存舊惡、可爲武久御爲題目

之時者、從前々捨辭憤、相互一味同心ニ可有扶助事、

一 一家一味同心之談合之以後、萬一不慮之子細出來、於

「上書在之」
御一家契約狀

「忠昌公御譜中ニ載セ有リ」

一家中有不和之儀時者、自余之一家應一大事、武久
受御意相償、内外可存無爲無事之儀事、

一寄々之所領依相交、有四邊郷境論、百姓迸散、夜討山
賊時者、相互ニ決断候而、可有其沙汰事、

一一家中如此申談候上者、談合之時不殘心中可申出候、
縱又雖非愚意、可同衆中之儀過半之宜事、

一如此申談候衆中ニ、自然從 屋形も、無理之子細欲仰
懸時者、相共ニ佞事可申事、

右此条々僞申候者、

御神名

文明十二年十月廿日

〔総州家〕

相模守友久

〔薩州家〕

薩摩守國久

〔伊作〕

式部太輔久逸

〔豊州家〕

修理亮忠廉

〔知覧〕

下野守忠山

〔新郷〕

近江守忠續

「右御返答山田七郎右衛門尉久通有之」

一當家代々心々而、入他之手裏、國之成敗不事行候之条、

古今非案之處、此番驚合一家、以一味同心之談合、打
非可助理御心中共承分候、偏ニ諸天之加護候、然者武
久も一味同心ニ可申談事、

一就大小事、此御旁不申談候而不可相計候、若有急速之
事時者、於以後可申披事、

一於國々政道者、守先規、一家中申談、可致其成敗事、

一到一家親類國方内之者、及有存非儀族時者、再三可加
催促、若無承引者、一家申談、可致其沙汰事、

一一家親類一味同心ニ不引親類兄弟縁者、我々可有扶
助、專一之御談合、代々ニ無比類候、如然御心中之時
者、偏親与可憑存事、

右此条々僞候者、

御神名

文明十二年十月廿日

〔忠昌〕
武久

「此正文、御文庫三番箱中ニ在リ、御判ナシ」

「忠昌公御譜中ニ在リ」

「忠昌公御譜中」

「正文在濩谷怒兵衛重增」

契狀

一三ヶ國如何様雖轉變候、如御親父可有甚深之御志之通承候、如然之御心中之時者、如御親父之時、大小事無二二可申談事、

一不被引縁者親類年來之知音、可有御志之通承候、大慶候、自是も一家親類自然對其様有無理之子細時者、可致其成敗事、

一如此申談候之處、自然和讒凶害出來時者、相互可申披事、

若此条之偽候者、

奉請所者、上梵天帝尺、下堅牢地神、別而日本鎮守伊勢天照大神 正八幡大菩薩 春日大明神 稻荷 諏訪當國鎮守新田八幡 開門 鵜戸 霧嶋、各之御討可罷蒙也、仍契狀如件、

文明十二年十一月十日

(忠昌) 武久(花押)

「國史 圓室公」

十三年辛丑夏六月二十三日、公與入來院重豐盟、據圓室公 先是布施下野守以奉書告 公曰、往年天下騷動、琉

球久絶朝貢、至於今日、海內安寧、宜諭琉球王遣貢舟如

先例、同上、藤原實錄、文正元年八月琉球王使齊陰西堂、上下關文、續本朝通鑑、文正元年七月琉球國使西堂齊陰來朝、文正元年歲

在丙戌、明年丁亥改元應仁、蓋應仁以後琉球不復朝貢、奉書云、往年天下騷動、即謂應仁之亂、而文正以前琉球朝貢亦無所考、奉書謂奉幕府旨之、秋八月六日、琉球文船至、據圓室公舊譜、文船者載貢物

之船也、舳畫青雀黃龍、故以為名、據慈眼公舊譜、按此云文船至、蓋到薩摩、然則應

不見舊譜、別無所考、而二十一日、公復與入來院又五郎重

聰盟、重聰、重豐之子也、據圓室公舊譜、入來院主馬系圖、

十四年壬寅、事缺不書、

十五年癸卯夏四月九日、飯尾大和守・布施下野守以奉書

告島津氏族人曰、日向國要害渡唐船警固事、務要嚴密、

據圓室公舊譜、警固依當時

公有病、秋八月二十一日、禱於

一宮新田八幡大菩薩、講笠懸、島津十郎左衛門尉誼久為

奉行、據島津支流系 誼久者川上氏之庶子也、少便弓馬、又

精犬追物法、初名久勝、文明中小笠原備前守講大追物於

京師、久勝往而觀之、備前守素聞其名、言諸將軍義尚、

召為檢見、因賜諱字、改名誼久、同上、島津賴久曾孫曰上野守

是歲島津忠廉執曾於郡領主稅所新介・清水郷領主本田田因

幡守兼親於帖佐、而求之地焉、新介許之、清水人不可、

乃歸兼親、據本田信次郎文書、福昌寺年代記、島津支流系圖曰、文

路忠廉、兼親、國親之子也、據本田家總譜、本田國親見第十卷文安五年注、 既肥領主

新納忠續、櫛間領主伊作久逸因事生怨、動至交兵、
室公據圓
舊譜、文明記、忠續領軼肥、見第十卷長
祿二年、久逸領櫛間、見上卷文明六年、

1540 「見于年代記」

一 文明十三年辛丑、琉球國文船著岸、

1541 『入來院氏文書』

「ロウ」

山口勘解由殿

天福寺

至林

古春毎日爲御靈供田、七杖當寺天福寺御寄進、當住至林
たしかに請取申候、八月より一食之事、少も不可有無沙
汰之儀候、自然懈怠之由、且那被聞召候する時者、可被
召還候、其時違乱之儀、以後之住持も申ましく候、仍爲
後日狀如件、

文明十三年辛丑 四月二日 至林(花押)

山口勘解由殿

1542 『入來院氏文書』

(別紙)

御使 種田圖書殿

木場但馬守重着

御ころろさしありかたく存候、よて木場但馬守重着之私

1543

『入來院氏文書』

契狀

一 三ヶ國如何様ニ雖轉變、無二三可被成御志之由承候、
我等も世中雖如何様之子細候、無二三可申談事、
一 對我々、弥御叮嚀之由承候、如此之御心中之時者、御
大事を身之大事と存、偏憑被憑可申事、
一 如此申談候之處、若和讒凶害出來候者、互無覆藏可申
承事、

若此条々偽候者、

伊勢天照大神 熊野三所權現 正八幡大菩薩 天滿天

神 諏訪上下大明神可罷蒙御爵候、

文明十三年辛丑 六月廿三日 武久(花押)

進上

御使 種田圖書殿

文明十三年辛丑 六月一日 木場但馬守重着(花押)

領こはの原之内の水田、平田大丸一反、野中田一反、下
つる一反、以上三反、重豊ニあけ申候事実也、
此之外、ぬく谷ニほりま地所々候を、私之心あて共仕候
事候、於以後も、奉憑候之外無候、仍爲後日證文如件、

入來院殿 (重忠)

「忠昌公御譜中ニ在リ」

「正文在文庫」

1544

御尋物注文在事、別紙、不日被尋進之者、可爲神妙、於巨細者、被仰合陳外郎之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十三年六月廿六日

(希施菜基)
下野守(花押)
(飯尾元連カ)
大和前司(花押)

嶋津陸奥守殿 (忠昌)

「忠昌公御譜中ニ在リ」

1545

請文

一三ヶ國如何様ニ雖轉變、如前々無二ニ御屋形御用ニ罷立、余儀を存ましき事、

一私之心中再三村田殿ニ申入候、其外之儀不可有候事、

一若(和)話讒凶害之時ハ、乍憚被仰下、私之惡意をも可申上事、

右此条々僞申候ハ、

神名

文明十三年辛丑六月廿三日

進上 村田肥前守殿 (盛安)

「入來院氏十代ノ家督也」
下野守重豊

「入來院氏文書」

1546

「忠昌公御譜中正文在入來院石見重頼トアリ」

契狀

一三ヶ國雖如何様轉變、無二可申合旨、得其意候、御親父重豊年來叮嚀之儀、殊去一乱之時、甚深之御志、父子共ニ自今以後、弥可被懸御意子細專一候、如然之御心中之時者、一段他ニ吳申談、御大事を身之大事と可存事、

一於御親類中之時宜、再三承分候、可存其儀事、

一和讒凶害之時者、互無覆藏可申承事、

若此条々僞候者、

伊勢大神宮 八幡大菩薩 諏訪上下大明神可罷蒙御尉

候、

文明十三年八月廿二日

「十代忠昌公初御名」
武久(花押)

入來院又五郎殿

「包紙」
御使川上文八郎殿

文明十四年三月、新納三河守是久・同氏左京丞忠祐父子
〔西牟田武利記〕

衾寝又五郎殿

文明十四年十一月十九日

武久(花押)

建部忠清(繪重/初名)

加冠

〔忠貞公御譜中〕
〔正在衾寝右近重永〕

文明十三年辛酉八月
進上 村田肥(經安)前守殿

神明

〔入來院彈正少弼重聰〕
重聰

〔入來院氏文書〕

一三ヶ國如何様雖轉變、無二御屋形御用可罷立事、
一言葉之意趣、私於親類之時儀、再三村田殿ニ親にて候
者之被申上候、不可有其外之儀事、
一若和讒凶害之時者、被仰下、無覆藏可申上事、
右此条々偽申候者、

より家臣平嶋文治金清・柳兵部左衛門爲國を以加勢頼越
により、二男西牟田二郎三郎武次〔武次〕を菊地に残し置、主殿
介武安引卒、梅北といふ里に三月廿二日着陳す、三河守
殿・左京丞殿大悦にて末世に至り兄弟の約を堅く定、某
には東霧嶋三角といふ所に在陳の上、北の坊を被頼、主
殿介には新納殿陳所に在陣、頼によひ家臣山崎軍兵衛長
盛・中村勘兵衛爲春・田中與七左衛門成利・滿竹段兵衛
義明・黒坂軍記利法・山口佐渡通清・瀬尾庄治義隆等を
差附置、某には池田勘助貞通・大神善司清方・小田原源
五祐春・最所勇記持清〔持清〕・肥田木助三郎兼房・大田嘉七親
政・岡崎五郎十郎盛行・花牟禮千藏助國等を引卒し、同
月廿四日、梅北里より東霧嶋三角越、新納殿武士五拾三
人差添ける旨にて、門出の時末世末代に至り兩家立候様、
互に可致と堅く約束を定、出馬の時是久、今ハ只立別る
共便有はと云れし折節、陳所に火起立故、たかひに其場
を別れ彼地に趣き、文明十七年五月迄、兩家無別条に、
同年六月廿一日、新納左京丞忠祐戦死、末吉の内御在所
といふ山の内に彼死躰を葬、忠祐居士と改め、石塔を後
の記に建置旨、廿九日告來る、主殿介武安を左京丞忠祐
と名乗くれ候得と、三河守是久より頻りに頼により、致

落着旨中村勘兵衛を以告來る、忠祐の死骸は主殿介臣田中與七左衛門取返し來る由、勘兵衛より聞、同年十月十七日、三河守是久戰死の旨、同廿日、山口佐渡を以主殿介告知す、是久の死骸は新納殿家臣木之脇備後隆直、主殿介臣山崎軍兵衛取かへし來る由にて、忠祐居士同所御在所に葬り建候よし知らず、主殿介臣瀨尾庄治同日打死の由にて、是も同所に遣し葬旨、佐渡注進す、主殿介武安を左京丞忠祐と名乗、梅北に居候乗福寺義芳坊は新納殿父子某親子氣合の僧成ゆへ、是久居士・忠祐居士菩提を吊ひ、花香不怠様申遣す、翌年八月朔日、大風雨にて是久居士石塔破損の旨、黒坂軍記乗福寺告來るによりて、主殿介を始、家臣之輩へ申越、兩士の骨を取寄せ、石塔を改候へと義芳坊へ達し、木の河内諏訪山に葬る、此時是久居士の骨を慶軒にたのミ阿弥陀を造り、骨を阿弥陀の鉢内に納め、梅北乗福寺義芳坊に預け、菩提を吊す者也、東是久居士、西忠祐居士の石塔建置により、永々怠間敷候内に、又一鉢の阿弥陀を造立し、朝夕兩土を吊ひ候、末世に至り塵抹いたす間敷、庄治墓は山谷に埋ミ不知と告る、主殿介武安同九月廿一日、松山におひて戰死の旨、山崎軍兵衛則日告來れり、廿二日、義芳坊主殿介

に差附置候臣等、東霧嶋に來り、恒吉宮ヶ原といふに主殿介死骨を納置注進す、末世のため記置者也、

文明十八年十月二日
西牟田三河守
武利

1549の2

季安按するに、梅北城は 忠國公の時 御領地となり、御舍弟嶋津出羽守有久を伊東か押として被移置、城下七拾五町と隅州姫木三拾町、其外帖佐の内など拜領にて、其子出羽守忠福、其子出羽守忠明迄三代梅北に居城いたされ、明應八年忠明を大口に移されし由、大嶋譜等に見えたり、文明中は専ら忠福の領地ならん、左ありて新納忠武の梅北城を領地せられしは、明應八年出羽守忠明の大口に移られし以後の事に當れるならん、然あるに是久・忠祐梅北に居て加勢を菊地に乞へれ、文明十四年三月より同十七年五月まで無事といふ事、何の謂れそや、大嶋氏の居城に三四年是久父子居られしとの説、季安不審の一也、又是程委敷記置けるに、敵の大將士卒の姓名、旁の働きたる次第を一言もいわさる事不審の二なり、抑梅北に新納氏の居られて合戦ありしハ冷水の役のミ、有田將監等か古記に見え、其年号月日は其戰に討死せし人々の系圖

に、享祿元年五月朔日と見へれば、此合戦に忠祐等は討死めされしは疑なかるへし、左あれハ其時の敵は伊東祐充と北郷忠相なり、忠相は文明十九年に生れて、武利かいふ文明十七年六月廿一日忠祐戦死との年月にはいまた生れざる人なり、是不審の三なり、扱又か程の古書ハ文言當分の詞つかひとは甚相替り、容易に通し兼候所段々可有之事、多くは古書の證據なり、然るに左様古めき候詞つかひ無之、又文の費へもなく明白に書綴りしは、文鉢ちと新近に覺えたり、且家臣といふ詞なと本藩其頃なとの古書にはいまた見當らず、御國にて家來共の唱へは、若黨、殿原、被官、内者、内衆、家系者、忤者などゝあり、東鏡などには郎徒、郎従とハあれとも、家臣と書しを見ず、後世文學開けし以後の詞に似たり、是不審の四也、また是程の事を綴り、斯くまで人の姓名を集めたるには、今の世にておもへは、よふぞ皆其實名まで聞取たり、是不審の五ツなり、然とも忠祐御墓は享祿元年討死めされし比の御領地なれば、此等は必左もあるへし、是久御骨も既肥より其以前件の地に歸葬ありつらんは又謂れなきにあらず、左あるに因て忠祐御墓も同し所に葬られしならん、乗福寺破懐(マヤ)におよばすんハ何ぞ證據あるへ

きに、惜き事なり、猶能く來哲に糺されがし、

1549の3

『御記録所格護』

『都之城鬼束常心系圖ノ寫巻端ニ

此正文、久保友元護雜書虚妄紊之者夥矣、今省之而不寫、

右之通あれは久保某か虚妄の類欤と疑ふものなり、猶糺すへし』

1550

『國分宮内澤氏藏』

正八幡宮符 補任 御供所職事

【廿代水音】
大法師永音

文明十二年十二月十八日

權執印紀朝臣景照

1551

『豊州家二代忠廉譜中』

『正文在本田作左衛門宣親』

今度上井城就退治、一段御動、誠爲悦不少候、仍敷祓六町進所也、恐々謹言、

【朱力半】
『文明十五款』三月十九日 忠廉(花押)

本田殿
進之候

1552 「正文有之」

渡唐船警固事、日向國中津々浦々、如先々嚴密可被致其沙汰、更不可有遲怠之由、所被仰下也、仍執達如件、

文明十五年四月九日

(飯尾元連之)
前大和守(花押)
(布施英基)
下野守(花押)

嶋津一族御中

「忠昌公御譜中ニ在リ」

1553 「正文有之」

參洛事被仰出候之處、内々奔走旨被聞食訖、尤可然、嚴重可遂其節、就中被仰含光通藏重之子細、速可令下知候、次伊東大和守事、同可申付候也、

七月十七日
(義政)
(花押)

嶋津陸奥守とのへ

「忠昌公御譜中、正文在手鏡トアリ」

1554 「案文在之」

契約

一於天下向者、雖如何躰轉變候、無二心可申談事、
一萬一誰々も我らを可被背時者、同心あるまじき由承候、
如此之御心中時者、弥々憑入、我等も聊等閑を存まじき事、

一自然和讒凶出來候時者、無覆藏可申承候事、
(審脱カ)

此条々偽候ハ、

(上書ニ有之)
武久肝付方へ契約之御返事

「忠昌公御譜中、正文在卷本トアリ」

1555 「寫長谷場氏家藏」

御當家十一代 御屋形忠昌御不例之時、爲御立願、文明拾五年八月廿一日、薩摩國於一宮新田八幡大菩薩神前有筭懸、奉行嶋津十郎左衛門尉殿江被 仰付、射手本日記者寶殿ニ被籠之間、其日記寫置處也、同年月翌日到高江ニ、筭懸日記同書寫畢、在別紙、

嶋薩 薩摩守國久、後者法名爲甫、

嶋彦 河上殿一男、假名彦三郎殿、

伊左 伊地知左衛門尉方、後者被任周防守、

嶋源 薩州之被官
阿多源左衛門尉殿、

嶋又 川上十郎左衛門尉殿一男、又十郎殿、

伊七 薩州被官也 伊地知越前守方一男、又七郎方、

桑右 桑波田右馬助方、阿多領主、

長弥 長谷場弥四郎方、

嶋助 伊集院尾張守殿一男、助九郎殿、

嶋八 河上左近將監殿一男、又八郎殿、被任掃部助ニ、

吉治 吉田治部大輔、後者被任美河守、

澁右 東郷右馬允、後者被任隱岐守、

「此一書、川上義久譜中ニ在リ、末紙左ノ如シ」

「上書ニ」 於薩州新田宮ニ筭懸之日記、同年月翌日到高江ニ筭

懸アリ、文明十五年八月廿一日」

1556 「豊州家二代譜中」

忠廉

二郎三郎 修理亮

文明十五年癸卯、税所新介欲犯帖佐之城圍之、卻失利
不得退、匪啻請降、去渡曾於郡城與所領於忠廉、以解

圍者也、

「正文在坊津一乘院」

不存寄候之處、遂拜顔候、誠祝着之至候、仍來廿六東郷

江可有御手仕由候、大臈金剛御着經奉憑候、如何様重而

參會可申承候事候、恐々敬白、

十一月廿三日

忠廉(花押)

一乘院

御同宿中

〔表紙〕

忠 昌 公

自 文明十六年
至 同 十八年

前 編 舊 記 雜 錄 卷 四 十

〔西藩野史〕

又明 十六年甲辰

伊作河内守久逸 日州福島ノ主、新納近江守忠續 日州秋肥ノ主、と善からす、遂に兵を構ふ、久逸援を伊東長門守 或作祐國、祐國 祐安の孫也、日州都於郡の主、伊東氏の譜を接するに、祐國妹あり、立久公の夫人たりとす、に求む、祐國安國寺に軍し、久逸と力を戮せ、進て富ヶ峯 肥肥中、に戦ふ、忠續軍敗れ、退て鉄肥城を保つ、祐國・久逸富ヶ峯新山を取る、忠續急を 忠昌公に告ぐ、公即日州に趣て、久逸大馬場に逆へ戦ふ、十一月十四日、公の軍利あらず、熊田原に戦ふて十七日、又利あらず、公又逆谷・鎌ヶ倉に出て

祐安と戦ふ、出羽守久遠 出羽守有久、初久遠と稱する歟、伯耆守豊久 久豊五の子、初忠豊と稱す、二子あり、長ハ源左衛門尉忠亮と稱す、三世子孫門尉忠光、初て志和知を以氏とす、其子忠重、北郷氏の臣となる、子孫都城に居す、豊久の次子を六郎三郎忠衡と云、四世藏人久延に至て、義久公諱字を賜て、初て義岡と号、四世右京久守、其子彈正久中、共に國老に任す、久中、新納忠續奮戦して功あり、祐國大兵を驅て初相馬と云ふ、公の軍又敗れ、豊久戦死し、久遠傷を得たり、公軍を班す、

十七年乙巳

二月、或作十高城・東郷 共に澁谷氏の二氏起て、薩州水引城を陥る、入來院又五郎碓山を陥る、於是澁谷氏の勢大に振ふ、島津修理亮忠廉 帖佐ノ主、是を撃んと欲し、軍を卒して

郡山に趣き、先河田城 世々河田氏領す、此川田飛彈守立昌時澁谷に覺する歟

河田氏其先、源氏為義ノ二男三郎先生義憲の二男三郎左衛門尉頼重、村上を以氏とす、罪有て薩州に配せらる。滿家郡司長平か女娶り一男を生む、上總介法橋重賢と号す、頗重敏を得て帰り、重賢外祖長平か遺領を得て滿家院に主たり、五男あり、長ハ比志島太郎佐範と稱す、比志嶋氏の祖也、二ハ西侯弥三郎盛忠、西侯氏の祖也、三ハ川田右衛門尉盛佐、四ハ城前田榮秀、五ハ邊牟木榮慶、邊牟木氏ノ祖也、盛佐河田ヲ領す、弘安中蒙古寇する時、壹岐島に功あり、其孫伊予守義尹、元久公從て將軍に見て、帰て安養寺を小山田に立つ、其子掃部介義立、大川寺を河田に立つ、其孫を義祐と云、二子あり、長ハ三郎太郎義清と稱す、忠國公の時、肥後國津奈木に卒す、子孫甚四郎國復是也、援を村田越前守に求む、村田伊十院の八百餘人を卒し上ヶ原山 遊谷に軍す、忠廉援の至るを見て、去て入來山を越、蘭牟田 遊谷を襲ふ、久富木又太郎遠見岡 是を下山越と云に在り、大村太郎東尾に軍

し城の勢を援く、忠廉進て城を攻む、久富木・大村下り戦

ふ、忠廉悉く是を撃破り、終に城を抜く、守將斑目右京進

・養毛五郎左衛門命を殞す、有名の士三十人、余人を斬る久富木・大村敗走

す、二月十九日、澁谷重國援兵を卒し、一木の郷内 那答院に

至る、忠廉又進て是を破る、澁谷退て山田邑東 郷を保つ、

忠廉追ひ至て戦ふ、時に加治木左衛門佐横川の軍を卒し

來て忠廉を襲ふ、澁谷大に勢ひを得て進み戦ふ、忠廉前

後に當ることあたわす帖佐に歸る、三月廿一日なり、初島津三郎

太郎忠興出水之主、薩州 用久四世の孫、忠廉か澁谷氏を攻むるを聞、力を

戮せんと欲し、師を帥て湯田・高城共ニ澁谷氏の領なり、是より薩州家の有となる

陥る、三月十日又進て水引を略す、是より世々、薩州家領す、爰に於て忠廉

か軍を班すを聞て軍を進めず、

六月、忠昌公前時敗軍の恥を雪かんと欲し、軍を卒て日

州逆谷に至り、又進て蒔田に軍す、伊東祐國・伊作久逸、

楠原大龍寺田間野頸に軍す、薩軍進て長石の麓川原に戦

ふ、公壯年血氣方に剛し、前敗に憤激し、親兵を取り

先として敵を敗る、終に祐國を斬る、賊軍大に敗る、洩

るを追ひ、首百三十級を得て歸る、傳云、此時新納駿河守

死す、其外有名の士多く死す、此日伊東か軍死るもの八百餘人、久逸も亦

傷を得て福島に走る、公軍を進て是を圍む、傳云、六月二十二日逆

谷に陳し、二十日久逸拒戦ふ事四日にして降る、六月二

五日福島を圍む、七月、明日去て薩州伊作に歸る、

昌公の軍門に謁し、九月八日、忠廉復ひ師を帥ひ牧峯山に軍す、進て大村城

十日大村に至り、十三日より攻む、を攻む、兵を分て中津川木を燒く、澁谷

八百餘軍を卒し、戈尾峯を越來て忠廉の軍を射る、日置

肥後守も來て澁谷を援ふ、忠廉氣を屈せず、那答院の大

河を渡て廿日、戦ふ、利あらずして軍を班す、

十八年丙午

伊東大和守尹祐祐國ノ子、父ノ讐を報ん事を謀り、日州に寇

し山之口・梶山・勝岡を掠とる、野ニ美谷も亦略せらる、一説、明應四年とす、或云、

に、應永元年久豊公輝山美濃守首久を野々美谷に封し、大永元年に至て

樺山氏爰に有といふ、此時伊東に略せらる、久しからずして復する歟

忠昌公其蠶食史記蘇秦傳云、秦之攻韓魏也、無せん事を恐る、

故に知勇の人を撰んで日州を鎮せんとす、嶋津修理亮忠

廉其撰に當る、妖肥・福嶋を賜ふ、於是忠廉帖佐城を去て

妖肥に移り、後豊後守十月十日長子右馬介忠朝に稱すに福嶋を守ら

しむ、按に、忠廉四世豊後守忠親に至り、八十三年にして伊東義祐か為

後守季久と稱す、故に其一流を豊州家と云、季久ハ久豊公の第三子也、

文明九年八月卒す、桂道題橋と號す、妖肥に移る、忠國公の女を尚す、其孫、

後守朝久、義弘公の女を尚す、一男一女を生ず、女ハ遠州懸川城主松平

老に任ず、其孫清
大夫久芳是なり

十六年甲辰冬十月三日、新納忠續遣其從弟治部少輔書久
及家臣隈江伊勢守、訟於公、請徙久逸於他邑、不然臣
將不能成飢肥矣、公使久逸復伊作、久逸不受命、復遣
平田美濃守右馬助改
稱美濃守、兼宗・村田經安諭之、不肯、又遣

福昌寺天祐和尚說之、竟不肯、據圓室公舊譜、文明記、舊譜、
今考其事、實在此年、故置諸此、大岳
公第十子為僧、名天祐、為福昌寺住持、二十三日、伊作久逸舉兵

擊飢肥、公使北郷敏久・樺山長久・平田兼宗・村田經
安・禰寢又五郎忠清・肝付周防守兼連等、將兵三千餘騎、

擊櫛間以救飢肥、同上、忠清、重清之子、兼連、兼忠之子
也、據小松氏・肝付甚兵衛系圖、禰寢重清見永
享八年、肝付兼忠見嘉吉元年、並保第十卷二十八日、敏久

等向櫛間、一軍屯熊田原、一軍屯郡本、據圓室公舊譜、文明記、祇答院
重慶・北原長門守立兼叛、入來院重豐・東郷右馬允重理

・吉田泰清・菱刈民部大夫氏重入道道秀等應之、同上、立
兼、貴兼之子、重理、重信之玄孫、氏重、久隆之孫也、

據北原三左衛門・東郷總左衛門、菱刈孫太郎系圖、北原貴兼見上文
明七年、東郷重信見第七卷至德三年注、菱刈久隆見第八卷應永六年、

一月、北原立兼如菱刈、遂與菱刈氏重如帖佐、誘島津忠
廉使叛、忠廉不應、立兼・氏重等不悅、乃謀助久逸以擊

忠續、忠廉聞之以為、若是則將不利於忠續矣、乃許應之、
立兼・氏重等悅而去、據圓室公舊譜、文明記、島津友久・島津國久適

鹿兒島、繕治城郭、晝夜催切、備北原・菱刈等之難也、同上
文明記曰、島津相州・薩州云云、舊譜據此、以為島津相模守忠幸・島津

薩摩守重久、按忠幸、友久之子、島津支流系圖、載田布施薩方大明神延
德二年十二月棟札、云相模守友久三郎左衛門尉忠幸、則此年云島津相州
者即友久也、重久、國久之子、父子皆稱薩摩守、然國久卒於明應七年、
後此十四年矣、重久逮其父時、不應稱薩摩守、則此年云島津薩州者乃國
久也、舊譜考之未詳、今皆改定、下十七年三月五月六月、作重久者皆

做、十四日、北郷敏久等攻櫛間城、入犬馬場不克、同上
十七日、久逸擊熊田原・郡本之軍、軍中流言、或曰、伊東
氏救櫛間、或曰、大隅薩摩反者蜂起、於是敏久等會議、
以為僑軍深入、後無救援、曠日彌久、以老我師、一旦恐
為寇敵所乘、非計之得也、二十日、諸將引兵而還、同上

二十八日、伊東祐國將數千騎兵、擊飢肥、一軍營於鶺戶、
一軍營於安國寺、新納忠續禦諸富嶺、不利、退保新山城、
伊東軍陷之、忠續保本城、祐國營於富嶺・新山、以逼之、
同上、富嶺十二月三日、伊作久逸復伐飢肥、技南郷城、將

攻本城、於是和泉隴岐守久氏守酒谷城、北郷敏久・樺山
長久・村田經安等、將兵自莊內來、入酒谷城、以為飢肥
外援、同上、按日向地圖、飢肥、莊內、久氏、久親之弟子也、據

津支流系圖、和泉久
親見第八卷應永二年、二十日、平和泉領主島津豊久將手下三
百餘人、救飢肥軍鎌ヶ藏、二十二日、伊作久逸・伊東祐

「正文有之」
下手

右馬頭殿頼久
小笠原播磨守殿 蒲生進上
文明十六年三月九日

國將二千餘騎擊之、豊久力戰而死、伊作・伊東軍亦多死傷、乃引去、據圓室公蕃譜、文明記、道路流言、入來院重聰・祇答院重度等襲鹿兒島、同上

「忠昌公御譜中」
「正文有之」

犬追物手組事二手

九郎殿 十二疋
上原神六 九疋
安富与三右衛門尉 三疋
長温又四郎 三疋
秋庭備中守 一疋
弥九郎殿 三疋
小笠原刑部少輔殿 六疋
香西孫五郎 三疋
太田三郎次郎 二疋
齋藤藤兵衛尉 四疋
若槻民部丞 二疋
五郎殿 二疋

檢見

喚次

「案文在久逸譜」

契約

一雖世上如何様轉變候、無二ニ可被懸御意之由承候、我等も存其旨、聊以等閑疎略を存ましき事、

一忠續御近所与申、對我等無餘儀時者、無二無三ニ被仰談、一段可爲甚深之由承候、尤簡要之子細候、然者自今以後、御大事をハ身之大事と可存候、如此申談候之處、對忠續候而、久逸野心之時者、忠續可致同心、忠續又對久逸野心之時者、久逸ニ同心可申候、就小節不

民部少輔殿 六疋
安富新兵衛尉 六疋
香西又五郎 五疋
高橋五郎左衛門尉 一疋
小笠原兵庫助 五疋
飯尾善左衛門尉 五疋
池田若狹守 一疋
四宮四郎 三疋
奈良備前守 四疋
安富又三郎 七疋
信濃入道殿 二疋
多賀豊後守 五疋

檢見

喚次

右馬頭殿「朱力半」
頼久「頼久」

小笠原播磨守殿 蒲生進上

文明十六年三月九日

和之儀出來候へん時者、承分某可致催促事、

一如此申談候之處、自然和讒凶害出來候へ、互ニ無覆藏可申披事、

若此条々偽候へ、

御神名

『島津譜中』

「見于文明記」

一文明十六年甲辰、薩隅日三州大亂、其所由來者、伊作式部大輔久逸與新納近江守忠續、有令不快之事、故多年雜說更無止時、終成實說、既去年十月三日、近江守使一族治部少輔・隈江伊勢守言上于太守曰、故忠國公治世之時、所以近江守移飢肥者、飢肥之地山東之封境、且復丁伊東退治之期、殊可令奔走之旨蒙仰者也、爰伊作式部大輔久逸在福島之城、而有欲亡近江守之企者、歷然也、如斯則飢肥之在番難叶、若教式部大輔移他所者、是幸也云々、忠昌曰、近江守之旨趣、非敢可空之儀、早可式部大輔移伊作本領云々、故以兩使告件之旨於式部大輔、雖然不承引、剩構城郭、已有發軍之聞、是以差平田美濃守・村田肥前守於半途、雖加和與之催促、

不隨命令、且不日有可發出軍勢之企、故又使福島寺和尚、往古來今之敗立、盡誠伸言以爲教訓、而亦猶更不承引者也、

1563

「案文在久逸譜」

謹進上、抑昨日捧狀候、定而參着候哉、就其 御屋形へ一筆身血を出し候て申上候、乍憚御取合奉憑候、彼使者若輩之事ニ候へ共、御年來名字計にて持せ進上候、被仰下候へんする事へ、御狀を可被下候、老名方へ進狀候、委細先札申上候間、令省略候、

1564

「案文見于久逸譜」

態令啓入候、仍飢肥當所之間之就雜說、一日永徳寺芳藏主様雇申候て、爲請御意候、其方へ越申候、其時分郡山へ御越ニ候て、意趣福島寺殿御申上候、仍此方之雜説色々申候、可然様ニ以御了簡、無事候様ニ御計可目出候、就其 屋形様へ捧請札候、御披露奉憑候、尚々此方向之時宜、委細芳藏主福島寺へ御物語候、定而被聞食候哉、此使者雖若輩事候、御年來名字ニ候間、持進上候、又申上候、永徳寺鑿寺様申候て、此一筆を認申候、如何之巷

説以御分別無事成様ニ候事、可目出候、

嶋津式部太輔久逸

進上 御奉行所

1565 「文明記」

一文明十六年甲辰、不量三ヶ國弓筋出来、其起如何とな
れは、嶋津式部太輔久逸と新納近江守忠續と有不快事、
數年雜説無止事、去は終に實説となり、既ニ去年十月

三日、近江守より親類治部少輔・隈江伊勢守を爲使者、

忠昌公へ被申上候意趣へ、古之 大岳様、近江守を飢

肥へ被移候時之御意へ、彼在所之事へ「山東欽」東山之境目なり、

其上い東可有御退治時分へ、殊ニ被奔走之由承仰候つ
るに、動すれば、吏部可被失之企歴然なり、如今ニテ

ハ飢肥之御番難届候、然ハ吏部を別處ニ被移申候へと
さへて被申上ける間、江州之意趣尤ニ思召而、吏部

本領は伊作なれば、伊作ニ移し可被申に相定、兩使を
以吏部へ仰出さるゝといへとも、無承引て、城を構事

をも可被仰出なと聞へ候ニ付、平田美濃守・村田肥
前守を以中途迄被遣、雖有催促無信用て、近日手形を

可被出風聞有ける程に、吏部舎弟福昌寺長老桂山和尚

御差越なされ、重而雖有御教訓、猶以無承引而云々、

1566 「都城郡本村上之坊佛像甲板の銘」

大日本國日向州島津院圓福寺阿弥陀如來奉造立、文明十
六年甲辰六月十五日、信心大願主

奉加 僧實秋 理性坊 南之坊 越前房 作者快扶 沙

弥道 五郎太郎 孫左衛門外六七人略ス、

1567 「忠昌公御譜中」

「正文在村田太右衛門」

是より可申付時儀共、連々申越されへく候、

其境之時儀被申越候之条、得其心候、并伊東書狀披見候、
実候へ、三侯・飢肥之用心可入存候、今程之事情之間、
敵方之計略も可有覺候、仍桂樹院攝津守方くしまへ通ら

せ可然候、尋常之儀にてハ難被聞分候、彼方之返事を被
聞合候て、以後爰元相定候て可然候、桂も其分被仰候つ

る、隨而廣濟寺之事は可依一左右候、先々しつまり候様、
故実專一候、又爲國人進狀候、可有心得候、恐々謹言、

「文明十六年秋」
十月十五日 忠昌(花押)

村田殿

〔殉國名數抄〕

文明十六年甲辰

六月廿一日、入佐孫六伊東氏ト妖肥の田間に戦ひ死す、

十一月十四日、長井采女圓室公、伊作久逸の伊東祐國と兵を合せ、新納忠續を妖肥に伐と聞せられ、自將として忠續を救給ふに從軍し、犬の馬場にて戦没す、曲田甚太郎・村田某、

十七日、西牟田三河守肝付方より同じく從軍して、久逸の師と戦ひ死之、下の八人も同じき戦死也、

西牟田助五郎三河子也、藥丸三郎左衛門尉・和泉新左衛門尉・入部次郎左衛門尉・川越彦右衛門右或作左、八木小次郎・上原五郎右衛門尉・吉武某、

此日、三原次官久逸方にて戦死、下の三人同じ、福嶋士なり、三原次郎太郎・蒲地右京亮・木原藤七、

二十八日、新納因幡守忠時忠臣五男也、伊東祐國妖肥に入て之、下三人も同じ、忠續を伐を拒ぎ、富ヶ峯に戦て死山田淡路守秀久・長野備前守・竹崎伊賀守、

十二月三日、佐多下野守忠山久逸に屬し、妖肥の南郷城を攻るに戦死、年四十四歳、下の三士も同早崎某・山田某・堀口某、

二十一日、島津伯耆守豊久大岳公の五弟、義岡氏の始祖なり、日州妖肥逆谷の内鎌ヶ倉に出陣し末弘十郎三郎・入田某・片野坂某・知覽

大和守・遠藤越前守種子島氏家臣と云、家行

〔見于文明記忠貞公御譜中〕

一文明十六年十月廿六日、式部太輔已發於軍兵、故不得

已而爲近江守之加勢、北郷讚岐守・樺山安藝守、禰寢

・肝付・平田・村田其外、坂上之士卒令催促、都合三

千餘騎、同廿八日、押寄于福島、以熊田原與郡本之二

ヶ所爲陣營者也、

〔文明記〕

一十月廿六日、少々手形共被出ける程ニ、不及力、新納

近江守・北郷讚岐守・樺山安藝守・祢寢・肝付・平田村田

其外、坂より上ノ人數ニ被仰付、都合三千餘騎ニて、

同廿八日、櫛間江押寄て、熊田原と郡本兩所ニ陣を取

ル、

契狀

一弓矢者如何様にも成行候へ、近所之間可申談候、雖然可寄御志事、

一如此申談候之處、和讒方候て雜説之時者、直ニ申承候て可致其沙汰事、

一雜務之事、任理運早々可送遣候事、

若此条々偽申候者、

正八幡大菩薩 霧嶋六所權現 諏訪上下大明神御討可蒙候、

仍意趣如件、

文明十六年十一月十五日 藤原忠廉(花押)

(兼親)

本田殿 御宿所

「此文書、豊州家忠廉譜中ニ在リ、正文牛主在本田作左衛門官親トアリ」

1572

『忠昌公御譜中』

一同年十一月十四日、攻入于福島之犬馬場、於惣門口有

〔櫛間御譜〕

合戦、守護方打負、長井采女・曲田甚太郎被討殺、而

盡引歸畢、

1573

「企」

一同年十一月廿七日、郡本與熊田原兩陣、往還之通路式

部太輔窺計、以懸野伏、故兩陣之士卒令發出、而散火

相戦、福島衆三原次官・同二郎太郎・蒲地右京亮・木

原藤七被討殺將引退、于時吏部自懸入馬於軍中、得勝

利畢、守護方肝付之軍中、西牟田三河守・同男助五郎

1574

「文明記」

一同霜月十四日、犬馬場に攻入て、惣門之口ニて合戦あり、〔イ壹手〕彼方打負て、長井采女・曲田兩人被打而引退く、

同十七日、郡本之陣衆、熊田原へ行通を被見て、吏部

野伏被懸間、相残之陣衆ハ不堪出合、太刀打有て、先

は得勝利而、櫛間衆には三原同子次郎太郎・蒲地・木

原被打て引退く處を、吏部馬を懸入レ、被戦ける程に、

新山城不得警固、而近江守退移于本城、仍祐國以富嶺

・新山爲陣營、所以俟於福島之勢也、〔櫛間御譜ニアリ〕

戰死、故引歸畢、以之故乘其威、押寄于飢肥城、依之

因幡守忠匡・山田淡路守・長野備前守・竹崎伊賀守令

于富嶺、互防戦、而勞筋力、飢肥衆切負、近江守叔父

一文明十六年十一月廿八日、伊東少進祐國引卒於數千騎

之勢、以鶺鴒與安國寺之兩所構軍陣畢、近江守亦發出

有飢肥發向之聞、又大隅薩摩雜説未止、故鹿兒島近邊

騷動彌甚矣、是以翌日廿日令開陣畢、

門尉・上原五郎右衛門尉・八木小二郎・河越彦右衛門

尉被討殺矣、因茲陣中令騷動、且爲後攻、伊東之軍勢

藥丸三郎左衛門尉・和泉新左衛門尉・入部二郎左衛

門尉・上原五郎右衛門尉・八木小二郎・河越彦右衛門

尉被討殺矣、因茲陣中令騷動、且爲後攻、伊東之軍勢

「忠昌公御譜中」 「在文明記」

肝付之手に西牟田三河守・同子助五郎・藥丸三左衛門〔イ三郎五〕
 ・和泉新左衛門尉・入部二郎左衛門尉・上原・八木・
 川越彦左衛門・吉武被打て、陣中少之物言共出來ル上
 に、後巻として、い東衆飢肥へ可被打出風聞有り、又
 へ大隅薩摩之雜説、未依以外成、鹿兒島邊もさわがし
 く成ける程に、翌日廿日、開陣有り、同廿八日ニ如案
 伊藤の祐國、數千騎の勢にて、鶴戸・安國寺兩處發向
 して陣を取る處に、新納近州の手、富ヶ峰に馳合て太
 刀打有りける程に、飢肥衆切負て、江州の伯父新納因
 幡守・山田淡路守・長野備前守・竹崎伊賀守被打て引
 歸る、其勢に掛而城に押寄る程に、新山之城不得持し
 て、江州本城江移らるゝによりて、其儘富ヶ峰より新
 山を陣ニ取て、櫛間の取合を待處ニ云々、

一文明十六年十二月三日、伊作式部大輔率於軍勢、押寄
 于南郷城、半時之間切崩彼城、城裏之勇士、早崎・堀
 口・山田遂戰死、其餘安樂因幡介其外士卒悉令降參于
 吏部、雖然逆谷城者和泉隱岐守全令警固、所以飢肥與
 莊内之通路無往還之患也、故欲救於近江守之難儀、北

郷・樺山・豊後修理亮忠廉・舍弟藏人幸久・伊集院上
 野守久元・同左馬助・村田肥前守、其外守護方之人々
 數十人令參越、楯籠于彼城致防戰之間、伊東祐國・伊
 作久逸、不得陷於彼城者也、

〔全〕

一三ヶ國騷動更無止時、就中去々年以來者、忠昌朝臣罹
 病痾加療養、因茲自去年之春至于如今、祢答院・北原
 止出仕、有謀叛之企、終入來・東郷・吉田・菱刈同心、
 而背太守、既霜月一日、北原長門守・菱刈入道道秀令
 合體、同三日、以同道越帖佐、謂修理亮忠廉曰、起兵
 革欲討太守、請令與同、忠廉曰、吾未有討守護之憤、
 所以不屬於兩輩之催也云々、同五日、謀叛面々皆越帖
 佐、雖有催促不敢應諾、故謀叛之族如斯、則屬於伊作
 久逸、可退治於飢肥之評議最中也云々、忠廉聞之曰、
 吾返答于一遍、則近江守之難儀可有近邇、先偽止魔島
 之出仕、欲緩謀叛之蜂起云々、而後報件之旨、是以皆
 歸于在々所々畢、

〔全〕

一島津伯耆守豊久非守護之命、且與一族他家亦無談合、〔評議御書〕
 爲近江守之加勢、僅率手勢三百許、同年十二月廿日、
 已越山于飢肥、逆谷之内以稱鎌ヶ藏之地構陣、〔定陣當御書〕雖廻於
 後攻之計略、以無勢故更非敵之所痛也、

〔全〕

一文明十六年十二月廿二日、敵勢二千餘騎押寄鎌藏之陣、
 即伯耆守豊久・出羽守發出於陣門、而令合戰、伯耆守
 ・末弘十郎三郎・入田〔片腕丸〕・野坂遂戰死、出羽守久遠・和
 泉隱岐守久氏其外手負數多矣、依之鎌藏之陣引退畢、
 敵亦宗徒者餘多令戰死、故翌日之曉天悉退散畢、

〔文明記〕

一師走三日、吏部被打出て、南郷の城へ押寄て、半時の
 中に切崩らるゝ程に、〔イ早崎・佐藤・堀口・金坂四人被討トアリ〕城衆ハ早崎・城口・山田打死し
 て、相殘人數ハ悉皆安樂因幡守を初として、吏部方江
 成申といへとも、〔イ甲斐ス〕酒谷之城をハ和泉隱岐守手堅く持こ
 たゆるに依て、飢肥と庄内の通路ハさわる事なし、去
 程に江州の難儀を爲見續、北郷・柘山・匠作忠廉の舎
 弟嶋津藏人幸久・伊集院上野守・同左馬助・村田肥前

守を始として、忠昌様御内の方々數十人、立籠て禦〔イ飢肥の城ニ走籠〕
 戰程に、城手堅成落去せず、去程に三ヶ國皆雜説のミ
 有ける、其故ハ去々年の比より、忠昌様以ノ外御冠
 落有て、東西御不辨成間、去年の春比より祁答院・北
 原出仕を被留、國一揆被成企有ける間、終ニ入來院・
 東郷・吉田・菱刈同心して、忠昌様を背申候、〔イ可被奉ニ相定リ〕既に
 霜月一日、北原長門守菱刈江打越、道秀をかたらひて、
 同三日帖佐に越て、嶋津匠作忠廉へ被進といへとも、
 忠昌様ニ隔心可被申意趣なきニ依て無承引、同五日、
 相殘國々の面々被打越候而、催促有といへとも、尚以
 無信用、去ハ吏部へ申入而、先飢肥を退治すへき國方
 の談合最中之由、洩聞ゆる間、先匠作も鹿兒嶋へ出仕
 候事ハ申間敷候の由、僞有て國方之蜂起をしつめ、在
 處ニ被歸申、然處ニ嶋津伯州豊久 忠昌様江も不被受
 御意、一家中ニも無談合之儀、僅ニ手勢三百ニて、〔イ計〕十
 二月廿日ニ飢肥ニ打越、酒谷之内竈が藏と云所ニ陣取
 て、後責の計略有りといへとも、無勢なる故敵痛なし、
 同廿二日に、敵二千程ニて竈ヶ藏の陣へ懸る處を、伯
 州・出羽馳合而合戦有ける程に打負て、伯州・末弘十
 郎三郎・入田・片野坂討死ス、羽州・和泉隱岐守其外

數十人手負になり而、竈ヶ藏の陣を引退く、去程に敵も宗徒之者共も被打けるなり、翌日夜の中に敵陣も引退く云々、

1580 「義阿氏始祖伯耆守豊久譜中」

應永廿八年辛丑誕生、○賜薩州平泉、居住此地矣、伊作式部太輔久逸居于櫛間、新納近江守忠續居于鉄肥、忽有違意之事、已爲氷炭、且復久逸與伊東少進祐國俱謀、而圍忠續之鉄肥城、於茲乎、豊久率自兵三百許輩、文明十六年甲辰十二月廿日、越山路至鉄肥、構一陣於逆谷竈之藏、同廿二日、敵兵二千騎寄來當陣、攻責頻也、雖曰防禦不怠、比渠於我、則衆寡強弱天地懸隔、以筋力倦遂戰死畢、年六十四、法號大圓忠廣居士、

1581 「志和池氏系圖忠豊譜中如左」

文明十六年甲辰十二月廿日、率郎從三百餘人、而發向日州鉄肥、構一陣於逆谷竈之藏、同廿二日、敵兵二千餘竈之藏來、忠豊及出羽守忠福駢對之、合戰移刻、敵數十人屠殺之矣、雖然遂負忠豊戰死者也、是偏所以盡忠於太守忠昌公也、于時末吉十郎三郎・入田・片野坂等同戰

死矣、出羽守忠福・和泉隱岐守已下諸士數十人被傷、而退當陣去、敵亦翌夜引退畢、

1582 「佐多忠山譜中」

文明十六年之冬、島津式部大輔久逸攻新納近江守忠續所衛之日州鉄肥南郷城、時忠山將兵加勢久逸、竟戰死、年四十四、法名孝岳道忠禪定門、

1583 「國史 卷十 圓室公」

十七年乙巳春正月十日、公乘城、戒嚴申備、使侍御臣奉夫人適伊集院、據圓室公書 譜、文明記、十二日、重聰・重度等如帖佐、勸島津忠廉使反、忠廉不從、上、島津忠廉以爲我家與新納氏世結盟誓、吉凶榮辱、義無獨殊、今者新納忠續數爲伊作久逸所擊、我安得座視其難而不之恤乎哉、宜勸解久逸、以拯新納氏之難、乃如櫛間、十七日行至都城、二十二日至末吉、遭忠續弟越前守忠明遮道、不得行而反于都城、上、祁答院重度等謝罪求降、既而復叛、二月朔日、重度陰遣軍士、與東郷高城衆俱攻水引城下之、入來院重聰攻碓山城、守將棄城走、上、忠廉之如櫛間也、鹿兒島謙言忠廉謀反、忠廉既還、乃欲自明而無由、遂舉兵

反、十一日、攻川田城、川田立昌嬰城固守、不能拔、會

村田經安將市來、伊集院之衆八百餘人、屯郡山郷上之原、

忠廉以二百人擊敗之、同上、立貞、川田義祐子、已見第十卷長祿三年注、川田城遺墟在郡山郷地頭館東南一里六町許、係川田村、上二十日、島津忠廉將吉田・入來院等

之原在郡山郷油須木村、

衆攻祁答院、自西道入拔蘭牟田城、加治木右衛門佐忠敏

三郎次郎滿久更名忠敏、稱右衛門佐、自東道入、東郷重理自西北道入、共攻祁

答院、不克、皆引去、晦日、忠廉還帖佐、同上、關牟田郷多古城墟、忠廉

所按不詳何城、三月五日、島津忠廉攻隅州上井城、絕其汲道、十

六日、守將棄城去、島津國久・島津忠福・北郷敏久・樺

山長久・平田兼宗等、各引其兵救上井城、行至敷根、聞

城已陷而還、同上、上井城遺墟在國分郷地頭館東南一里許、係上井村、十七日、島津三郎

太郎重久自出水引兵而西、明日、下湯田城、二十日、下

水引城、同上重久、國久之子也、據島津支流系圖、重久幼字菊非也、按島津伊織系圖、忠興、重久之子、生於文明十八年、此年、閏月未生、宮之城湯田村有古城墟、在島津圖書別館東北二十八町許、閏月

朔日、島津忠廉適菱刈、求援於菱刈氏重、氏重許焉、而

相良二郎五郎長輔及牛屎人、亦與忠廉交通、同上八日、

伊東祐國復圍鉄肥、同上九日、島津忠廉・相良長輔遇於

國見、同上、國見在今大口市郷目丸村、牛屎、球麻接界處、公有疾、求醫於京師、幕府

使竹田法印昭慶爲之、十九日、昭慶至、公服昭慶方藥、

有効、同上島津國久欲招安島津忠廉以紓社稷之難、使使

謀於相良爲續、爲續善之、夏四月十日、國久如肥後水俣、

親就爲續而謀、十五日、與爲續如牛屎、先遣人說忠廉、

忠廉時在菱刈、使歸順、忠廉應曰、且與同盟謀焉、而後決之、十

六日、相良爲續徑詣菱刈、勸解忠廉、忠廉從之、乃與國

久相見、五月朔日、忠廉與爲續等俱至鹿兒島、二日、公

使穎娃兼心謂之曰、喜乃歸順、三日、忠廉與加治木忠敏

・入來院重豐・東郷重理・吉田治部大輔、後改稱三河守、孝清・

菱刈孫三郎、三河守、忠氏・羽月某・山野某見於公、同上、

孝清、泰清之子、忠氏、氏重之子也、據吉田納右衛門、既肥爲伊東軍所圍累月、城中飢困、島津友久・島津國久、

北郷敏久會於鹿兒島、謀救鉄肥、據島津支流系圖山田氏譜、平田兼宗遣山田聖榮書、黃

記、會霖雨、白木俣水潦、道路不通、二十七日、公遣國

久・忠廉等如都城募兵、六月十二日、公自將救鉄肥、

明日次於末吉、十七日、先遣北郷敏久・樺山長久・村田

經安等、將二千餘騎驗白木俣、軍酒谷權現尾、明日又遣

國久・忠廉等、將二千八百餘騎、與敏久等會、會眞幸兵

幡栗峰・霧島等聚落、志和池領主島津源左衛門尉、後改稱播磨守

忠堯遣兵擊破之、獻首末吉、據圓室公書譜、文明記、眞幸係北原立兼邑、立兼時與伊作久途共圍

鉄肥、此日出兵幡栗峰者、其留守臣所爲、都城有中西島村、西嶽村、西

嶽村有栗ヶ峰、郡村高辻帳、中霧島村、西嶽村并爲一村、名安永村、據島津支流系圖、島津豊、忠堯、豊久之子也、久見第九卷應永三十二年、二十一日、敏

參越、以夜繼日築城郭給、故庶民彌所以令騷動、于時謀叛之輩、與修理亮忠廉悉合體、而寄來之旨、自封境告來者甚急也、依之文明十七年正月十日、籛中者移于伊集院、忠昌者移于城中矣、貴賤僧俗無殘留者也、

〔一六〕

一文明十七年正月十二日、一揆之面々〔變再任御體上〕、又越于帖佐、雖

爲謀叛之催促、修理亮忠廉舊冬返答未嘗變易〔有二作ル〕、且曰、

修理亮者亡父題橋以來、於近江守有無二之契約〔與〕、思彼

之難儀、宛如自己身上、吾往飫肥與福島欲爲和與之催

促云々、于時入來院・東郷・吉田亦可令同道云々、修理

亮曰、如斯則騷動彌不可止之旨、強雖令辭退、及再在

故不退、已而彼面々與舍弟加治木右衛門佐忠敏・本田

又二郎令同道、同十三日、進發於帖佐平山、三日留滯

於曾於郡、而令支度、同十七日、赴于都城、北原長門

守・菱刈孫三郎者吾之在所、直如莊内、稱可進發之旨、

自曾於郡至于在所歸畢、而後變約候于魔島、有屬旗下

之聞、雖然修理亮者先往于飫肥、與福嶋可加和與之調

議云々、同廿二日、發都城向志布志將逾越、爰不意新

納越前守忠明五代家督近江守忠敏之弟、六代之家督也、遮留路次不免通融、故

不及力、又自末吉歸都城、令留滯者也、北原・菱刈・祁谷院者實變心意、而屬于守護之旗下者分明也、然者彼三人者、對于越前守遣恨更難止、而送數日、因茲修理亮不計違于太守之意、而帖佐與魔島之間爲胡越之隔也、

〔文明記〕

一鹿兒嶋方の雜説更ニ無止事、剩嶋津相州友久・同薩州

國久、鹿兒嶋へ被打越、夜を日に次て城誘へ有ける程

に、地下等の者共、猶以足を亂す事かきりなし、既に

國方修理亮をかたらひ得而、鹿兒島へ押寄るとゆふ雜

説、境目より告來ると而、正月十日ニ、先ッ御前様

を伊集院に移し被申、剩忠昌様も城籠被遊候得者、

僧俗男女残る處なく候處ニ、同十二日、國方之面々又

帖佐に被打越而計策有りといへとも、舊冬の返事同前

なり、匠作の父題橋之時より、江州に一旦の依有契約、

彼御身上の難儀殊ニ迷惑に思召而、是非共に先飫肥と

櫛間との和與なふしては、江州難儀急なるへきと而、

爲催促匠作兩所江可被越と而支度有ける處、入來院・

吉田・東郷同道して、彼表江可差越由被申、其儀なら

は尚以雜説可有とて、匠作度々斟酌有りといへとも、

強而被申候間、不及力して、加治木右衛門佐・本田同

道ニ而、同十三日に平山を打立、於曾於郡二三日支度

有て、同十七日に先都之城へ被越、北郷・桃山同心な

直ニ庄内ノ如ク可出合ノ由、曾於郡ヨリ兩人被掃けるか、思案如何替りけんや、

北原長門守・菱刈孫三郎・祇答院は、在所より直

在所へ歸て則鹿兒島へ被申入ノ由伝説アリ

ニ如庄内可出合之由ニ而、曾於郡より兩人被掃けるか、

思案如何替りけん、右兩人在所へ歸て、則鹿兒嶋江被

申入、匠作を退治せらるへき傳説ありて、さるニ而も、

飢肥・櫛間江越して和與の催促可被申、爲匠作都之城

を同廿日に被打立、志布志のことく被差越候之處ニ、

思の外に新納越前守路次を相留不通之間、無力、又末

吉より都之城に立歸りけるか、逗留之間に、北原・菱

刈・祇答院城に手をかへ而、忠昌様へ被申入左右分

明なり、然間、彼三人は新納越前守に私の遺恨難止ニ

や、匠作ニ有慮外、鹿兒島へ阻り而被申の間、帖佐と

鹿兒島の路次留候而云々、

〔見于文明記末〕

一文明十七年弓箭合戦之次第

一薩州滿家イラ山ニ而勝ツ、

一同國祇答院伊牟田ニ而勝ツ、
一隅州上井ニ而勝ツ、

一日州飢肥ニ而防戦、大利を得而、い東祐國を始而、
北原長州其外宗徒之軍兵討取、但右ニ細碎記之早、

一薩州東郷朝其寺ノ前ニ而勝ツなり、

1588 『寫在新納三河守忠徳入道楚三』

誠ニ春之御慶珠重幸甚、更ニ不可有盡期候、萬福千祥、

抑就如此也、御慶預御賀書候、大悦候、當春諸事御満足

之由承及、御同前大慶候、如何様近日可參會之間、以面

拜、益御祝儀可加申候、万吉、恐々謹言、
〔文明年間〕 二月十三日 二代薩摩守明成七年死ス之
國久(花押)

謹上 新納越前守殿御返報
〔前文〕

追而申候、

爲祝儀五明一本給候、目出候、自是も扇子一本進之

候、仍其方御越之由目出候、明日罷立候間、やかて

可參會候、當參之御方向も若衆にて候間、以參會之

事、何とやらん御座候らん、察存候、我々もひとり

ものたるへく候哉、御參之由承候て満足申候、御同

前察存候、我ら犬見物衆候へと、舊冬にかゝしく

仰候間、不似合なから用意申候、其方さま是非御したく肝要之由、仰候へと申へく候、内々御用意候へく候、我等に三御まさり候之間、こしのいたく御座候らん事察存候、重而恐々謹言、

1589 「見于文明記」

一文明十七年二月一日、祁答院其身者稱候于魔嶋之旨、守護方之歴々被籠置水引城、與東郷・高城之勢俱相攻者太急也、于時東郷之軍中、荻野孫三郎・日出岳彦二郎・原田太郎三郎被討捕畢、雖如斯依爲城裏無勢、終彼攻落、而城衆者如川内宮内落去畢、

1590 「全」

一同日、入來院又五郎押寄于碓山城、丁將攻落之期、稱可降參之旨、故令和談、而後寄手引退、同七日、領彼城云々、

1591 「全」

一修理亮忠廉自庄内歸平山、同二月十一日、魔島之内押寄川田城、相攻者太急、然而城主川田飛彈守并魔島究

竟之勇軍被籠置、故彼城不得令落去、于時村田肥前守率市來・伊集院之勢八百餘騎、屯於郡山上原之旨告來、依之解於川田城圍、修理亮・吉田尾張守・同治部太輔・正八幡宮留主・桑幡相具僅以不足于二百騎之勢馳至、而得勝利、町田六郎左衛門尉・厚地半左衛門尉・鱒坂左衛門二郎・寺田平七・木下彦太郎五人被討取畢、于時吉田治部少輔其外手負百有餘員也、

1592 「全」

一文明十七年二月十九日、修理亮忠廉越入來山、翌日押寄于祁答院蘭牟田城、一時之間切崩、斑目右京亮・蓑毛五郎右衛門尉其外、討捕頸十三、切捨六十餘人也、去程帖佐・吉田・入來軍中士卒、被疵者及于八十人云々、

1593 「全」

一同日、東郷右馬允發軍勢於祁答院、於一木致合戰、名并五郎一人討取、將引退、祁答院付送、而於山田又有合戰、互自身取太刀散火競戰、今度者東郷打負、兒玉越中守・同五郎・衛門尉被討捕畢、

〔全〕
同日、加治木右衛門佐自横川至祁答院、發出軍勢將引退、祁答院衆付送而爲合戰、加治木之軍敗、而一族枝次民部少輔・同彦二郎・鍋倉五郎、衛門尉共三輩被討取、而引退畢、

〔全〕
一同年二月廿六日、東郷發軍勢於高尾野得勝利、穗北倉人佑父子討取云々、

〔全〕
一同月晦日、修理亮忠廉如帖佐、令歸陣者也、

〔文明記〕
一去程に二月一日、祁答院〔イ重慶〕其身は鹿兒島へ御用被立之由被申入而、忠昌様の御内の人に被籠候、水引の城を東郷左馬丞高城衆寄合而被責程に、東郷手に荻町孫三郎・日出岳彦次郎〔イ藤〕・田原太郎三郎打るといへとも、城衆無勢なるに依而落居し而、宮内のことく被落行、同日ニ入來院又五郎、碓山之城江押寄而可攻落處〔イ日内ニ攻落ス〕に

城を可渡由依被申、差置打歸、去程に同五日、修理亮〔イ七日城ヲ去渡ス、去程ニ匠作ハ都ノ城ヲ被立候て平山ニ揚ト有リ〕都之城を打立、平山ニ歸る、同十一日、吉田に打越、尾張守父子・正八幡宮留守同心ニ而、都合貳千騎ニ而、川田の城に押寄而攻候、其城主川田飛彈守を始とし而、くつきやふの人数を鹿兒島より被籠置間、未城の落居なき處に、村田肥前守〔イ來テ〕、市來・伊集院の勢を催し而、八百餘騎ニ而郡山の〔イ前原山〕上の原に被打上たる由告來る間、川田の城をは差置而、匠作・吉田尾州・同治部太輔・正八幡宮之留守方を同心し而、僅ニ貳百ニハ不足勢ニテ馳合切勝而、町田六郎左衛門・厚地・阿地坂左衛門次郎・寺田平七・木下彦太郎五人打取る間、吉田治部少輔を始として、手負百人ニ餘れり、同十九日、匠作〔イ匠作入來院ニ打越シテ翌廿日ニ〕・入來院下野守・吉田治部少輔、祁答院・蘭牟田之城ニ押寄て、一時の中に切崩す、〔斑目〕たらめ右京亮・蓑毛五郎左衛門を初として切掛而、頭十三、切捨卅五人なり、去間帖佐・入來・吉田衆手負八拾貳人ニ及へり、同日、東郷右馬允祁答院江勢を遣而、於一木合戦して勝利を得、敵一人名井五郎打取て引退く處ニ、祁答院衆重度付送りて、於山田又合戦有り、相互ニ自身太刀打有而、此度ハ東郷切負而、兒玉・同五郎右衛門被打而、同日

1598

文明十七年乙巳

に加治木左衛門佐「イ右是カ」・日置美作守横川より「イニ字ナシ」 祇谷院江勢を遣而引退處を、長野衆付送而合戦す、祇谷院衆得勝利、加治木親類枝次民部少輔「イ三ナシ」・同藤次郎「イ三ナシ」・鍋倉五郎四郎「イ六ナシ」「イ三ナシ」・山下三郎次郎四人被打而引歸ル、同廿六日ニ高尾野より東郷衆得勝利、穂比父子打留、同晦日、匠作平山へ被歸而云々、

二月十一日、町田六郎左衛門尉盛久郡山川田城攻の時戦死とあり、下の五人も同し、町田左京亮忠重・厚地半左衛門尉・鯉坂左衛門二

郎文明記阿地坂に作る、寺田平七・木下彦太郎、

廿日、枝次民部少輔加治木右衛門祐満久一族にて、横川より入て祇谷院に戦ひ死之、以下同し、枝

次彦次郎・鍋倉五郎右衛門尉、

二十六日、穂北舍人佑父子薩州國久の臣にて、東郷師と高尾野に戦ひ死之、

三月五日、本田彌左衛門尉島津忠廣の臣にて、上井に戦ひ死之、三人皆同し、隈本

五郎三郎・菱刈右京亮、

四月十四日、中俣九郎左衛門尉鹿兒島の衆にて、吉田ニ入り、吉田にも中村藤左衛門・山崎掃部介、北山、郎五郎を討取、下の二人も同じく戦死、中俣十郎・宮原

四郎左衛門尉、

六月廿一日、猿渡筑前守信宗隈之城を領し、島津國久に屬き、伊作久逸、伊東等と鉄肥川原に

1599

戦ひ死之、下の十人も同し、猿渡刑部少輔信有信宗の子なり、飯牟禮又九郎光茂・本田又次郎・富田彌六或作留田、川俣小太郎川畑トモ作ル、中龜五郎四郎・長濱掃部介或白濱と、末弘尾張守・大寺彦左衛門尉・山内藤八・松崎左左衛門貞隆、

此日、新納駿河守是久修理亮忠治の二男、大岳公の命に依て、志布志城を守る、伊作久逸方に屬し、 鉄肥川原に戦死、下皆同し、鎌田伊豆守・鎌田空之助政常・八木筑右衛門盛廣・野村次郎五郎・玉里次郎左衛門尉或ハ田間里、

或右に作る、以下十七人、肥後郷右衛門尉右或、肥後帶刀・上井筑前守・岩切甲斐介信尚・大田彦兵衛・鳥取源二

郎・竹井又十郎・土肥助太郎或作上井、加藤七郎・草瀬五郎・屋ヶ代平右衛門尉八頭と、入佐孫六・縄下六郎左

衛門尉・同藤左衛門尉・古野尾六郎左衛門尉・中間又

九郎・八幡大宮司父子伊東方には長倉修理亮・北原長門守等也

二十五日、鎌田尾張守政年伊作久逸備間にて危急の時き、久逸の姓名を冒し牟田迫に戦死、

九月十三日、柳田對馬介信就團室公の大村城を攻るに従ひ、馬比尾最の口に戦て深創を蒙り、

五日ならずして死之、

〔載本田兼親譜〕

一十七年乙巳三月三日、依忠廉之催促、攻上井城有功、故同十九日、得敷根六町、

1600 今度上井城就退治、一段御動、誠爲悦不少候、仍敷祓六町進所也、

三月十九日

忠廉(花押)

(兼徳) 本田殿

進之

(本文書(一五五)号文書下同一ナルベシ)

1601 「見于文明記」

一同年三月三日、加治木右衛門佑忠敏・吉田尾張守・本
田又左衛門尉・正八幡宮社家同心、而構陳於上井、故
爲後圍、薩摩守重久後稱、出羽守久遠・北郷讚岐守・
樺山安藝守・平田美濃守其外日州之面々着陣于敷根、
同五日、將攻登於城之四面、城衆亦盡筋力相戰、窺其
間隙欲取城之水路、城衆防戰散火、于時本田彌左衛門
尉・隈本五郎三郎・菱刈右京亮被討殺、而陣方引退、
爰日置助四郎・同助六・柏原源右衛門尉、其外若武者
等、追入防禦之軍勢於城裏、終取水路令鞏固、故上井
城同十六日令降參者也、於于今後攻之軍勢亦無益、故
悉令開陣畢、

「全」

1603

「全」

一同三月十七日、三郎太郎忠興薩摩守・重久男、自出水至高城令發
向、同十八日、陷於湯田城、同廿日、押寄于水引、同
日、祁答院衆・川内衆渡川、風江コイ・小松尾令着陣于兩
所、雖然水引城失防禦之術、致降參、如東郷令退散畢、

一同廿一日、祁答院以計略、使東郷右馬允退去于帖佐、
息男松法師丸取立畢、

1604

「正文在肝付氏」

加冠 兼久

文明十七年三月廿八日 武久在判

1605

「文明記」

一三月三日ア二に加治木・吉田・正八幡宮一社中寄合而、上
井之城イニ字ナシに陣を被取間、爲後卷薩州國久・同三郎太郎兄
弟、同羽州忠徳・北郷義久・柁山長心・平田美濃守其外日州之面々
敷根イ替に雖被打寄、同五日、城の四方に詰寄て責登る隙
に、水の手を取て城衆打下而戰程ニ、帖佐方にハ本田
弥左衛門・隈元五郎三郎・菱刈右京亮被打而引退く處

1606

に、日置助四郎・同源六・柏原源右衛門を始として、若者共城主衆を内江切籠而、終に水の手を取にりて、同十六日、城ヲ去渡し畢ぬ、同十七日ニ嶋津三郎太郎成久〔山本飲〕和泉より高城へ被打越、芋野に篠立有而、同十八日、湯田の城を責落而、同廿日に水引に打寄、同日ニ〔イ半時カ内ニ〕〔イ陣ヲ取ル〕
 〔イナシ〕〔イニナシ〕
 〔イ少、合戦〕〔イ城を〕
 〔イ切腹ヲ〕
 江陣取而責ル程に、去渡而、城衆如東郷落行也、同廿一日、那答院重度之計策ニ而、東郷松法師丸を取立而、親父如帖佐開落せらるゝ云々、

〔見于文明記〕

一文明十七年閏三月一日、修理亮令越山於菱刈、有所以頼於道秀入道父子之事、又相良二郎五郎長輔兼日有内通之儀、而二郎五郎長輔其外牛屎之面々悉爲參會畢、同九日、求麻與牛屎之堺於稱國見之地、忠廉與長輔遂對面畢、如斯亂逆之企、可謂國家滅亡之基也、當此時薩摩守・北郷・樺山有内談之儀、三ヶ國皆同廻和平之謀、令國泰民安者、各何有讎敵乎云々、以件之旨告于相良爲續、爲續亦令應諾也、

1607

〔文明記〕
 一去程に閏三月朔日、匠作押而同心して菱刈へ被打越、道秀の父子を頼らるゝ間、相良長輔も内々口入有ル間、彼是以而無余儀て、相良次郎五郎を始として、牛屎の面々不殘現形有り、同九日、求磨と牛屎の境に國見と云處に而、匠作・長輔對面有り、ケ様ニ弓箭大になり行こと、當家滅亡之本なる間、薩州・北郷・樺山内談有て、三ヶ國皆同意ニ和與可然之由、相良爲續へ申心見らるゝ處に、無餘儀同心の返事有りける間、同晦日、薩摩守國久鹿兒島ヲ立テ、四月二日、和泉ニ着シテ、

1608

〔文明記〕
 一同十日、於水俣、薩州、相良ニ對面有云々、

1609

〔山田忠尚譜中〕
 〔正文在山田七郎右衛門久通〕

尚々おひの事、何と御座候らんと存候、今程北郷殿是ニ御座候、おひのうしろまきの御談合にて候、相州薩州御座候、又地かねの事うけ給候、今程者持不申候、上船ニたつね候て下候者、可申談候、

如仰此間不申入候處、此之音間畏入存候、殊大皮鹿皮以

上六枚もたせ預候、恐悅至極候、兼又一日於吉田境目、

當所之若衆はかり野伏ニ被出候朝、吉田衆出合付送候、

さ候處、當所迎野伏少く走着候間、合戰候、敵餘多討取

候、身方一兩人討死候、一人は中侯十郎にて候、其外は

非差者候、此方衆殊外之若衆はかりにて候か、近來能被

仕候、已後勝利候、外聞実御大慶此事候、就中飢肥ニ陣

取候、彼境御難儀たるへく候、迷惑此之事、又京都より

藥師竹田法印被下候、取合可有御推量候、次ニ一日如申

候、末吉之荷物召よせ度候、人足之事可申候、恐く謹言、

〔朱力半〕
〔文明十七年〕壬三月廿二日

〔平田〕
兼宗(花押)

山田殿

御返報

1610

〔戴新納譜〕

此趣、酒谷へも申遣候、自其も可有傳達候、不審候

ハ、早く可示給候、

北郷方へ被遣候書狀之趣、細く令披見候、誠く驚入候、

一日以狀如申候、伊東飢肥ニ依取陣候、雜説共候由承間、

爲可申披妙谷寺を雇遣候へハ、於路次北郷方ニ被逢候て

被留候、左候之間、爰元之旨趣おひへ不可届候ニよて、八

郎左衛門殿を酒谷まで遣候、若城へ通得候ハ、申散候

雜説、努く有ましき子細にて候、いかにも城之事堅固ニ

被持延候様ニ、了簡肝要之由申候間、其上北原昌宅被申

候意趣、自是申候返事等、再三申きかせ候て遣候つるか、

何たる子細によてさ様ニ申候つらん、不審千万に候、我

等か心中ハ北郷方はニ被居候之間、細く申度候、定而存

知候覽、江州之難儀一家滅亡之基候之間、年内より此事

をこそ一大事ニ存候つれ、さ候上ハ、何篇ニ城を被渡候

へとハ可申候哉、縦又申子細候共、江州面く申合候てこ

そ、ともかくも有へく候へ、殊ニ是ハ努く不存寄事にて

候か、承引之様ニ狀ニ見え候、無心元存候、但對江州之

心中、定而諸天も可有照覽候之間、可有聞披候哉、御同

前ニ候者本望候、恐く謹言、

〔文明十七〕

潤三月廿四日

〔虛島〕
武久(花押)

新納越前守殿

1611

〔見于文明記〕

一同晦日、薩摩守發於麿島、四月二日、歸着於出水、同

十日、往于水俣、與相良爲續遂對面畢、

菱刈云々、

同年四月十四日、於吉田飯山麿島衆與吉田衆有合戰、
 吉田軍中中村藤左衛門尉・山崎掃部助・小山二郎五郎
 令討殺、麿嶋軍中中俣九郎左衛門尉・同十郎・宮原四
 郎左衛門尉遂戰死、吉田衆以無勢故切負引退畢、
 〔全〕
 一同十五日、薩摩守相良爲續令同道越于牛屎、可有和與
 之旨、使人言修理亮、修理亮曰、與同意之輩令談合、
 而後可返答云々、同十六日、相良爲續押超于菱刈、携
 修理亮而歸于牛屎、薩摩守與修理亮成對面之媒、而後
 各致同道、可參候于麿島之議定也、爲續於菱刈令支度、
 于時有微恙之起、雖然漸得快氣、同晦日、發於菱刈至
 於加治木、五月一日、參會於麿島、翌日、忠昌朝臣使
 穎娃兵部少輔言曰、修理亮・加治木右衛門佑・入來院
 東郷右馬允・吉田治部太輔・菱刈孫三郎・羽月・山野
 等、參上尤神妙也、今日不及見參者惡日也、明日三日
 必可對面云々、如其言三日各入于見參、同六日、相良
 左衛門尉爲續發麿嶋至帖佐、同十日、發帖佐令歸着於

1612

〔載文明記〕

1614

〔文明記〕

一同十四日、吉田の飯山に而鹿兒嶋衆吉田衆と合戰有而、
 吉田の手には中村藤左衛門尉・山崎掃部助・小山二郎
 五郎被打なり、鹿兒嶋の手ニハ中俣〔九郎左衛門尉討死之〕同十郎・宮原四郎
 左衛門雖被打候、吉田不勢なるによりて切負て引退く、
 同十五日、薩州相良を同道ニ而被越牛屎、匠作江和與
 之音信有而、國々方々江依爲談合遲滯候處ニ、同十六
 日に相良菱刈に被越而、押而匠作を同道ニて牛屎ニ被
 歸、薩州江對面させ被申候而、各同道ニ而鹿兒嶋ニ可
 被參ニ相定りて、於菱刈相良支度有り、其中に少シ煩
 しき心地ニて候と而、漸く平愈ニ而、同晦日に菱刈を
 立てて被差越〔イ加治木〕、五月朔日、先ニ相良鹿兒嶋江被越、翌
 日穎娃兵部少輔自 忠昌様爲御使者被遣候間、匠作・
 加治木左衛門佐〔イ五〕・入來院東郷・吉田治部少輔・菱刈孫
 三郎・羽月・山野同道ニて、鹿兒嶋江參上被致といへ
 とも、既に惡日なるニ依而、其夜は無御見參も、翌日
 三日に各 忠昌様の被掛御目、同六日、相良鹿兒嶋を
 立て帖佐江被越、同十日に帖佐を立て菱刈江着る云々、

1615

〔載文明記〕

一去春閏三月八日、伊東又進發於山東、着陣於飢肥、送數月之後、絶糧有難忍之聞、雖然當時五月雨之最中、非發軍勢之地、彼境通路、有號白木俣之山路、渡大川者、及廿有餘三十、且復洪水不得往還、殊更大隅薩摩兩年之軍亂、上自貴家下至庶民、疲勞不可勝言、故令延引、漸五月雨亦晴、五月廿七日、薩摩守重久・修理亮忠廉爲先陣至于都城、被廻於軍勢催促之計略、太守忠昌朝臣者、有病痾之患者尚矣、故橋爾上下神祇、諸醫加療治亦無驗、不得已而令使節至京師、上達件之旨於將軍家義尚卿、常德院殿、以義尚卿之命竹田法印昭慶、已去閏三月十九日、令下着于鷹嶋畢、忠昌即令對面所以加療養也、名醫之服良藥粗得其驗、爰伊東祐國・伊作式部太輔令合體蜂起之間、先使薩摩守修理亮發向畢、近江守其外一族等之難儀不忍聞、既六月十二日、忠昌朝臣及鷹嶋發足之期、法印昭慶使近臣言曰、一族等之難儀不忍聞之、欲往救之者、其仁愛非啻言之可伸、然而貴體之病惱未半復、炎天之長途陣屋之屈居、雨露之所犯、胸臆之勞苦、一而莫養生之爲補佐者、其上前日之服藥、亦如不服者可乎、飢肥之加勢者薩摩守殿・修理亮殿爲太將令發向者、進退不可有異儀、今度之出陣必

可有用捨、然則於入道何恩澤如之乎云々、忠昌報曰、法印之佳言無違義理者、無言欲返答、雖然欲加療養全身命、亦臨義理弓箭、輕一命爲遺名於後代也、以長途之勞苦雨露之所犯、縱雖臥病床何敢愁乎云々、法印重曰、今度入道候當國者、以公家與武家之命令也、今也太守之進發問其故、則爲退治家臣之叛逆也、然則非義兵、當時入道加療養之間、雖爲公之一身敢不可私、且以陣中之勞苦、再發何有所疑乎、如斯則醫家之瑕瑾、都鄙之嘲哂、云袷云恰、無所逃罪、若容入道之言者、使人演說此旨於一族家臣、止太守之進發給、又於無承引者、疎藥之止調合、請退去之暇、而赴京師云々、忠昌曰、伊東寇當家者有年于茲、且伊作式部太輔令合體于伊東、逼于近江守、着陣於飢肥城、近江守及難儀者誠無念之至也、若不救彼之難者亡守護之職、療治亦不可空、教法印同道、嘗良藥救急難、兩樣得全者、於予何幸之有乎云々、法印屈其理令應諾畢、

1616

〔文明記〕

一去程に去壬三月八日、伊東又打出飢肥に陣を取る、數月を送る、去れハ兵糧盡たる左右連日有けれ共、五月

雨の時分なるニ依り而、後卷ノ了簡ニ不及、其謂れば彼
「愚思知也 高山ニシテハ白雲懸ニ廻リ、冠サナガラ帯其名タリ、
 境の通路ニ白木俣と云山路有り、一日の内ニ二三十瀬
嶽ハカド立瀧リ、音響肩ニ懸リテハ只其響ノ衣也、類イ嵐ノ内トモ、深山之瀧
 渡ルニ依り而、少も水かさ増れば往來難儀なり、其上
染ハ輪ニ廻ル響ノ音送、妻秋カト古人ノ脉ヲ知許、此通路ニ白木俣トテ有山路
 大隅薩摩兩年の合戦に、地下等の者皆つかれたる時分
一日ノ中ニ小河大河ヲ渡事四十九瀬ニテ、少水云々、
 なれば、兎角と延引する程に、漸く五月雨の晴あかり

て、五月廿七日ニ先勢と薩州・匠作都之城ニ被打越而、

諸軍勢被相催、去程に 忠昌様御心地、諸醫師療治被

申候へ共、其驗なきに依り、京都被申登候而、公武の御

意を被受、竹田之法印を被申下之間、去壬三月九日ニ

鹿兒島江下着す、則チ 忠昌様江被掛御目、以來勤而

御養生有ける程に、御氣分も過半は雖被立直、遠所迄

之難有御發足之時分なり、然共薩摩守國久・匠作・近

江守其外一家中の難儀を見捨かたく思召サセテ、既ニ

六月十二日、 忠昌様も鹿兒島を可有御打立御支度有

りける處に、竹田法印人をして被申けるへ、御一家中

の難儀を被見捨かたく被思召而、御出陣の儀尤殊勝の

御事候、雖然御クワンラク此時節の御養生專一なり、

然ニ炎天と申し遙々の御渡海、陣屋の御栖居所犯雨露

候者へ、以前百日の御服薬も徒ニ可成行候、飢肥の事
 は薩州・匠作爲御人躰御越之上は、進退餘儀有へから

すと存候、御出張之通り先被仰出、今度の御打立をは

御延引有へき事、平更入道可爲御扶持なりと、支へて

被申上けれへ、御返事には、意趣尤被思召候、雖然如

此療治を加へ、身命をまつたく有りたきも、儀理の弓

矢に望て一命を輕んすべきの心底なり、たとひ於路次

兎角成行共、只出陣可有と被仰出けれへ、法印重而の

儀ハ憚千萬、惶入たる申上事ニ候へとも、此法印を御

下し候事、既ニ公武の以御意なり、此時は御私ならず

子細候哉、今度御出張之事へ、家臣の叛逆を御静め可

有御弓箭ニ候間、天下之時義ニハあらず候、自公武入

道を御下シの事ニ候へへ、御身之御養生とハ乍申、御

私不成御事ニ候、去ルに海上の御勞煩、陣屋の御無養

生御再發必定なり、其時は我家のきす、京都の聞へも

迷惑不過之候、可然は以御使者某が申旨を、御一家中

に被仰述候而、御出陣の事をは可被思召留候、於無御

承引へ、以後の御薬を進上申間敷候上は、御暇を可被

下儀類ニ申上けれへ、 忠昌様重而の御返事ニハ、い

東か事、代々對當家致寇のミならず、剩式部太夫をか

たらひ、近江守に腹を可切スエニ而、既於飢肥對陣を
 して、近江守ハ及難儀之条、一段無念なり、其上一家

中は大山を越、身命を捨らるゝ時は、養生時分などは申難く候、然は平に法印も同道申シ、先キ境目迄打越而、彼方の左右ニ依而可有進退と被仰ける間、御意を理りにや被思けん、法印も可致御供之由被申上候間、鹿兒島を御出船有て敷根に御着云々、

1617

〔北郷氏六代讃岐守敏久譜中〕

文明十六年甲辰十一月、伊東少進祐國・伊作式部太輔久逸・北原長門守等率大軍、繞攻新納近江守之鉄肥城、是以 太守忠昌公欲救近江守之危急、翌年己丑六月十一日、發於魔府、同十三日、到末吉矣、敏久來迎拜謁焉、時敏久蒙先驅之命賜旗幕、於此敏久率二千八百餘騎、越嶮山到于鉄肥對于敵陣數日、其軍勢不可勝言、同二十一日、與諸將進兵、敏久爲中軍將、〔本マ、〕樺山・同次郎太郎・肝屬・同三郎四郎・禰〔本マ、〕・村田肥前守・伊地知周防守・鉄肥伊豆守・肥後・石井・梶原隨之、遂斬伊東祐國・北原長門守、追式部太夫久逸、其外斬獲殆庶幾乎一千人、時北郷次郎五郎・同性助太郎・同源次郎抽軍功、且兵士之樹戰功者、不遑枚舉、依茲感其忠功、賜於日州中之郷三百町也、

明應九年正月廿二日卒、年七十一云々、

1618

〔島津譜中〕

一文明十七年乙巳六月十二日、以爲吉日之故、忠昌朝臣令進發於魔島着御于敷根、明日十三日、至于末吉給、即薩摩守・修理亮・北郷讚岐守發於都城令參候、擬評議、同十七日、預太守之旗於北郷讚岐守蒙先陣之命、〔九イ〕樺山安藝守・同二郎太郎・加治木右衛門祐・島津出羽守・佐多宮内少輔・伊集院三郎右衛門尉・肝付・根寢・種子嶋・村田肥前守、其外守護方之歴々都合二千餘騎、令逾越於白木俣、逆谷之内以中山權現之尾構陣、同十八日、薩摩守・同三郎太郎・同中務太輔忠福・修理亮・同兵部少輔忠末都合二千八百餘騎、令越山構陣於同所舉、

一同日、山東眞幸之大勢令發出、栗嶺内霧島其外在々所々爲放火、于時島津源左衛門尉之手勢馳合致合戰、討捕於敵二三輩、其頸令持參于末吉之陣營云々、

1619

〔文明記〕

一翌十三日、末吉に御着有れば、則薩摩守・匠作・北郷

讚岐守從都之城被參而被受御意、同十九日〔イ十七〕、爲先勢北郷
讚岐守ニ御幡を被預而、柘山〔イ次郎太郎久形〕・同太郎次郎〔イ加治木〕・嶋津左衛門
佐〔久〕・同出羽守〔忠徳〕・佐多宮内少輔〔對延久〕・伊集院三郎右衛門〔延安〕・肝
付三郎丸〔延安〕・禰寢又五郎〔延安〕・種子島方〔延安〕・村田肥前守〔延安〕、其外
御内の方〔延安〕都合二千餘ニ而白木俣を打越、逆谷の内中〔延安〕
山重ノ權現の尾に陣を取ル、同十八日、薩摩守〔延安〕・子息
三郎太郎〔重久〕・同三郎九郎〔秀久〕・同中務太輔〔延久〕・匠作舎弟兵部少
輔〔安久〕、都合千五百ニ而打越、同前ニ陣を取ル、敵の手振
を被見計處ニ、同日、山東眞幸より打出、久土志ツマ〔東〕
キリシマ其外所々ニ放火する處を、嶋津源左衛門尉手〔忠徳〕
の者共、我先ニと渡し合而合戦し而、敵二三〔イ四五人〕人打取而、
其首を末吉の御座所江進上有る云々、

〔見于文明記〕

一同廿日、鉄肥之内以稱蔭田之地爲陣所也、逼寄于敵陣、
味方與敵陣之間六町許也、故見敵陣之構、則楠原總陣
與野頸陣之間、有廣二丈深一丈許之堀、而湛水、且堀
之面者結二丈許之高籬、亂杙逆茂木且矢倉亦無間斷、
前面所差向之陣五ヶ所也、總陣者、伊作式部大輔・新
納駿河守・伊東祐國・北原長門守、大龍寺之陣者、伊

東二郎五郎、田間之兩陣者、伊東二郎太郎・長倉修理
亮・野村勘解由左衛門尉・佐渡原六郎三郎、野頸陣者、
伊東二郎、都合陣衆四千餘騎、寄手遅待鉢也、兼日定評
議、以長石之麓河原面定于一番之責口、修理亮將責向、
于時薩摩守頻請吾之爲攻口、故不及力讓薩摩守、而修
理亮者爲總陣之手當、是以河原面之大將者、薩摩守成久
・同三郎太郎忠興・同中務大輔忠福〔成久〕・佐多宮内少
輔・河上十郎左衛門尉・伊集院左馬助・石谷助太郎・
山田太郎左衛門尉氏忠・末弘大和守・蒲生刑部丞・桑
波田右馬助・鳥取播磨守・野田又六・大寺九郎其外都
合千五百餘騎、河原面向于上手、又中之手者、北郷讚
岐守爲大將、而樺山安藝守・同二郎太郎・肝付越前守
・同三郎二郎〔四〕・根寢左近大夫・村田肥前守・伊地知周
防介・鉄肥伊豆守・肥後・石井・梶原都合二千餘騎差
向、下之手者、修理亮爲大將、右馬助・出羽守久遠・
右衛門佑忠敏・同兵部少輔忠秀〔季九〕・伊集院三郎右衛門尉
・山田淡路守・宮里内膳佑・入來院下野守・吉田治部
太輔・平田又七郎・鹿屋周防介・同越中守・肝付三郎
五郎・大寺圖書屬・恒吉門太郎、都合千三百餘騎指向
于總陣、新納越前守・同七郎左衛門尉・同安藝守・和

泉隱岐守都合五百餘騎、指向于野頸伊東二郎之陣、去程四ヶ所共雖同時攻寄、敵軍大勢、且陣之構已下堅固、而非可攻破之體、於茲薩摩守使伊地知周防介言曰、欲攻敵陣而更軍勢之無據、如之何乎云々、修理亮聞之、差伊集院三郎右衛門尉曰、今日若不致合戰、城裏之難儀可在不日、先可被指向軍勢於野頸之陣云々、薩摩守令應諾、即伊集院左馬助并諸勢差副、野臥懸於長石之陣、去程式部太輔之陣攻破於河原面、數百人亂入、于時式部太輔・新納駿河守是久・野村勘解由左衛門尉待得之、而散々相戰、薩摩守之軍切負、而猿渡筑前守・同刑部少輔・本田又二郎・飯牟禮又九郎・山内藤八・富田彌六・川畑小太郎、其外究竟勇士被討殺、散足成處、薩摩守父子・同中務太輔・佐多刑部少輔・河上十郎左衛門尉・鳥取播磨介・伊地知越前守等返合、散火相戰得勝利、新納駿河守・鎌田伊豆守・同空助・野村二郎五郎等數十人討取畢、三郎太郎忠興・鳥取播磨介負深手、而引退、于時中之北郷・樺山・村田肥前守入替、而攻戰、去程北郷二郎五郎能武者一騎討取、且追入敵軍於田間之兩陣、又下之手島津兵部少輔・阿多刑部少輔・北郷助太郎・知覽治部左衛門尉・築瀨加賀守、守護方

鹿屋周防介已下輩責入于總門口競進相戰、中龜五郎四郎・長濱掃部助被討取、散足成處、修理亮・右馬助・出羽守・右衛門佑・伊集院三郎右衛門尉・入來院又五郎・吉田治部太輔・日置美作守其外守護方之面々、悉以攻入、與中之手合于一所、散火致合戰、于時伊東祐國・北原長門守・長倉修理亮以下一族家臣等數十人討捕、而所以殘之軍勢皆追入于總陣、且爲塞退散之通路、入來院又五郎・吉田治部太輔・北郷源二郎・羽嶋周防介・北村宮内少輔被差廻于野頸之陣、於彼地又有合戰、而敵數多討捕畢、式部太輔者初度河原合戰之時、從軍數十人被討殺、自身深蒙疵者數多、故退入于田間之陣、則祐國父子已有告退散之旨者、依之直如南郷被引退云々、修理亮之從軍餅原駿河介者、彼邊地爲案内者、故^{〔二〕}數勢相副登于富ヶ嶺、退散之敵軍令遮前路不得進退、爰樺山安藝守奔走、而至于其場、手自打太刀勇軍數多討捕矣、此間籠城之人々、亦同令發出及合戰、其中南郷治部左衛門尉・洲江小^{〔太一〕}二郎蒙疵而引退、爰伊東又二郎其勢三百許、屯于大龍寺麓之川緣、見之、修理亮・右馬助・伊集院三郎右衛門尉・肝付美作守^{〔兼広力〕}・島津出羽守馳至、而已及合戰、伊東又二郎者兼日至于近江守、

有内通之子細、故伸可降參之旨、其有否未辨、若武者等競進令合戦、又二郎之勢數多討捕、又二郎亦負深手、其不知行方云、野頸亦有合戦、末弘尾張守・大寺彦左衛門尉被討殺而引退、于時伊集院左馬助・新納越前守忠明之從軍入替而相戦、伊東二郎負深手令退散畢、又鉄肥之軍守護方之勢者、田間之兩陣、大龍寺之陣、宮敷四ヶ所之陣共責寄相戦、于時所以攻寄于田間陣之軍兵切負、而万里二郎右衛門尉・肥後郷左衛門尉・同帶刀長・上井筑前守・岩切甲斐守・鳥取源二郎・竹井又十郎・土井助太郎・加藤七郎・草瀬五郎・八頭平右衛門尉・入佐孫六・古野尾六郎左衛門尉・繩下六郎左衛門尉・同藤左衛門尉・中間又九郎・大官司父子令討死矣、新納四郎之從軍隈江伊勢守・東又七兄弟其外蒙疵者有數十人、都而敵軍十三ヶ所同時攻崩、梟首者百十三、切捨八百人註記云、其後各入于所受取之陣、翌日廿二日、如逆谷令移陣畢、

〔文明記〕

一同廿日ニ、鉄肥の内ニも武多とゆふ處ニ陣を取而寄間、敵味方の間六町計なり、爰より敵陣の有様を見れハ、

楠原の惣陣と野鎖ノ陣との間四町餘ニ而、堀の廣さ二丈深さ一丈ニほり、水をたゝへて大柱をねり立ッ、垣の高さ二丈程に結渡し、乱杭逆茂木をひたと透間もなぐ、矢藏をも付渡し、面々差向る處ニ陣五なり、惣陣ニハ式部太輔・新納駿河守・伊東祐國・北原長門守、大龍寺の陣ニハ伊東又次郎を爲大將、都合其勢五百許也、田間の陣ニハ伊東次郎太郎ニ野村勘解由左衛門尉〔伊佐土原六郎三郎其勢〕・〔イ余騎ニテ堅メタリ、野頸ノ陣ニハ伊東郎〕・長倉〔匠作都合八百、野鎖ニハい東次郎を爲大將、イ修理亮〕、其勢千貳百を卒而、都合陣衆を四手ニ作而待かけたり、扱又味方の評定は兼而よりの談合ニ、長吉〔石也〕の麓の河原の面を、先手の詰口に相定候而、去間爰を匠作受取而、可被破之由難有、薩州國久の手ニ而可被破之由、頻に被仰候之間、匠作忠廉不及力、惣陣之手當を被受取也、上の手をは薩摩守を爲大將、子息三郎太郎〔重久〕・同中務太輔〔延久〕・同三郎九郎〔秀久〕・佐多宮内少輔・河上十郎左衛門尉・伊集院左馬助〔久慈〕・石谷出羽守・山田太郎左衛門尉・末弘・蒲生刑部太輔・桑波田右馬助・鳥取播磨助〔イ七〕・野田・大寺九郎を先として、其勢都合千五百餘騎の兵は川原面ニ差向られ、中の手をは樺山安藝守〔長久〕・同次郎太郎〔久形〕・北郷讚岐守を爲大將、肝付三郎丸・同三郎四郎・福

寢又五郎・村田肥前守・伊地知周防介・既肥伊豆守・肥後・石井・梶原、其勢都合貳千餘騎ニ而差向らる、惣陣の手を「下の」ハ匠作「忠徳」を爲大將、右馬助「頼久」・出羽守「忠徳」・右衛門佐「安久」・舎弟兵部少輔・伊集院三郎右衛門尉「延久」・山田河内守「安久」・宮里美作守・入來院又五郎・吉田治部少輔・平田右馬助「七郎」・鹿屋周防守・同越中守・肝付三郎五郎・大寺・恒吉、其勢千三百騎を差向らる、新納越前守を爲大將、同七郎右衛門尉「左」・同安藝守「忠徳」・和泉隱岐守「久氏」、其勢都合八百餘騎ニ而、野久尾に差向らる、去程に四ヶ所皆同に差寄而攻るといへ共、敵猛勢なるに依而、陣構も手堅して破れへき様もなき由、上の手より、い地知周防介を以而、惣陣の手當衆江言送らる、角而ハ取合難叶与見及に依而、匠作より、集院三郎右衛門尉を使ニ而、先野鎖江一勢を御上せニ而候はと有りける程ニ、薩摩守則領掌ニ而、伊集院左馬助江一勢を被差添、長吉の陣に追付野伏をあてかけらるゝ、其間ニ川原面を詰破り而數百人切入處を、式部太輔・新納駿河守・野村勘解由左衛門馳合而戦ふ程に、薩摩の手切負而、猿渡筑前守・同刑部少輔・本田又次郎・飯牟禮又九郎・山田・富田彌六・川俣小太郎と云くきやうの者共、被打而し

とろに成ル處を、薩州國久・同三郎太郎兄弟・同中務太輔・佐多刑部少輔・川上十郎左衛門・鳥取播磨介「伊地知越前守先として」而返し戦ふ程に、切勝而、新納駿河守、福嶋手ニハ鎌田又七郎・同奎之助・野村次郎五郎を始としてくきやうの者數十人被打而、三郎太郎・鳥取播磨介深手負而引退く處を、中の手の北郷・桃山・村田肥前守入替而戦ふ程ニ、北郷二郎五郎武者餘多ツテ、敵を田間二ツの陣に切籠む、去程に帖佐の手に守護の衆、楠原の惣門の口に切入而、手柄をいたし戦ふ程に、守護の衆ニハ大寺彦左衛門尉、匠作内にハ中龜五郎四郎・前田掃部助打れ而しどろに成る所を、匠作・右馬介・出羽守・右衛門佐・伊集院三郎左衛門尉「右」・入來院又五郎・吉田治部少輔一同に懸入而、モミニモンテ責る程に、中の手の軍兵も一所になり而、い東祐國・北原長門守・長倉修理亮を先として、くきやうの者拾六人打取、去程に楠原に切籠たる敵どもの落行處を、帖佐の手に入來院又五郎・吉田治部少輔、福島の通路を取切而戦ふ程に、爰にても數十人打留、案内者なる間、餅原駿河守に一勢を差添て富ヶ峰に攻登る、其間に前を取切り早驅付、敵足を乱す處に、駿河守有無ニ掛入而太

刀打、數十人被打留、其外の軍勢も駈付て責戦ふ程に、又數十人打留ける、伊東又次郎殿として其勢二百程「イ尻私ヒシテ引退ク」「イ三百計」大龍寺の麓なる川畑江引留たる處に、又修理介・右馬介・出羽守・伊集院三郎右衛門・肝付美作守掛付而太「イ陣」刀打ニおよぶ處に、又次郎兼日より近江ニ被申談子細「イ陣」共有に依り、降参すべき由、伊集院三郎右衛門尉ニ被申出ける間、如何有べきの談合最中をもわきまへず、へやりをの若武者共、我先にと切而掛る程に、合戦有而又數十人打留る、去間に又次郎も手三ヶ處負而、行方知す落行けり、野鎖の陣にも合戦有て、末弘其外少く被打而引退く所を、伊集院右馬助・桑波田右馬介責入而戦ふ程に、い東次郎深手負而、行方知す落行ク、又鉄肥の城衆は田間・大龍寺・宮文三ツの陣江掛り而太刀打する程に、切負而、玉利次郎左衛門尉・肥後郷右衛門尉・同帯刀・上井筑前守・岩切甲斐助・鳥取源次郎・竹井又十郎・戸井助太郎・加藤・梁瀬・八ヶ代平右衛門尉・入道孫六・古野尾・名下父子・なるミ父子「イ入佐」「イ谷ノ下」「イ鳴海」打死ス、隈江伊勢守・東又七・同又九郎を始として、手負數を不知、切掛ル敵の首三十、切捨六百人と識せり、翌日如逆谷被移、二三日人馬をやすめ、同廿五日云々、

1622

「見于御譜中」

一同廿五日辰刻、令進發於逆谷至于福島、構陣於熊田原、同廿九日、忠昌朝臣自末吉至福島、直令發向給、於是軍中皆同好和與、故薩摩守以此旨告式部太輔、式部太輔即令應諾、故達之於太守忠昌朝臣、忠昌曰、今度謀叛無據宥其罪、雖然改前非、而被抽後來之忠功者、可任薩摩守已下一族家臣之請云々、

一七月二日、式部太輔候太守之陣所、遂面謁、而同三日、令下城畢、於茲如元有伊作移之命、同四日、太守其外諸軍如末吉開陣也、同八日、令歸着于魔島給、

1623

「上原休兵衛藏」

前日用一行候之處、丁寧之御返事、殊伊地知周防守所精文狀同披見、懇切之至、誠以頼母敷存候、然者此刻順逆憑入候之外無他候、委細者從周防守所可申候、恐々謹言、

七月九日

忠昌(花押)

「菱刈宛乎」

1624

「文明記」

一同廿五日、辰の刻に打立而福嶋に押寄る、則熊田原ニ

攻、于時味方之軍悉敗、是以退入櫛間城矣、

1628
〔全上〕

同月廿五日、守護之軍衆鳴鑼鼓來、陣櫛間熊田原、同廿九日、太守忠昌亦著陣、而攻責甚急也、

1629
〔全上〕

文明十七年七月二日、有和諧之媒既成、故同三日、降櫛間城、而如元移伊作畢、

1625
「伊作久逸譜中」

「正文在卷本」

〔本文書ハ一五六一号文書ト同文ニツキ省略シ〕

1630
『福昌寺文書』

料足十貫文、季吉梅北殿爲息女妙泉禪尼追薦也、忌日文
明二年庚寅十二月八日也、彼祠堂物利分、每年一石以之
調定座、

料足五貫文、妙能禪尼祠堂物也、利分毎年納米二斗以之、
四月八日、花堂晚食大衆用之、忌日二月十五日也、妙能
者妙泉之母也、彼二女之祠堂物四培利、定座花堂、餘者、
時之住持小破殿出顯也、補之者也、仍爲後日證狀如件、

守琮書之、

文明十六甲辰

〔花押〕「不明」

1626
〔全上〕

新納近江守忠續主日州飢肥院、雖爲一門忽有不快之事、
而漸爲氷炭、且復與伊東六郎左衛門尉祐國俱、忠續之圍
飢肥城也、

1627
〔全上〕

文明十七年乙巳六月廿一日、太守發大軍爲飢肥陣之後

1631

七月七日

〔見于御譜中〕

一 太守歸陣之後、祁答院以使節令言上曰、今度不爲飢肥發向者緩怠之至、無所逃罪、雖然施太守之仁愛、得赦免者、改前非抽忠功、宜謹後末云々、忠昌朝臣曰、彼之緩怠非言之可得而伸、就中今度飢肥發軍之間、廻計略川内之邊地蜂起之企歴然也、然而改已前之叛逆、專後來之忠順、無貳心者神妙之至也、魔島出仕之時節者、重而可被仰出云々、不候太守之命、祁答院同廿三日推參于魔嶋、太守即不能見、被廻思慮、于時祁答院及深更逃歸畢、叛逆彌非可疑、八月十五日、忠昌朝臣令渡御谷山、召薩摩守・修理亮、有祁答院發向之評議云々、

〔文明記〕

一 然處に祁答院某、以使者鹿兒嶋へ被申入意趣ハ、今度飢肥江出陣被申處尤冠至也〔緩怠至極也〕、雖然、自今以後は隨分可致御奉公由なり、老名衆迄被申出候間、先以肝要なり、從是可有御左右之由被仰處ニ、同廿三日に鹿兒島ニ押而參上被申けるか、思案如何有けるや、其夜鹿兒島を

蚤ク被歸ける、去程に祁答院へ一勢可被遣由、忠昌様被仰出而、八月十二日〔イ六〕、於谷山方へ被召寄、御談合有而、九月五日云々、

1633

依不慮之儀、遙久敷不申通候之条、心外候、一刻之事者尤候、於于今者我々難儀候、以前之如筋目被成御志候者、於以後モ不可有忘脚候、仍伊地知周防守所へ被仰越候一段、急度現形候者、不可有余儀候、慶事猶期後信候、恐々謹言、

八月廿一日

忠昌(花押)

菱刈左兵衛尉殿

1634

〔新納越前守忠明 後近江守 譜中〕
 〔正文在新納三河守忠徳入道楚行〕

(本文書ハ一六一〇号文書ト同文ニツキ省略ス)

1635

〔町田氏系圖〕

町田出羽守高久 — 左京亮頼本

號石谷

伊賀守 法名淨榮

太守立久公使令弟式部太輔久逸後被任河内守 守日州福島

院、時梅吉奉 太守之嚴命、從吏部移居福島、賜稱

吉松在所、文明十七年初秋、久逸應 太守忠昌公之

命、去福島移居本領伊作庄、梅吉亦賜本領石谷矣、

1636

「見于文明記」

一文明十七年九月五日、修理亮・村田肥前守先令越山于
 入來、而與下野守・東郷右京亮俱擬評議、同八日以爲
 吉日、發出于山崎之牧嶺、而令向軍兵於久富木・山崎
 之兩所、同十二日、集勢於山崎、薩摩守・修理亮者越
 山于大村、其夜者以號馬比尾之地爲假陣、而待帖佐軍
 勢之至、于時島津二郎三郎令引率隅州面々、至于大村
 之最口、雖然風雨猛烈、故不得通融、翌日十三日、兩
 所之軍勢共爲一所、懸野伏於大村城、其間構陣、同十
 四日、自大村城裏敵勢二百有餘令發出、欲討雜兵之往
 還、于時帖佐之軍令進發、大村之敵二人討捕畢、同十
 五日、大村之寄手共爲一所、都合三千餘騎、黒木・中
 津川其外在々所々令放火、祢答院其勢八百許馳越於鋒

1637

「文明記」

尾、雖對面唯有矢軍無合戰、同日、日置美作守自横川
 至長野、發軍勢令放火、于時祢答院以多勢發出之時、
 故地下勢共競進付送、於所々致合戰、日置助四郎其外
 横川勇軍等碎手防戰、故敵味方蒙疵者數十人也、

一九月五日、先匠作・村田肥前守如入來院被遣而、同八
 日、久富木名臣の牧之峯江被打出而、同十二日ニハ、相州友臣
 を大將として祢答院山崎に篠立あり、薩摩守・同三郎
 太郎・同三郎九郎・同中務太輔・匠作・同二郎三郎を
 始として、其外諸勢如大村被打越、其夜はマコロヒノ
 松尾と云處ニ被居而或在陣、同十三日、大隅衆に取合而、大
 村の古城に陣を取ル、同十四日、城衆少々出合而防く
 處を、帖佐衆馬に掛分而貳人敵討取ル、同十五日、山
 崎に篠立せられたる人數も、大村江一處ニ成合而、都
 合其勢三千餘騎ニ而陣を取而、黒木・中津川・敷部其
 外所々を放火し而、同廿一日開陣有而、入來院の如く
 打歸る、

一同廿二日、東郷の内山田ニ打越而、同廿三日、祢答院
 の内平川村に打出、川より西は無殘處様ニ被仕拂而、

同廿四日、各在々所に打歸り早、

1638

〔見于文明記〕

一 同廿一日、大村開陣、而如入來被引退、于時敵軍三百人雖付送、武略勇氣共以賢哲、故無恙悉引退畢、

1639

〔全〕

一 同廿二日、東郷之内往于山田集于軍勢、廿三日、祇答院之河向懸野伏悉追拂、于時鶴田之軍兵三百計打出、而警固於紫尾之大願寺、東郷・帖佐之軍兵共荒懸野伏、故敵軍不得防禦令退散、乘勝逼付于大川之邊、以征矢狩候數十人射殺畢、蒙疵者不知其數云々、

1640

〔全〕

一 同廿四日、薩摩守・修理亮・右衛門佑各令歸陣畢、明文
十八年以往無軍記、以「文明十八年被改忠昌」之故此末諸条未詳、

1641

〔國史 圓室公〕

十八年丙午、公使新納忠續去飢肥復志布志、別以末吉・財部・救仁郷賜之、據島津支 公以櫛間・飢肥國之北門、流系圖

守難其人、冬十月十九日、以島津忠廉爲櫛間・飢肥領主、據島津内 初 公之自將救飢肥也、竹田法印昭慶止之曰、膳家譜 今以病起羸弱之餘、暴衣露蓋、櫛風沐雨、萬一卒逢霧露、

雖有善者無奈之何、且此役也、但命國久・忠廉等足矣、何必輕身自將也哉、公不聽曰、凡平居服藥、以求身之康彊、豈有他哉、將以殉國家之難也、即今日雖死於行、實所甘心、奈之何以愛身之故、廢國之大事也、昭慶曰、今日之事、不過過二臣者之私闘而已、非有關於天下之大事也、乃若臣者、實受公家武家之命而來、非私事也、而所言不聽、是不得其職也、臣請自此辭矣、公曰、先生言亦是也、然伊東氏與我累世爲寇讐、今也寇深矣、因我叛臣、窺我邦域、寡人是以不忍忿忿之心、必欲自將擊之、事至於此、卒不可已、吾於是乎、竊有請焉、若煩先生如飢肥、使寡人服藥攝養如平生、則庶幾其免乎、唯先生圖之、昭慶曰、諾、公遂行、踰月而反、竟無復患、據圓室公

1642

〔在本田兼親傳〕

一 文明十七年乙巳也、〔十七年、乙巳也〕 武久公使鳥取播磨介齋往命之曰、固凶徒境可事 太守、兼親乃對曰、屬帖佐

非臣志也、以小敵大無路保命、不得止而應之耳、今也幸忠廉降于公、且遷飢肥而承恩命、何喜如之、就鳥取謝罪、五日、公賜書赦之、且師于飢肥命也、

1643 (本文書ハ一六四四号文書ト同文ニツキ省略ス)

1644 「忠昌公御譜中」

「正文在本田作左衛門宣親」

一日遣使者候之處、懇之返事喜悅候、殊鳥取播磨介ニ物語候分、細々申候、得其心候、聊無等閑之儀候、其境之事弥無爲簡要候、就中伊東於飢肥出張候、庄内寄郡邊、先以各々進發之由申付候、自此方も人衆可差遣候、定而於彼境可取組候、縱此方大破成行候共、伊東越山之上者、爲當家非可閑候、別而奔走憑入候、恐々謹言、

「文明十八年也」
十二月五日 (兼惣) 武久(花押)

「上包ニ有之」
本田殿 武久

1645 文明十八年丙午

六月廿一日、岩切甲斐守壽信 伊東勢と野首の陣に戦死とあり、

1646 「忠昌公御譜中」

「正文在本田作左衛門」

其後時儀共如何候哉、無心元候、鑾而可用一行候處、諸方々取乱、更々無寸隙候之間、乍存候、城山之事無心元候、所々申調時分候、其間拘留候之上方々申合、一途可了簡候、各々乍辛勞、爰元万事憑入候、打寄軍勢中、皆々同申候之通申度候、時儀不断可被申越候、恐々謹言、

「文明十八年也」
十月一日 (兼惣) 忠昌(花押)

「上包」
本田殿 忠昌

「又之上包ニ有之」
本田殿 よこ河へ くまの城より

1647 「忠昌公御譜中」

「正文在本田作左衛門宣親」

横河之敵陣後卷共依奔走、輒退散候、可然候、已後も尚々彼境之事、憑入候、今ハ勢々と候て可然候之間、其一番之由其閑候、悦入候、先々村田此方へ越候ハ、方々の時儀共、薩州重豊などニ申合、我等如帖佐可打越候、さ候ハ、其境之事共堅固ニ可申付候、今度後卷共辛勞

候、人々へ何も悦申度候、城内ニ被籠候人々へ不及申候、各々御骨折無申計候、恐々謹言、

〔文明十八年也〕

十月五日

忠昌(花押)

(兼惣) 本田殿

〔上書〕 本田殿

忠昌

1648 〔載本田兼親傳〕

一文明十八年丙午、忠昌公自將伐賊於隈之城、兼親乃師于横川命也、十月一日、自隈之城賜書勞之、

1649 〔本文書ハ一六四六号文書ト同文ニツキ省略ス〕

1650 兼親在横河、謀擊敵後、敵不能支悉敗走、十月五日、公復賜書、勞軍務也、

1651 〔本文書ハ一六四七号文書ト同文ニツキ省略ス〕

1652 〔忠昌公御譜中〕

〔正文在肝付半兵衛兼屋〕

昨日之合戦之次第、面々者、動内者忠節誠無比類候、多

間三郎五郎親父母へ先候、可被心得候、其堺番用心等、万憑入候外無他候、恐々謹言、

〔文明十八年アルシ、御譜中ニハ年間記サス〕

十月五日

忠昌(花押)

肝付次郎左衛門尉殿

〔上書〕 肝付次郎左衛門尉殿

忠昌

1653 〔豊州家二代忠廉譜中〕

文明十八年丙午、太守忠昌公賜日州飢肥・福島、故去帖佐所以入部其地也、

1654 〔正文在島津豊前〕

日向國飢肥院南北一圓・同櫛間院一圓之事
右兩所、爲領知所宛行之也、早任此旨、可有知行之狀如件、

文明十八年十月十九日 忠昌(花押)

(忠總) 修理亮殿

〔上書〕 修理亮殿

忠昌

1655 〔忠昌公御譜中〕

〔正文在祿禿右近重永〕

此御判形者、從鹿苑院御所様恕翁御頂戴候、其後就御猶子之儀、兄候初犬丸ニ被預候、某連續仕所持候とて、伊集院大隅入道ニ集被持來候て、親候者江被遣候、數ケ度雖斟酌候、頻依被申、先請取申候、某今度日州就罷移、心中旨意趣無所殘申入候上者、此一紙令進上候、以御機嫌可有御披露候、恐惶謹言、

文明十八年十月吉日
〔島津〕
忠廉(花押)
進上 御奉行所

1656 「載本田兼親傳」

一十八年丙午十一月、公陣隈之城、二十六日、遣兵伐東郷、二十七日、及東郷兵戰、公師克之、斬東郷右馬允之弟刑部太輔及其族等數人、公將如帖佐、閏月朔日、公復賜書、

1657 去廿六七東郷ニ勢遣候、廿七日、兩方ニ合戰候て、何方も得勝利候、可然候、殊東郷右馬允舍弟刑部太輔其外親類以下數人討取候、本望候、東郷事は城ばかりに仕成候之間、其儘差寄候ハ、可轍様ニ見へ候つれ共、方々被申子細共候間、先々取延候、何様懸而可了簡候、其方境

目之事共いか候哉、今之時分一入用心、城詰等入へく候、雖不申共候、不關被副心候ハ、可然候、合戰之次第其方之人々皆々申度候、爰元しかくと申談候而、懸而如帖佐可打越候、世上如今者、不可有差事候哉、弥所々無越度様ニ調法共憑入候、恐々謹言、

壬十一月一日
〔兼親〕
忠昌御判
本田殿
〔此文書、忠昌公御譜中ニ無シ〕

1658 「載兼親譜」

一閏十一月廿六日、公賜兼親書、復隅州守護代、呈誓表故也、

1659 就弓矢之儀一筆到來、甚深之文言御神名等具拜見候訖、抑先年之一乱之事者、偏天魔之所爲候之間、無申事候、然者改先非、皆々入見參候上者、更々以無遺恨之儀候、殊貴方之事、別而心底之通承分候之間、得其意候喜、今度尚々心中之分令存知候、喜悦之至候、於自今已後、正宮 霧嶋も御照覽候へ、聊不可有等閑候、弥被調大隅國中_ニ之儀、可被抽忠節之事專一候、巨細期見參之時候、

1663

〔種子島氏家臣知覽氏系圖中〕

〔上文略〕

1662

〔新納近江守忠繼譜中〕

救仁院即志布志也之外賜飢肥、居于此者二十九年也、文明十

八年丙午、易飢肥於末吉・財部・救仁鄉即大崎蓬原也、賜之、

知件之諸所者、共四十一年也、

1661

〔御文庫拾六番箱壹卷中〕

〔本文書八一六五五号文書ト同文ニツキ省略ス〕

文明十八年丙午、圓室公賜伯父忠繼末吉・財部・救仁鄉、即大崎蓬原地、易飢肥地、而遷久逸於伊作、封島津忠廉豊州二世、於飢肥・櫛間、於是忠繼徙志布志、時友義從焉、

1660

〔新納伊勢守友義譜中〕

〔此文書、御譜中ニナシ〕

恐々謹言、

〔十八年丙午〕

閏十一月廿六日

忠昌(花押)

本田因幡守殿

(兼親)

大和守

領知知覽及山田、而居住麿島矣、

文明十八年丙午之冬、島津修理亮忠廉爲日州飢肥

・櫛間之宰、移居之時、大和守亦蒙移之命、于時

稱知覽與山田返地、賜梅北及飢肥之内新山兩城也、

法名徳崇、

大和守

母豊州家二代道海之女也、

弘治四年十一月四日、於飢肥新山戰死、年四十二、

法號了雲宗悟居士、